

地域共生社会実現のために  
支えあい 助けあいのまち 新庄

## 第3期新庄市地域福祉計画

## 第4期新庄市地域福祉活動計画

(令和3年度～令和8年度)



令和3年3月

新 庄 市  
新庄市社会福祉協議会

## はじめに



本市においては、年々人口減少が進みまた、高齢者人口が31%を超えており超高齢化社会を迎えています。それに伴い、地域活動を中心的に担っていただく方が減少し、地域活動が低調になり、地域のつながりが希薄になってきているところも見られるようになりました。最近の多様化複雑化する問題の解決には、地域住民が地域の課題を我が事として受け止め、主体的にかかわっていただく必要があります。また、行政としては福祉サービスの充実を図りながら、従来の縦割りでは対応できない場面も見られることから、包括的支援体制をどのように構築していくかが喫緊の課題です。

第3期新庄市地域福祉計画及び第4期新庄市地域福祉活動計画の策定にあたっては、これらの課題解決の方策について、市民、行政、社会福祉協議会が何に取り組むべきかを検討し策定いたしました。

今計画の策定中に、東日本大震災から10年が経過し、あらためて防災も含めた安全安心のための取り組みを進めるとともに、未だに収束が見えない新型コロナウイルス感染症に関連した、不寛容な社会にならないための、権利擁護の推進及び差別解消に向けた取り組みを一層進めてまいります。

取り残される人がいない、支援が必要な人すべてに手が届く福祉を実現するため、横断的な連携により施策を推進し、地域住民と行政が協力し、支え合い助け合いの地域づくりを進めてまいります。

結びになりますが、本計画にあたり、ご尽力を賜りました推進委員の皆様を始め、アンケート調査や座談会でご協力いただいた多くの皆様に心よりお礼申し上げます。

令和3年3月

新庄市長 山尾 順紀

## 「安心して暮らせる未来 たすけあいのまち新庄」をめざして



新庄市社会福祉協議会は、平成28年度に「安心して暮らせる未来 たすけあいのまち新庄」を基本理念に掲げた「第3期地域福祉活動計画」を策定し、新庄市の「第2期地域福祉計画」と連携して、一体的・総合的に福祉課題の解決に取り組み、地域福祉の推進に努めてまいりました。その結果、事業の推進が図られ、多くの個別ケースに対応することができ、課題解決に繋がりました。

しかし、近年の社会福祉を取り巻く状況は急激な高齢化の進展、単身世帯や社会的孤立者の増加などにより、様々な課題が絡み合い「多様化」「複雑化」「複合化」してきています。また、生活の基盤である地域の人と人との繋がりが

希薄になり孤立することによって、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できなかつたり、適切な支援に結びつかないなど、課題が深刻化しています。さらに、これからの人口の推移を見ると、2025年以降は高齢者が急増し、現役世代が急減することが考えられ、社会の活力維持向上が心配されます。また、2020年には、新型コロナウイルスの感染拡大により、休業や失業等による生活困窮者が増加するなどの生活不安が募り、社会全体に大きな影響を及ぼしています。

このような状況を踏まえ、新庄市と本会は連携しながら市における福祉課題を整理し、本会、行政、地域住民の役割を明確にし、地域が一体となって取り組む新たな指針として、「第3期新庄市地域福祉計画・第4期新庄市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画では、「相談・サービスが利用しやすいまち」、「安心・充実した暮らしを支えるまち」、「市民活動が盛んなまち」の3つを基本目標に掲げ、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがいを創っていくことができる「地域共生社会」の実現を目指した取り組みを推進してまいります。

市民の皆様におかれましても、策定の趣旨を御理解いただきますとともに、新庄市はじめ、地域住民、関係機関・団体、ボランティア等の皆様と力を合わせて取り組んでまいりたいと考えておりますので、御支援御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました計画推進委員をはじめ、アンケート調査や座談会に御協力をいただいた方々や多くの市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人 新庄市社会福祉協議会  
会 長 沼 澤 稔

# 目 次

## 新庄市地域福祉計画(新庄市)

## 新庄市地域福祉活動計画(新庄市社会福祉協議会)

### 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的	1
2 計画策定の主旨	1
3 計画の位置付け	1
4 計画期間	2

### 第2章 新庄市の現状と課題

1 統計からみる現状	3
2 アンケート調査結果及び各座談会抄録	7
3 第2期新庄市地域福祉計画の取り組み内容と課題	33
4 第3期新庄市地域福祉活動計画の取り組み内容と課題	34

### 第3章 計画の基本理念と施策の体系

1 基本理念	35
2 基本方針	36

### 第4章 基本方針の実現に向けた取り組み

#### 基本方針① 地域のつながりづくり

取り組みの柱1 人材の発掘・育成	38
取り組みの柱2 地域福祉活動・ボランティア活動の充実・強化	40
取り組みの柱3 地域住民による支えあい・ふれあいの推進	42
取り組みの柱4 地域ネットワークの構築・強化	44

#### 基本方針② 地域で支え合う人・しくみづくり

取り組みの柱1 人権意識の高揚と権利擁護の推進	46
取り組みの柱2 虐待・DV防止対策の推進	48

取り組みの柱3 わかりやすい情報発信	50
取り組みの柱4 困難を抱えた人への包括的支援	52

### 基本方針③ 安心して暮らせる地域づくり

取り組みの柱1 世代を超えた交流促進	54
取り組みの柱2 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	56
取り組みの柱3 生活支援体制の強化推進	58
取り組みの柱4 地域課題を地域で解決できる体制づくり	60
取り組みの柱5 災害・犯罪に備えた支援体制の強化	62

## 第5章 計画の推進体制

64

### 資料編

資料1 個別事業一覧	66
資料2 困りごと・悩みごと相談窓口一覧	71
資料3 アンケート調査結果(自由意見)	73
資料4 計画策定委員会設置要綱	85
資料5 計画策定委員会委員名簿及び計画策定の経過	87

※本市においては、「障害」という文字は法令で使用する以外は「障がい」に置き換えて使用しています。

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の目的

地域福祉計画・地域福祉活動計画は、人口減少や少子高齢化の進展、人々の意識の移り変わりに伴い地域社会の在り方が変化している中、住民が支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、地域の一人ひとりが地域福祉の推進を目指していく計画です。

## 2. 計画策定の主旨

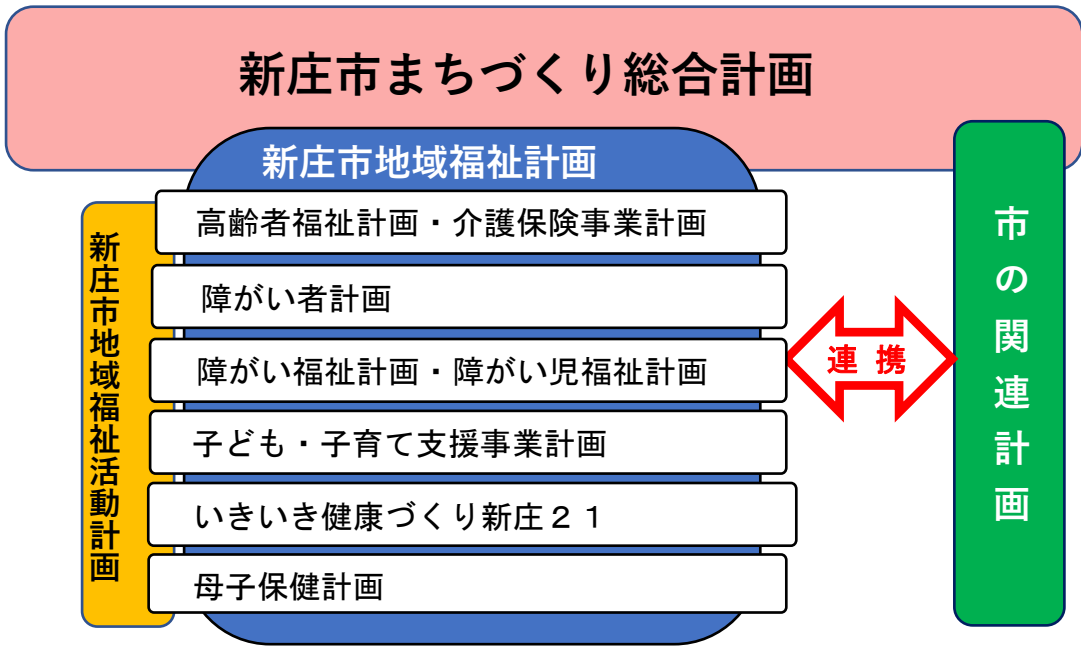
「地域福祉計画」は、地域福祉を推進するための行政計画で、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する個別計画の上位計画として、各分野横断的な取組、住民相互の支え合いの機能の強化と、多様な担い手の育成、住民に身近な地域での包括的な支援体制の整備などの方向性を示します。

「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進の中心的な団体である社会福祉協議会が、地域住民等の地域福祉に関する主体的活動の活性化などを推進するため、具体的な取組を示す民間の活動・行動計画です。

## 3. 計画の位置付け

新庄市地域福祉計画は、新庄市総合計画を踏まえ各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する福祉分野の上位計画として位置付け、関連する計画との調和を図り、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定するものです。

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくるのが「地域福祉計画」であり、それを実行するための市民の活動や行動のあり方を定めるのが「地域福祉活動計画」となることから、地域福祉の基本理念や施策の方向性を共有しながら、市と社会福祉協議会が連携し、一体的に実行に移せるよう、2つの計画を一体的に策定します。



#### 4. 計画期間

計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

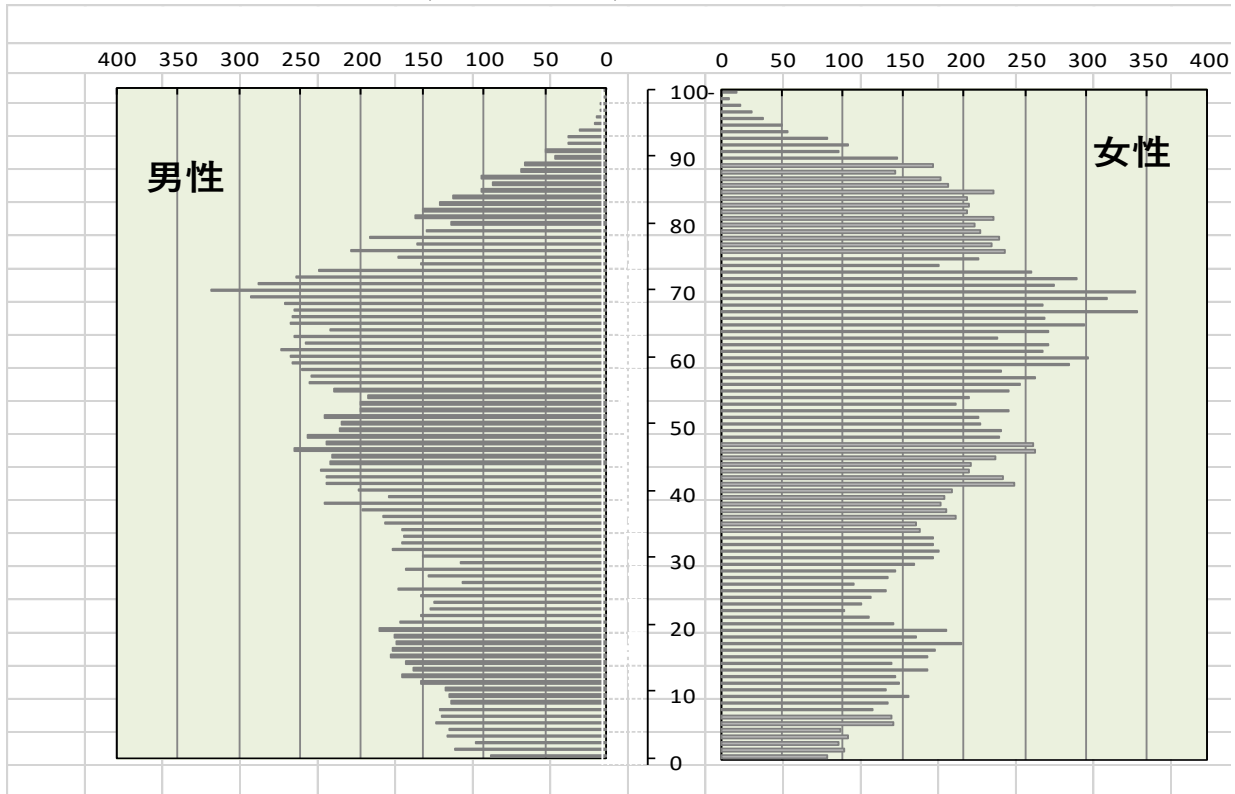
計画名	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8		
総合計画	第4次新庄市振興計画						第5次総合計画											
新庄市地域福祉計画	第1期			第2期			第3期											
新庄市地域福祉活動計画(市社協)	第2期			第3期			第4期											
高齢者福祉計画	第6期		第7期		第8期		第9期		第10期									
介護保険事業計画	第5期		第6期		第7期		第8期		第9期									
障がい児福祉計画							第1期		第2期		第3期							
障がい福祉計画					第4期		第5期		第6期		第7期							
障がい者計画	第3次			第4次			第5次											
子ども・子育て支援事業計画							第1期			第2期								
母子保健計画	新庄市母子保健計画																	
いきいき健康づくり新庄21							第2次											

## 第2章 新庄市の現状と課題

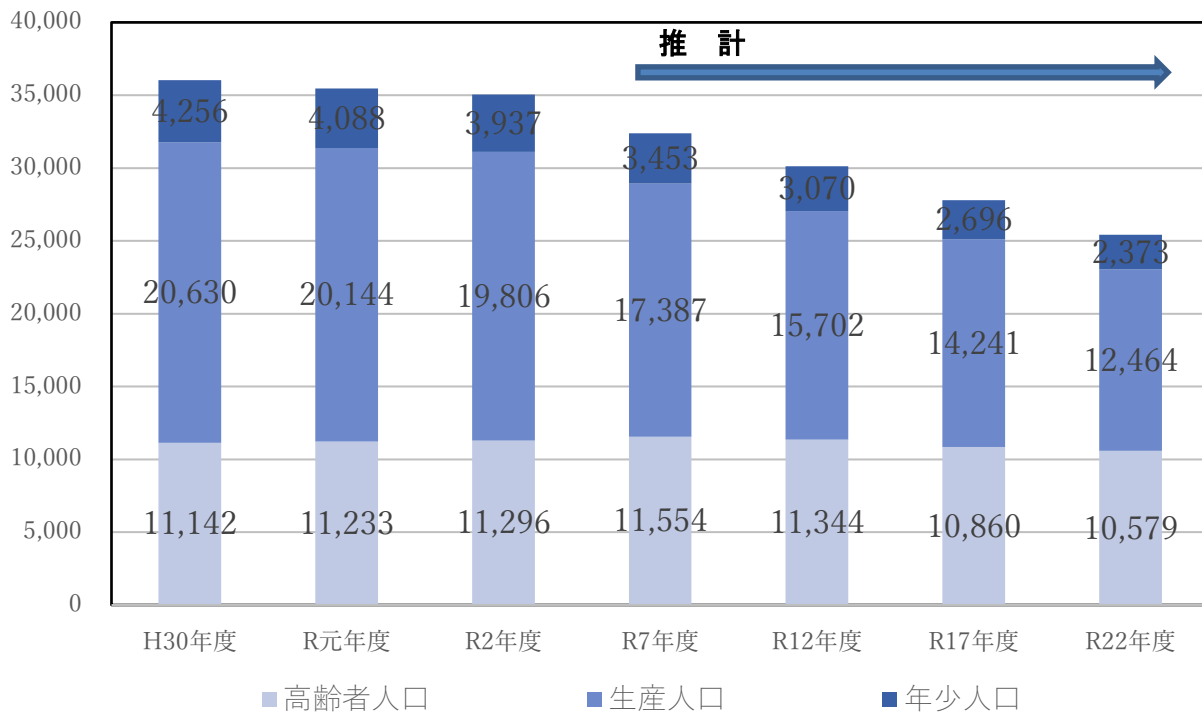
### 1 統計からみる現状

#### (1) 市の人口

■年齢・性別人口ピラミッド(男16,716人 女18,323人)令和2年4月1日現在



■年齢別人口の構成 「各年3月31日現在住民基本台帳」「国立社会保障・人口問題研究所予測値」より(単位:人)





(2) 子ども・ひとり親家庭の状況

■出生数の推移 保健福祉統計年報 より

年度	H28	H29	H30	R1
出生数(人)	252	216	241	189
合計特殊出生率	1.52	1.36	1.59	1.28
※人口千人当たり出生率(%)	7.8	5.9	6.5	5.6

※人口千人当たり出生率は 住民基本台帳 より。算定期間は前年10月から9月まで

■ひとり親家庭の推移 (子育て推進課調べ)

年度	H28	H29	H30	R1
母子家庭	513	451	471	409
父子家庭	67	53	59	46
合計	580	504	530	455

(3) 障がい者(児)の状況

■身体障害者手帳所持者(令和2年3月末現在) (単位:人)

視覚	聴覚平衡	音声言語	上肢	下肢	体幹	心臓	じん臓
111	159	25	333	480	95	293	134
呼吸器	膀胱直腸	小腸	免疫	肝臓	脳原性上肢	脳原性移動	合計
21	79	3	0	2	20	24	1,779

■療育手帳所持者(令和2年3月末現在) (単位:人)

A	B	合計
90	191	279

■精神障害者保健福祉手帳所持者(令和2年3月末現在) (単位:人)

1級	2級	3級	合計
60	97	51	208

■障がい福祉サービスの対象となる可能性がある人の数(令和2年3月末現在)

3手帳所持者(延)	特定医療費(指定難病)受給者	合計	市総人口	対総人口の割合
2,266人	227人	2,493人	35,039人	7.1%

■障がい児の就学状況(令和2年5月1日現在) (単位:人)

養護学校在学者数	特別支援学級生徒数	通級による指導を受けている生徒数
39 (小学部 24、中学部 15)	77 (小学校 44、中学校 33)	54 (小学校 48、中学校 6)

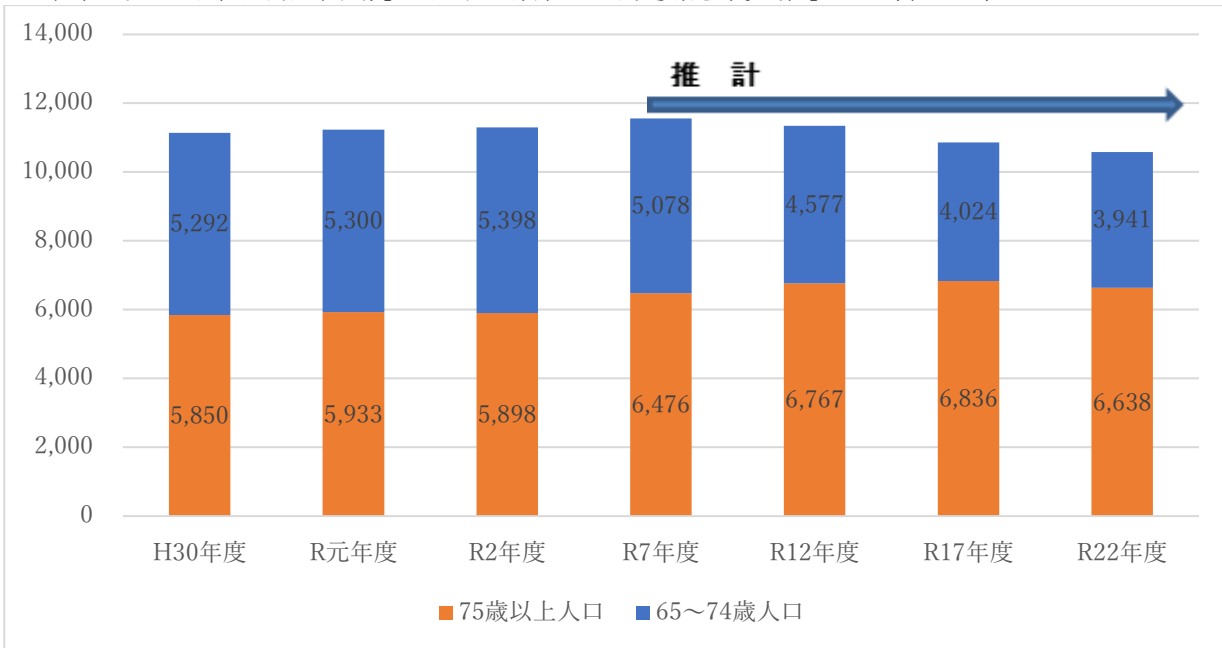
(4) 高齢者の状況

■人口と高齢者の割合 「各年3月31日現在住民基本台帳」「国立社会保障・人口問題研究所予測値」より

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R22年度
75歳以上 (人)	5,850	5,933	5,898	6,476	6,767	6,836	6,638
65~74歳(人)	5,292	5,300	5,398	5,078	4,577	4,024	3,941
65歳以上(人)	11,142	11,233	11,296	11,554	11,344	10,860	10,579
高齢化率 %	30.25	30.81	31.35	32.58	32.38	31.24	41.62
総人口(人)	36,833	36,463	36,028	35,465	35,039	34,758	25,416

■前期高齢者(65~74歳)と後期高齢者(75歳以上の割合)

「各年3月31日現在住民基本台帳」「国立社会保障・人口問題研究所予測値」より (単位:人)



■高齢者の人口・一人暮らし高齢者世帯等の推移

(各年4月1日現在の高齢者基礎調査)

区分	平成30年	令和元年	令和2年
65歳以上人口	11,142	11,233	11,296
(人) 内 一人暮らし	1,598	1,651	1,723
高齢者夫婦世帯	1,445	1,490	1,502
高齢者のみで構成される世帯	2,999	3,116	3,234

※高齢者夫婦世帯:満65歳以上の男性と満60歳以上の女性で構成される世帯

※高齢者のみで構成される世帯:満65歳以上高齢者のみで構成される世帯(一人暮らしを含む)

(5) 各種相談の状況(令和2年3月末現在)

■家庭児童相談

年間相談件数 (単位:人)

養護	保健	障がい	非行	性格行動	不登校	適正	育児・しつけ	その他	計
426	1	39	13	0	5	0	0	0	484

■地域包括支援センター

年間相談件数 (新規相談件数 単位:件)

認知症	民生委員からの相談	介護ケアの内容	財産管理	制度施策法律に関わる要望	介護保険関係	介護保険申請代行	ケアマネ紹介
121	5	49	9	11	440	15	36
介護保険外	困難事例	その他	老人福祉施設等への措置	成年後見人制度の活用	虐待	消費者被害	計
40	11	99	3	8	12	0	859

■生活自立支援センター

年間相談件数 (新規相談件数 単位:件)

病気、健康、障がい	住まい	収入・生活費	家賃・ローン	債務	仕事探し	家族関係	引きこもり・不登校	計
4	1	11	4	2	10	1	3	36

■相談支援事業(障がい関係2か所)

年間相談件数 (のべ件数 単位:件)

障がい福祉サービス利用等	障がいや病状の理解	健康・医療	不安の解消・情緒安定	保育・教育	家族・人間	家計・経済
737	141	163	201	75	107	104
生活技術	就労	社会参加・余暇活動	権利擁護	その他		計
202	217	18	2	80		2,047



## 2 アンケート調査結果及び各座談会抄録

本計画の策定にあたり、市民の現状や意向を把握し、計画づくりに反映するため、アンケート調査を実施しました。また、民生委員・児童委員及び介護支援専門員の方々にお集まりいただき意見をいただきました。

### (1) 新庄市地域福祉計画・新庄市地域福祉活動計画に関するアンケート調査

#### ○調査目的

令和3年度に策定する新庄市地域福祉計画・新庄市地域福祉活動計画のため、市民の地域生活や地域福祉活動の実態、福祉に対する意識等について把握すること。

#### ○調査対象

18歳以上の市民1,200人

(令和元年10月31日現在、住民基本台帳から無作為抽出)

#### ○調査期間

令和元年12月1日から令和元年12月27日まで

#### ○調査方法

郵送により配布・回収

#### ○回収状況

① 配布数 1,200件

② 回収数 549件

③ 回収率 45.8%

#### ○留意点

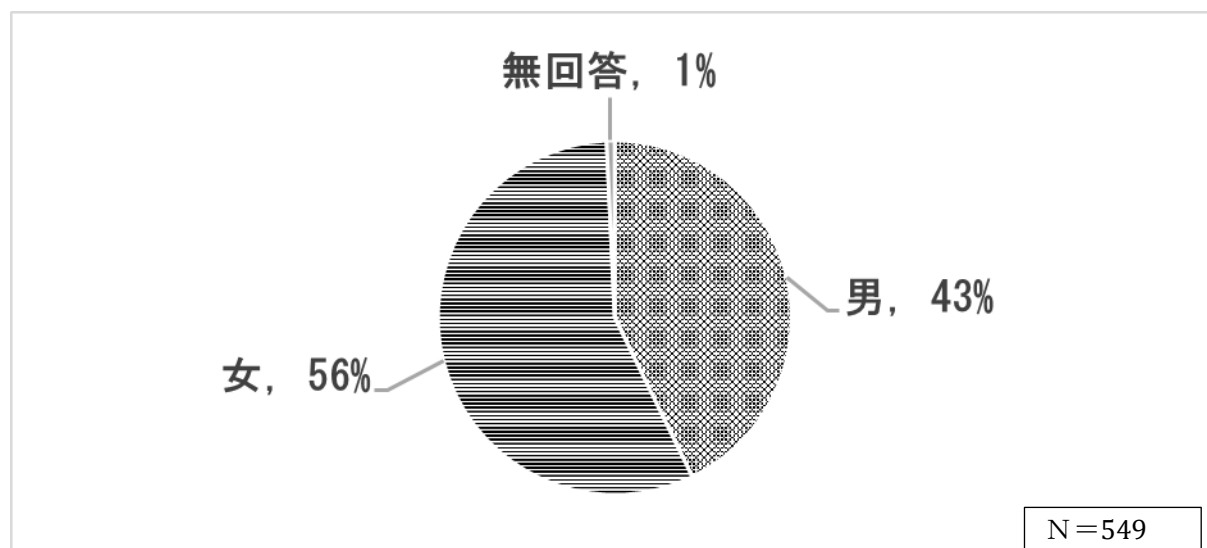
・図表中の「n(回答数)」は、各設問に該当する回答者の総数であり、回答率(%)の母数を表しています。

○回答率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

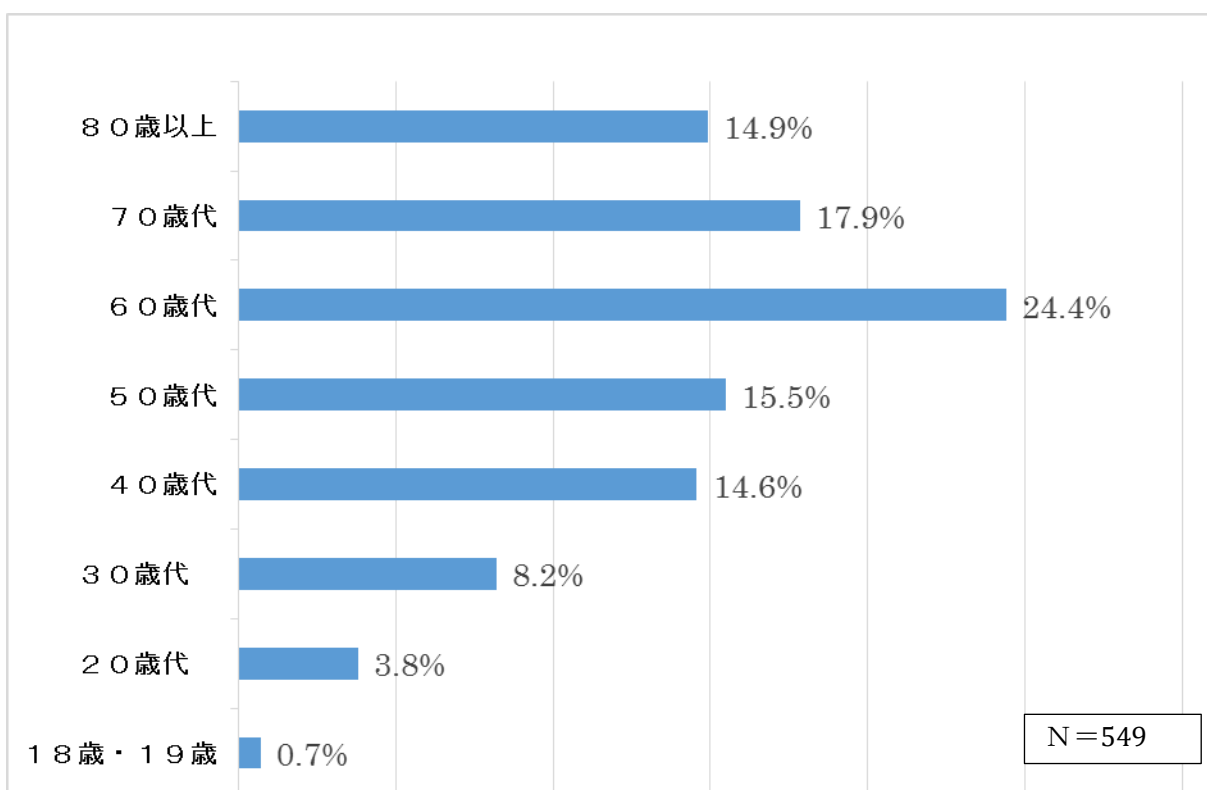
## 調査結果

あなたご自身のことについて

問1 性別を教えてください。【〇は1つ】

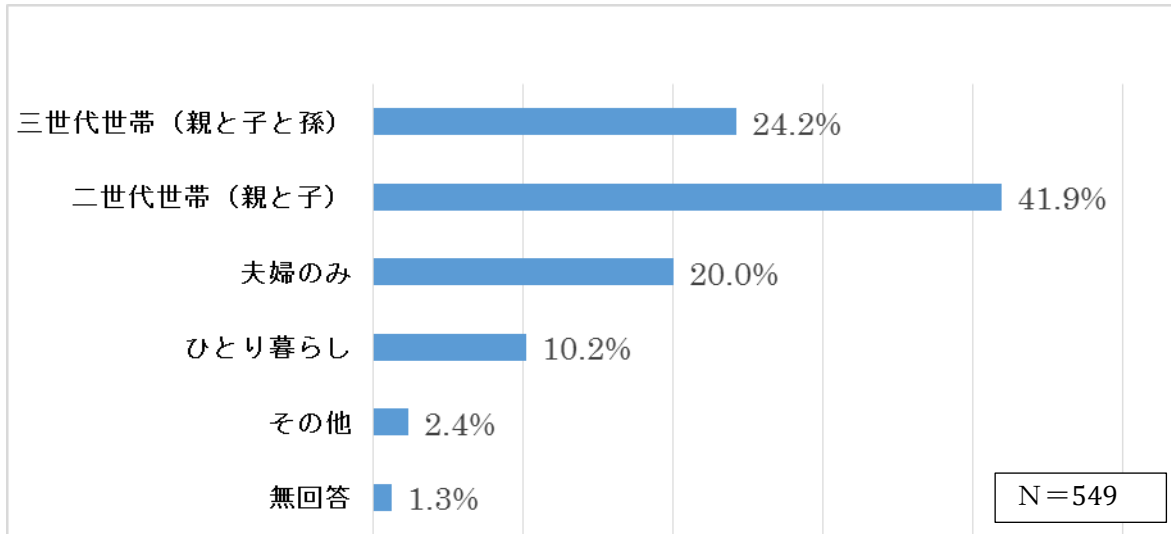


問2 年齢を教えてください。【〇は1つ】



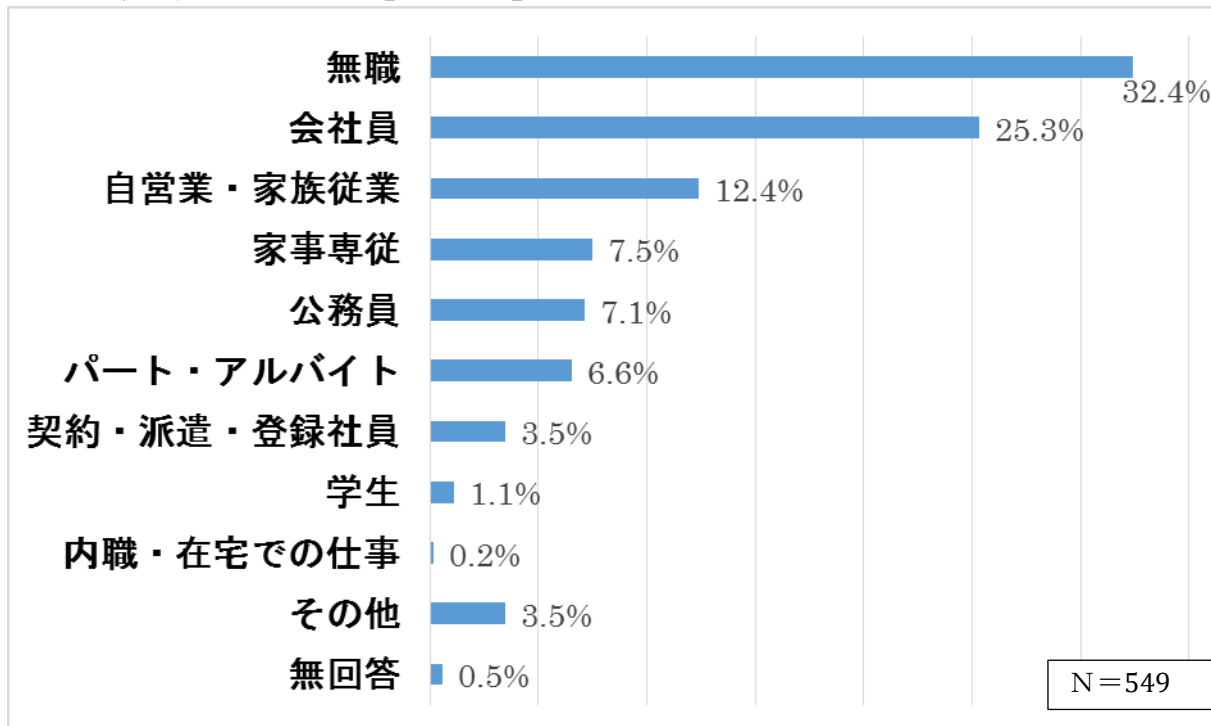
「60歳代」(24.4%)、「70歳代」(17.9%)、「80歳代」(14.9%)を合わせると57.2%で、60歳以上の回答者が約6割を占めました。

問3 家族構成を教えてください。【〇は1つ】



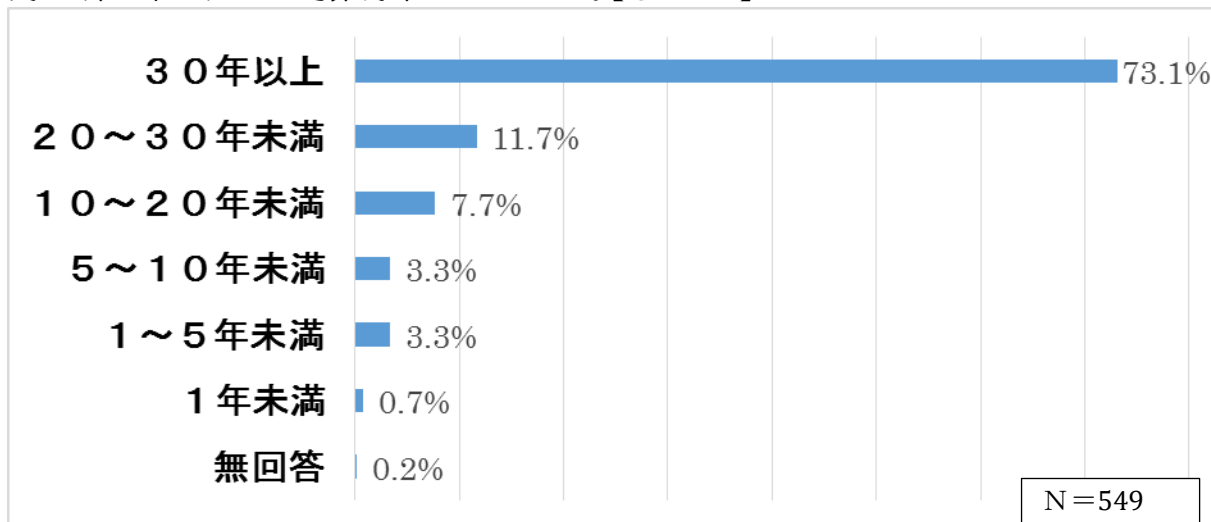
○二世世代世帯 (親と子) が41.9%と最も多く、次いで三世代世帯 (親と子と孫) が24.2%となっています。  
 ○「その他」の回答では、「四世代世帯」「兄弟姉妹」などがありました。

問4 職業を教えてください。【〇は1つ】



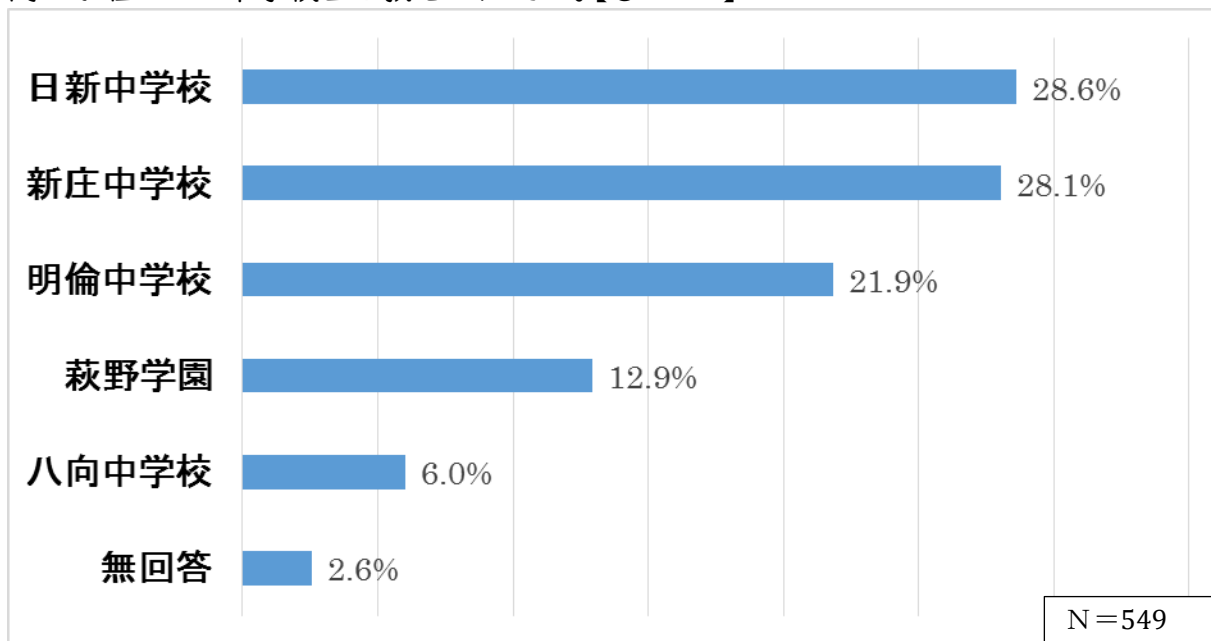
○無職が32.4%で最も多く、次いで「会社員」(25.3%)、「自営業・家族従業」(12.4%)となっています。

問5 新庄市に住んで通算何年になりますか。【○は1つ】



○30年以上が最も多く、73.1%を占めます。

問6 お住まいの中学校区を教えてください。【○は1つ】

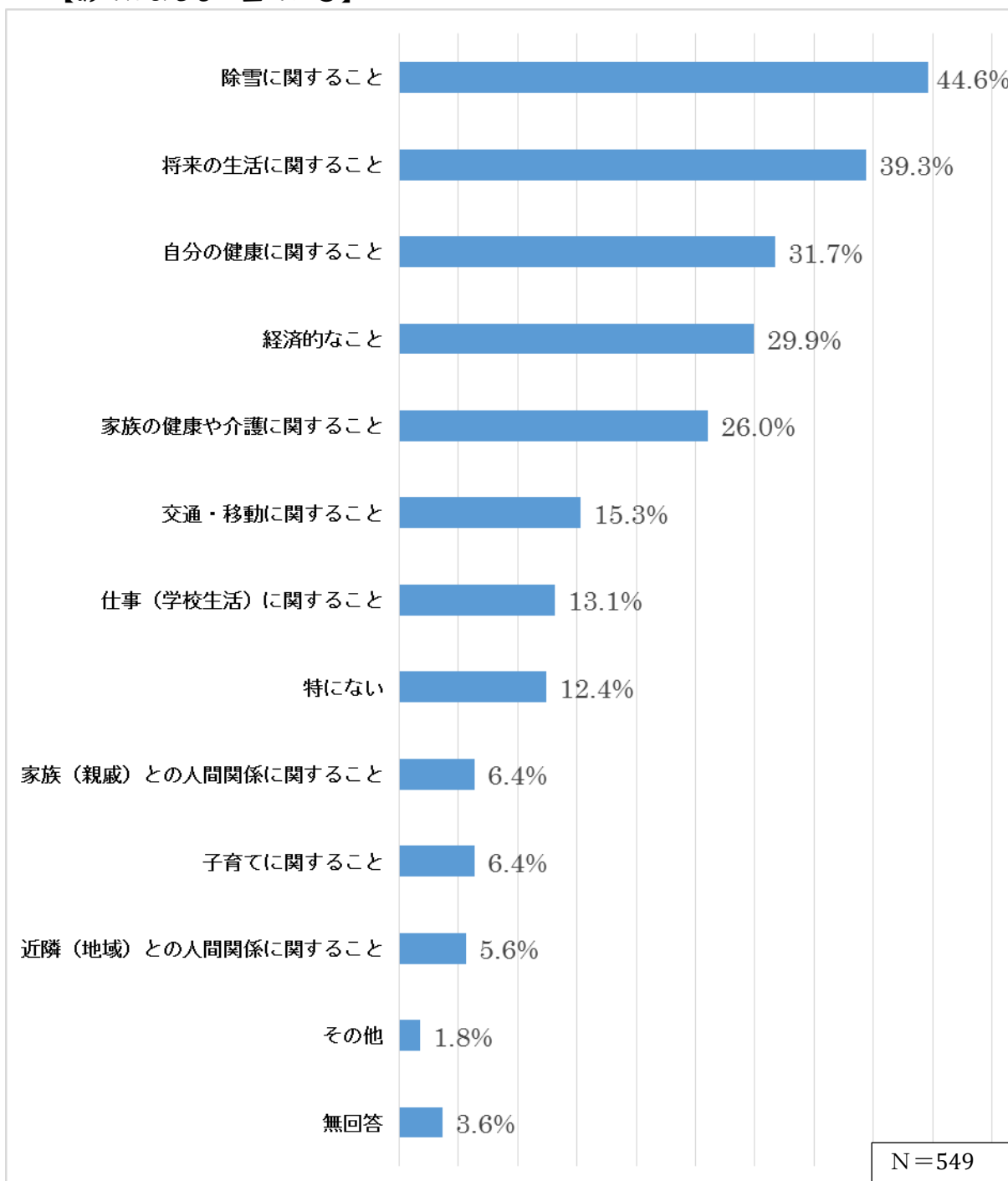


○「日新中学校区」が28.6%で最も多く、次いで「新庄中学校区」(28.1%)、「明倫中学校区」(21.9%)となっています。

日常生活で困っていることについて

問7 日常生活の中で困っていること、悩みを感じていることはありますか。

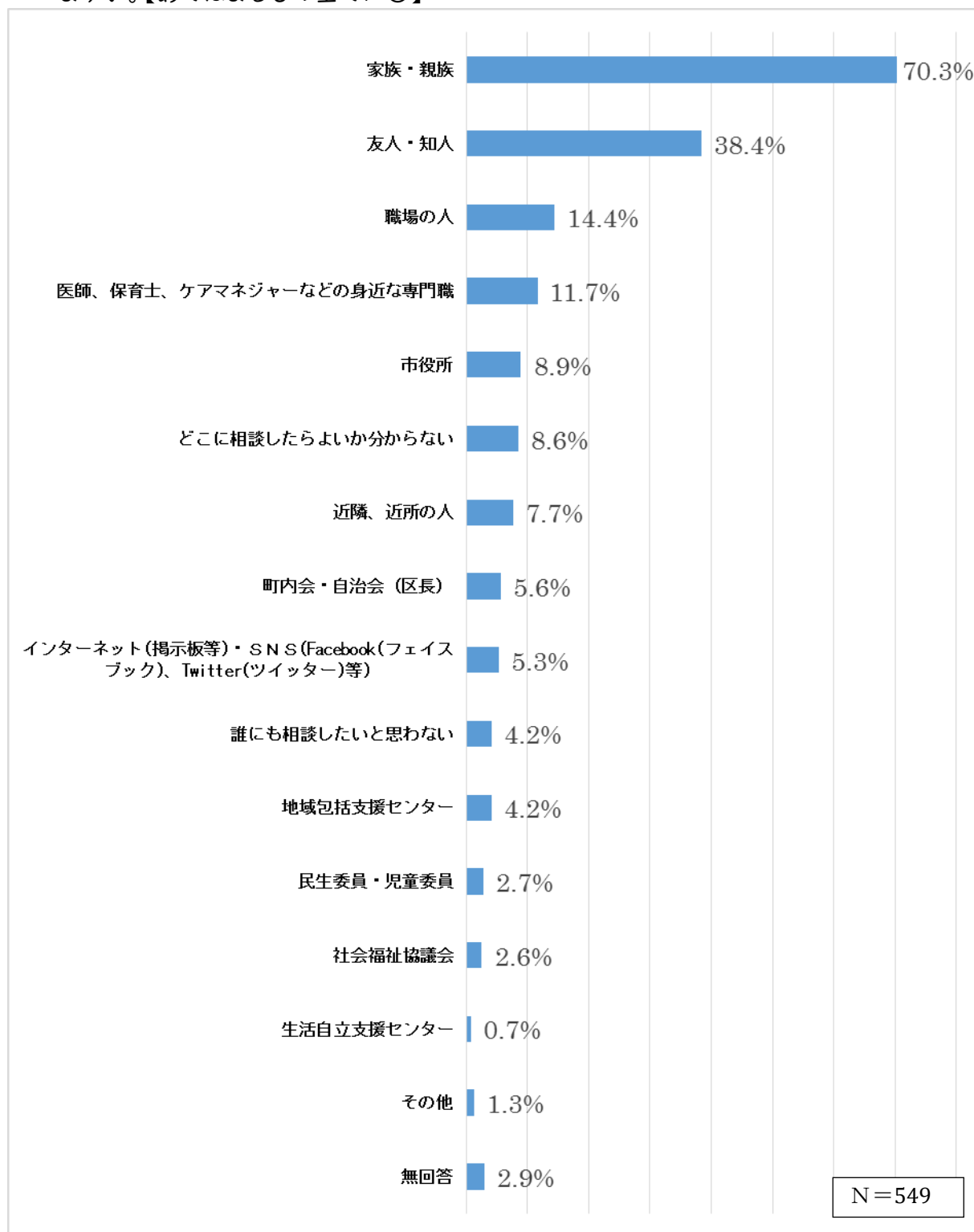
【あてはまるもの全てに○】



○「除雪に関すること」が44.6%で最も多く、次いで「将来の生活に関すること」(39.3%)、「自分の健康に関すること」(31.7%)、「経済的なこと」(29.9%)となっています。

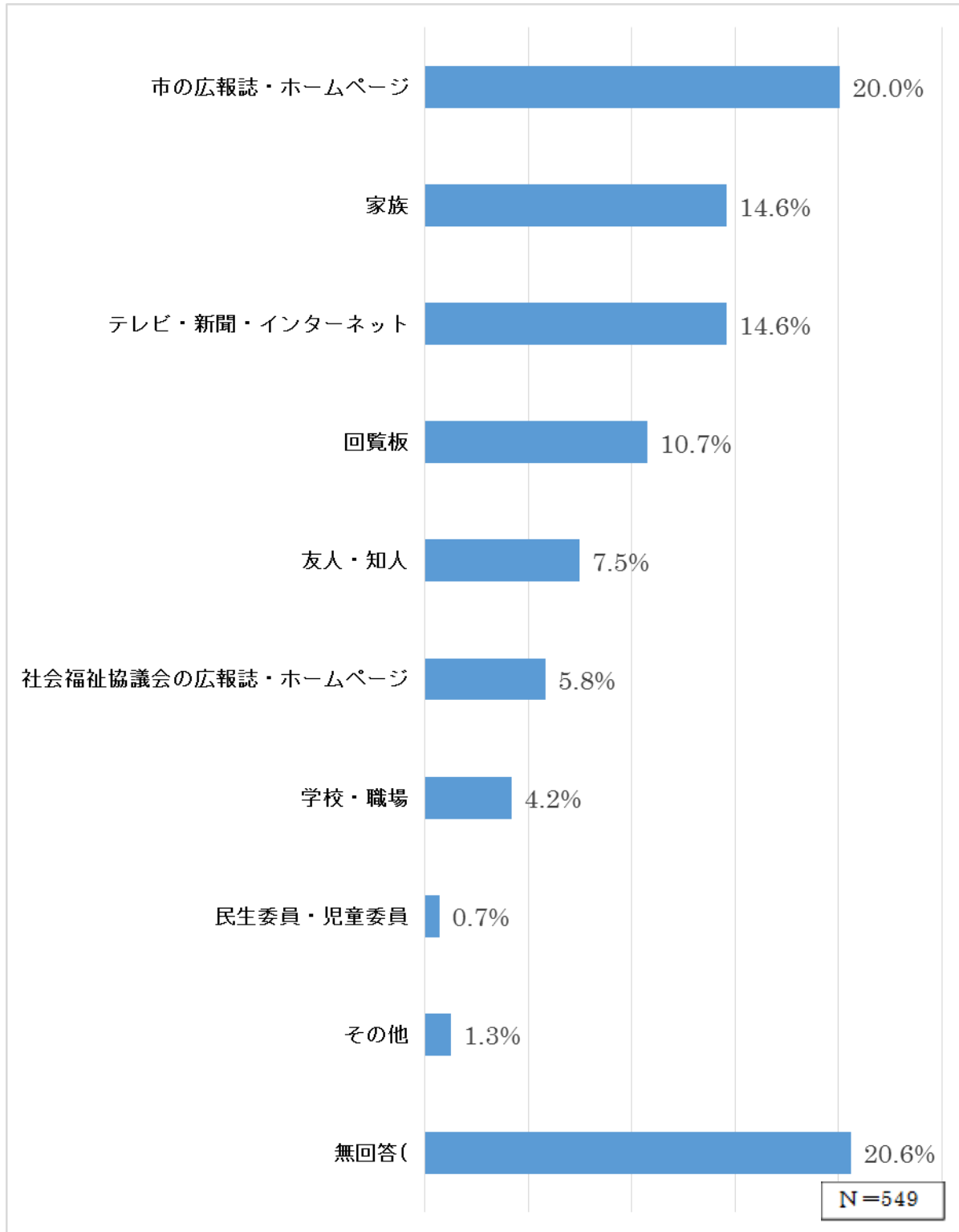


問8 あなたは、地域生活で悩み、個々の生活上の悩みを抱え困った時は、誰(どこ)に相談していますか。【あてはまるもの全てに○】



○「家族・親族」が70.3%で最も多く、次いで「友人・知人」(38.4%)、「職場の人」(14.4%)、「医師、保育士、ケアマネジャーなどの身近な専門職」(11.7%)となっています。

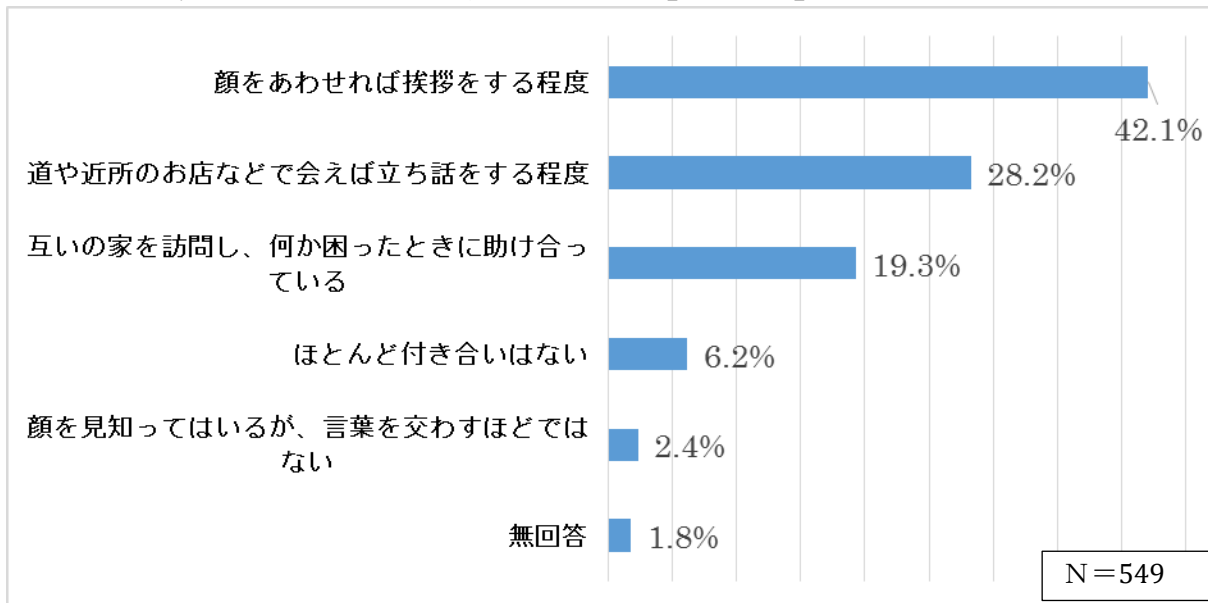
問9 福祉に関する情報の入手先は、主にどこですか。【〇は1つ】



○「市の広報誌・ホームページ」が20%で最も多く、次いで「家族」(14.6%)、「テレビ・新聞・インターネット」(14.6%)、「回覧板」(10.7%)となっています。

ご近所づき合い・町内会活動について

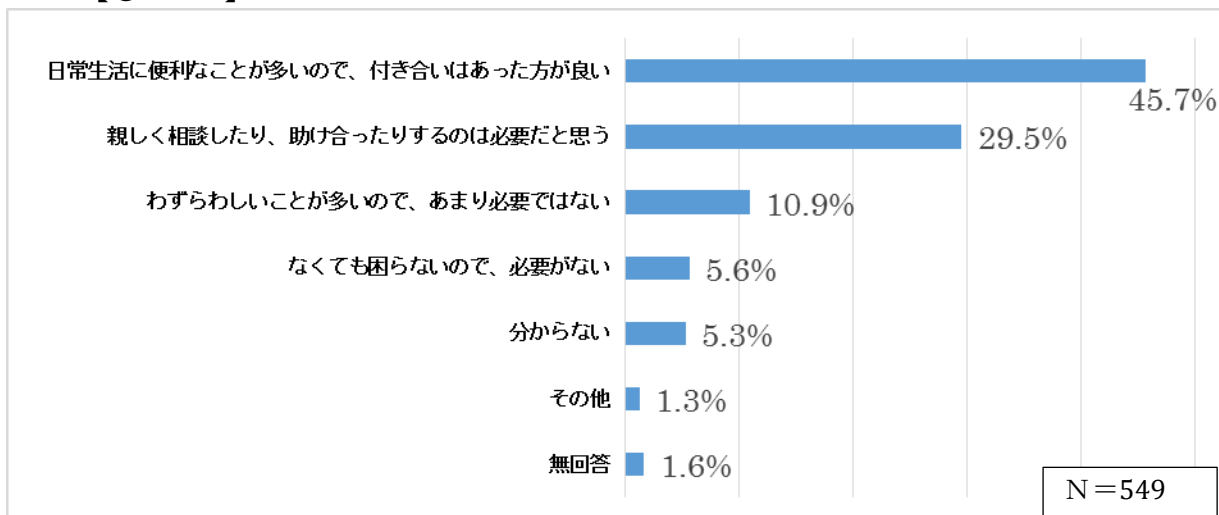
問10 ご近所づき合いは、どの程度していますか。【○は1つ】



○「顔をあわせれば挨拶をする程度」が42.1%で最も多く、次いで「道や近所のお店などで会えば立ち話をする程度」(28.2%)、「互いの家を訪問し、何か困ったときに助け合っている」(19.3%)となっています。

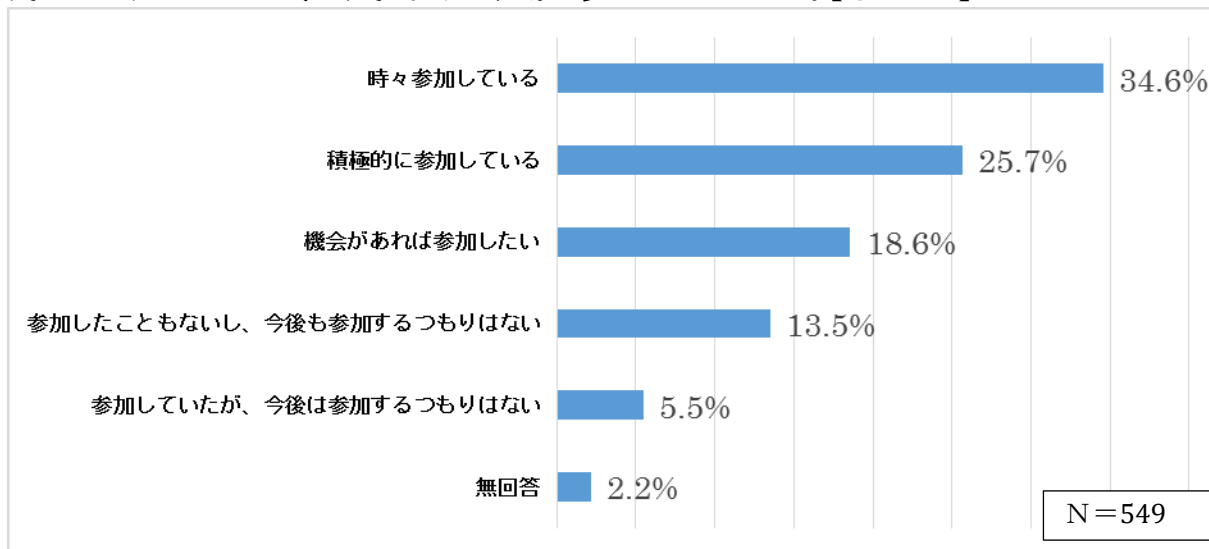
問11 ご近所との関係で、あなたの考えに最も近いものを教えてください。

【○は1つ】



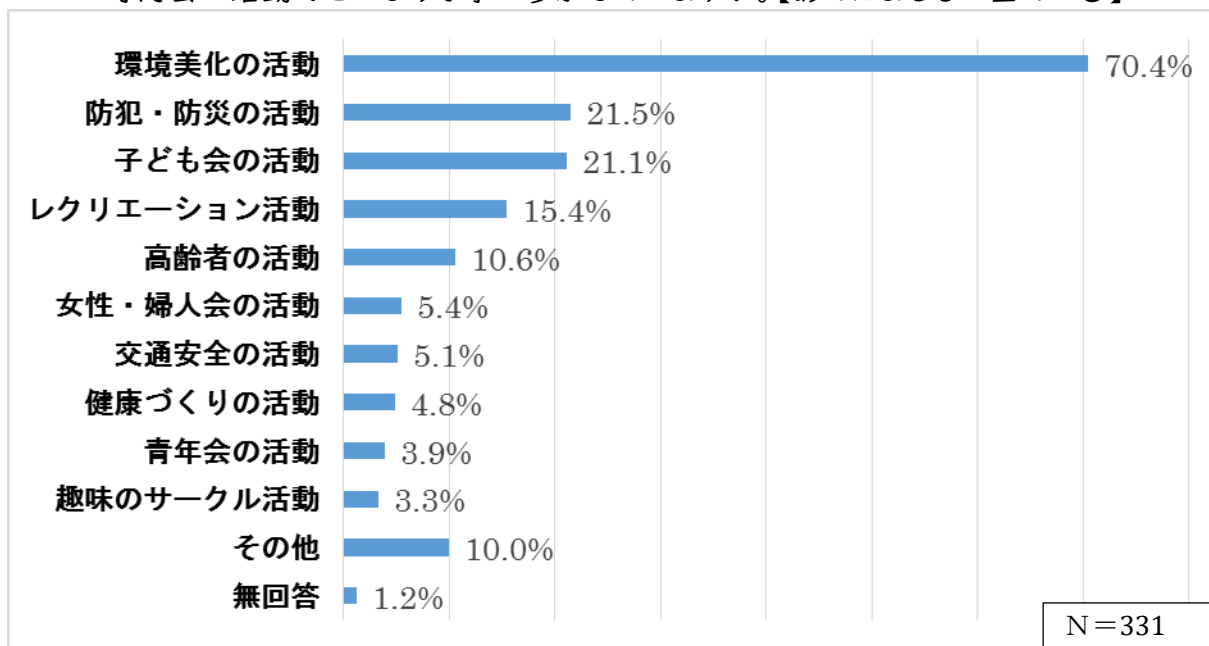
○「日常生活に便利なことが多いので、付き合いはあった方が良い」が45.7%で最も多く、次いで「親しく相談したり、助け合ったりするのは必要だと思う」(29.5%)でした。○合わせて75.2%の方が、近所付き合いに肯定的な意向を示しています。

問12 お住まいの地域で、町内会の活動に参加していますか。【○は1つ】



- 「時々参加している」が最も多く、34.6%でした。  
 ○「積極的に参加している」(25.7%)と合わせると、60.3%の方が町内会の活動に参加しています。

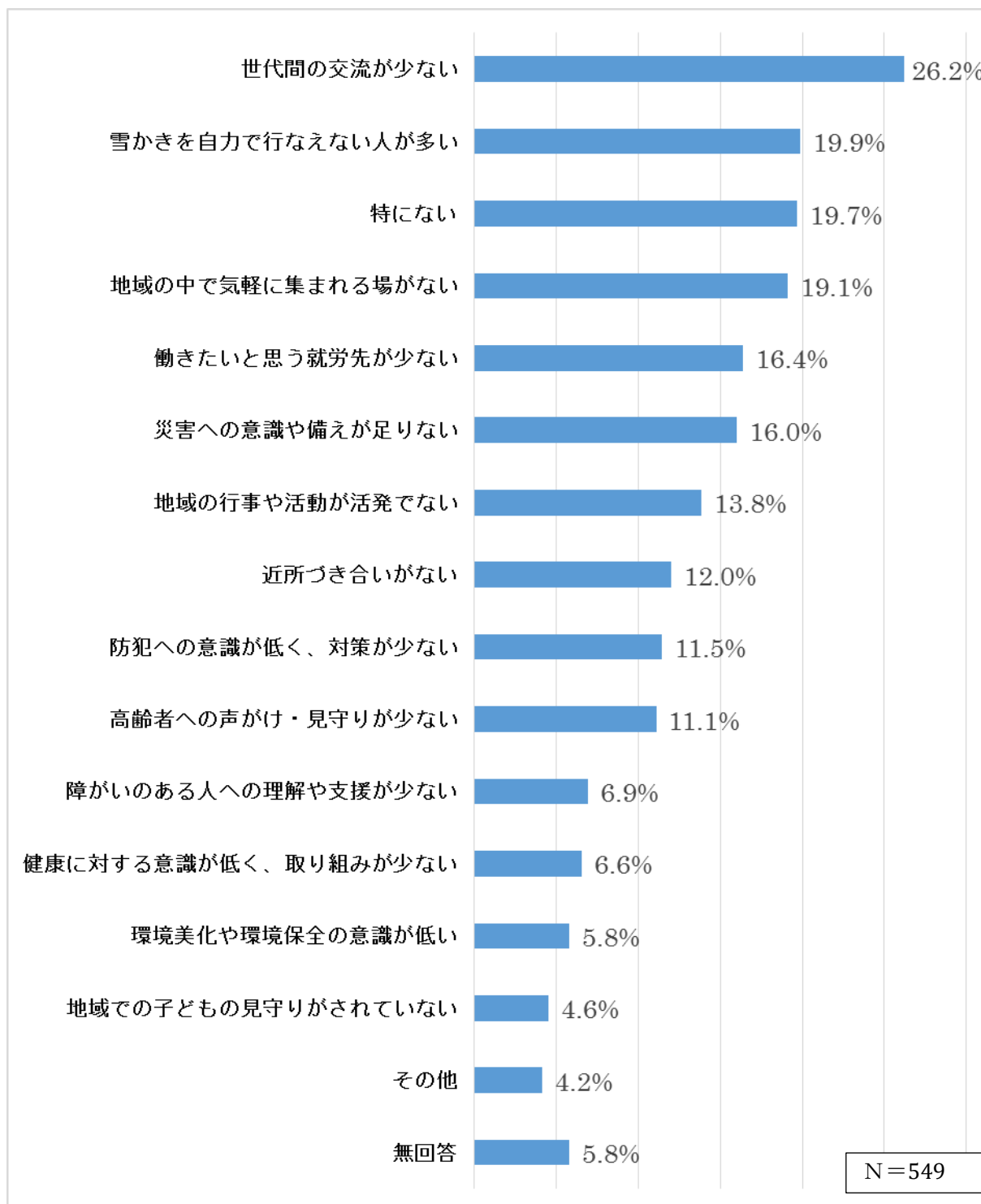
問13 問12で「1)積極的に参加している」「2)時々参加している」と答えた方がお答えください。  
 町内会の活動でどのような事に参加していますか。【あてはまるもの全てに○】



- 「環境美化の活動」が70.4%で最も多く、次いで「防犯・防災の活動」(21.5%)、「子ども会の活動」(21.1%)、「レクリエーション活動」(15.4%)でした。  
 ○「その他」の回答では、「消防団」、「山車若連」などがありました。

問14 お住まいの地域の課題だと思うことは何ですか。

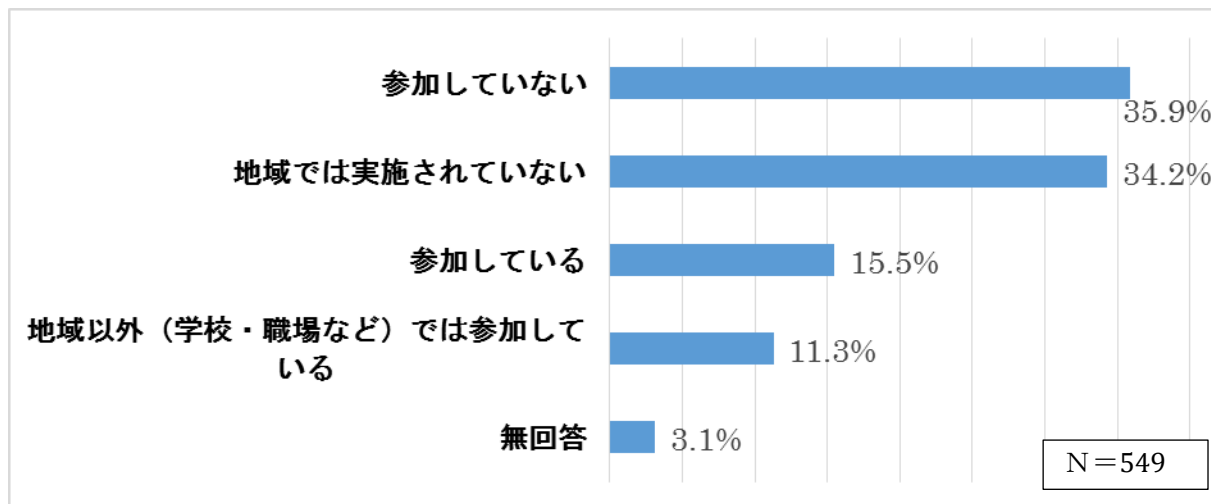
【あてはまるもの全てに○】



○「世代間の交流が少ない」が26.2%で最も多く、次いで「雪かきを自力で行えない人が多い」(19.9%)、「特にない」(19.7%)、「地域の中で気軽に集まれる場がない」(19.1%)でした。

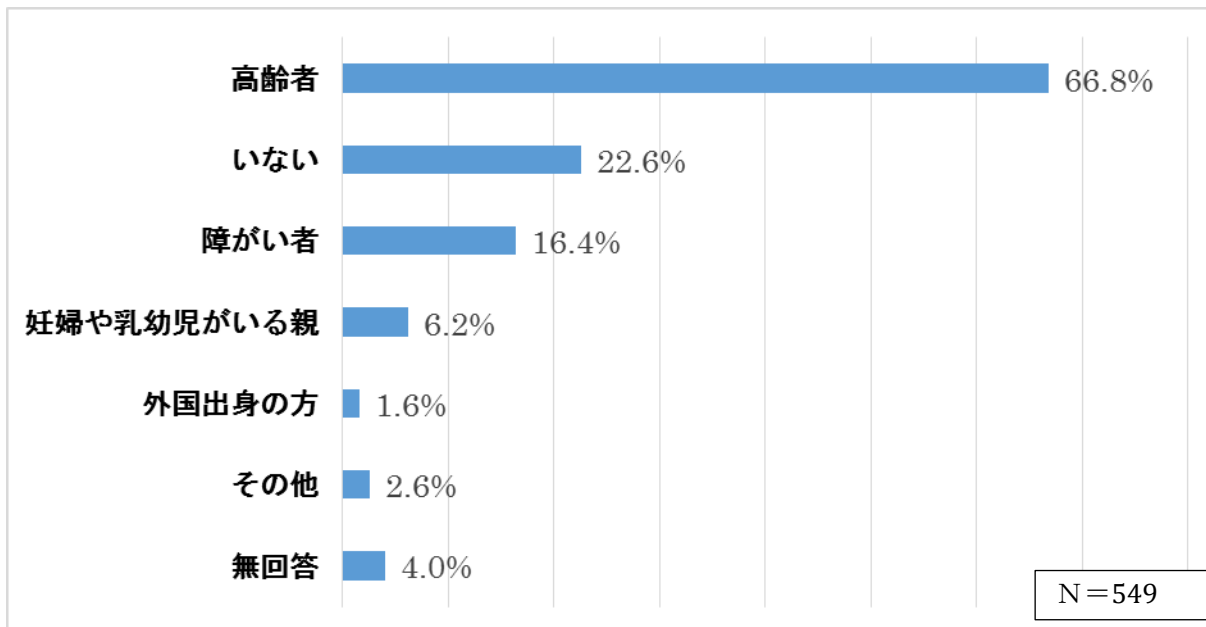
## 地域防災について

問15 地域の防災訓練(防災行事)に参加していますか。【○は1つ】



- 「参加していない」が最も多く、35.9%でした。
- 「地域では実施されていない」(34.2%)と合わせると、70.1%の方が地域での防災訓練に参加していないことになります。

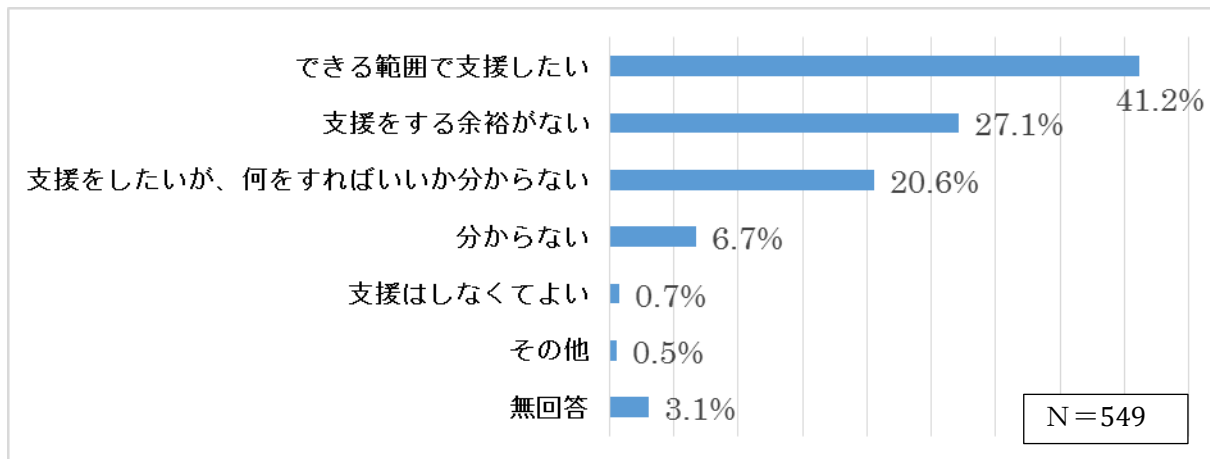
問16 災害が起きたら、近所に避難支援が必要だと思われる人はいますか。いる場合、どのような方ですか。【あてはまるもの全てに○】



- 「高齢者」が66.8%で最も多く、次いで「いない」(22.6%)、「障がい者」(16.4%)、「妊婦や乳幼児がいる親」(6.2%)でした。
- 「その他」の回答では、「わからない」、「子ども」などがありました。

支え合い・助け合いについて

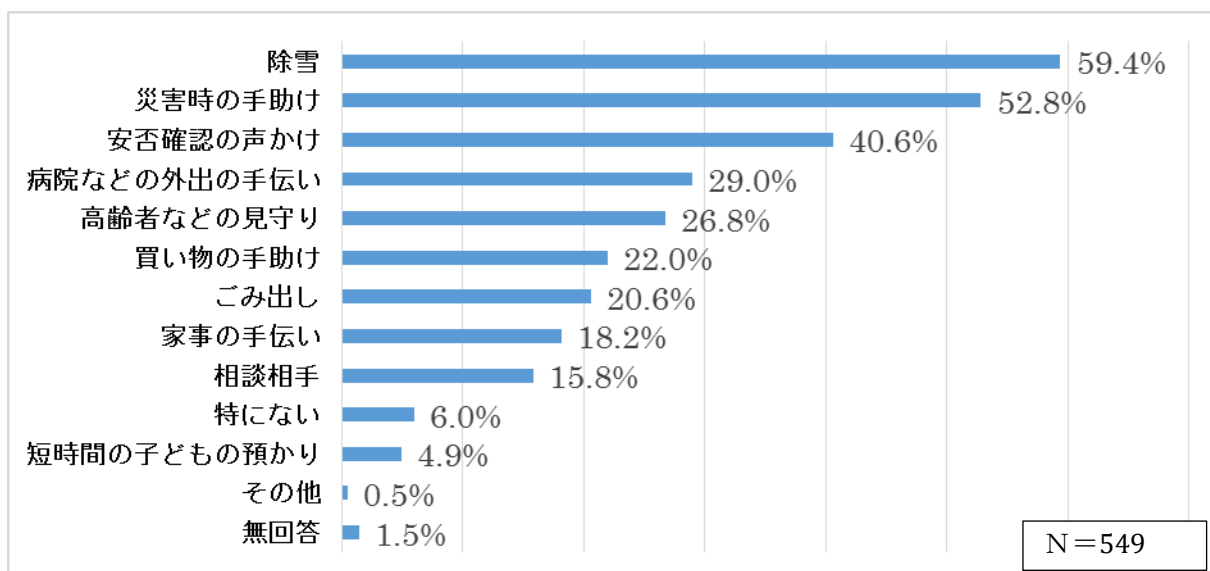
問17 あなたは、近所に住む高齢者や障がい者、子育てなどに対する支援（日常生活上のお手伝いなど）について、あなたの考えに近いものをお選びください。【○は1つ】



- 「できる範囲で支援したい」が最も多く、41.2%でした。
- 「支援したいが、何をすればいいかわからない」（20.6%）と合わせると、61.8%の人が支援をしたいという意向を示しています。

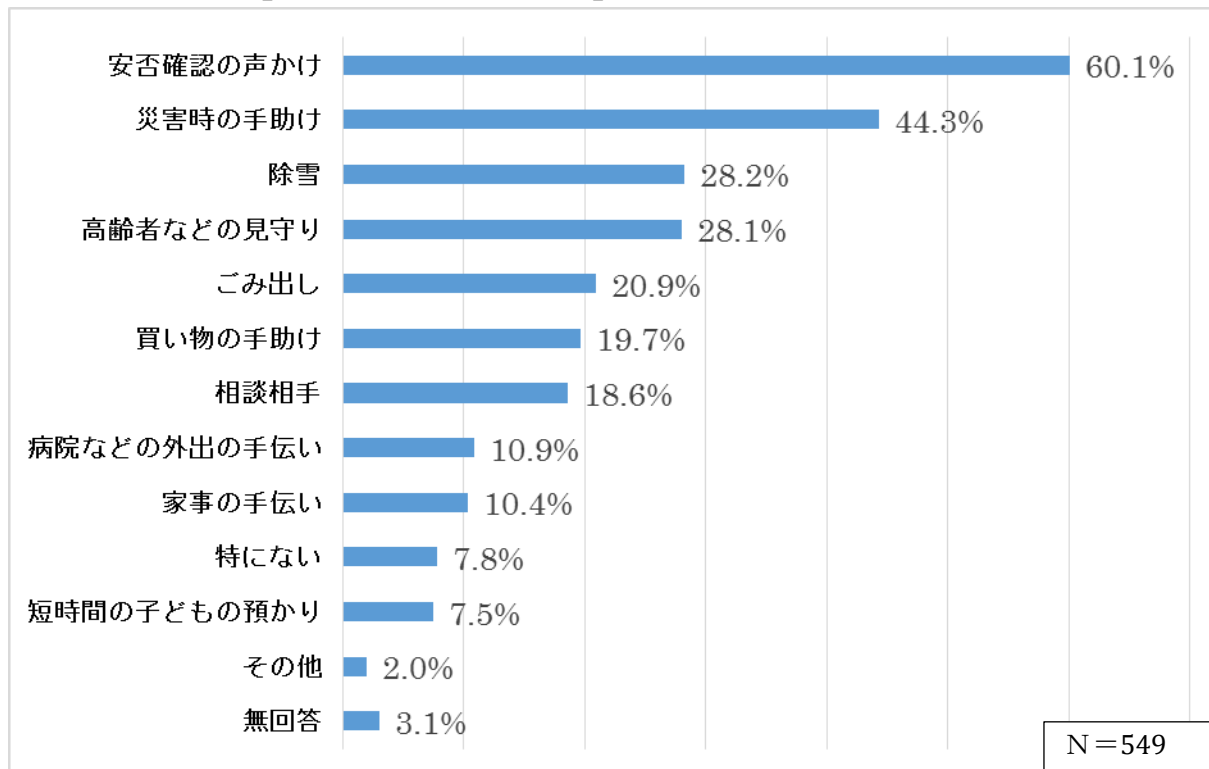
問18 あなたやご家族が、日常生活が不自由になったとき、どのような手助けをしてほしいと思いますか。（公的なサービスを除く）。

【あてはまるもの全てに○】



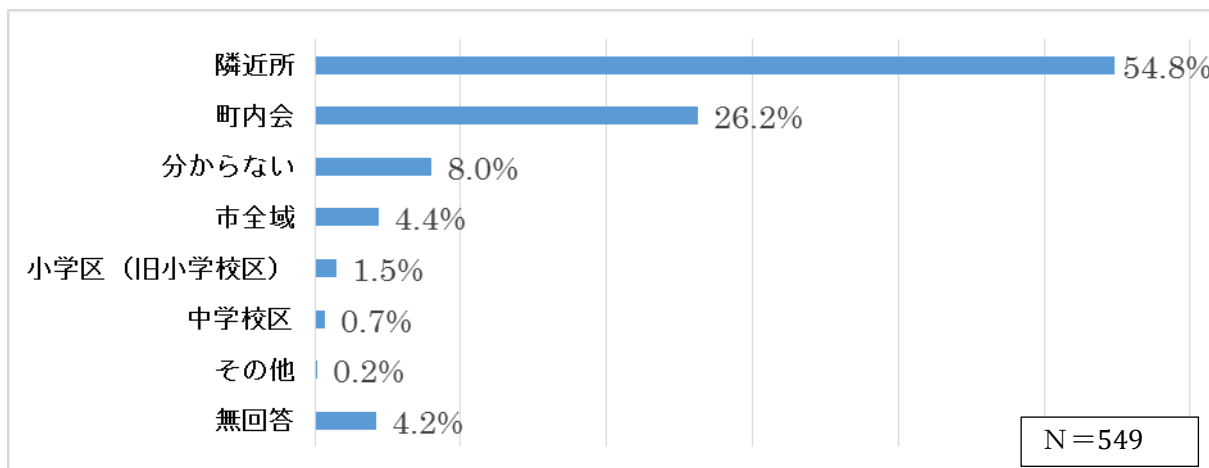
- 「除雪」が59.4%で最も多く、次いで「災害時の手助け」（52.8%）、「安否確認の声かけ」（40.6%）、「病院などの外出の手伝い」（29%）でした。

問19 日常生活が不自由になり困っている人がいた場合、あなたはどのような手助けができますか。【あてはまるもの全てに○】



○「安否確認の声かけ」が60.1%で最も多く、次いで「災害時の手助け」（44.3%）、「除雪」（28.2%）、「高齢者などの見守り」（28.1%）でした。

問20 あなたにとって住民がお互いに助け合いをするとしたら、どの「範囲」が最もよいと思いますか。【○は1つ】



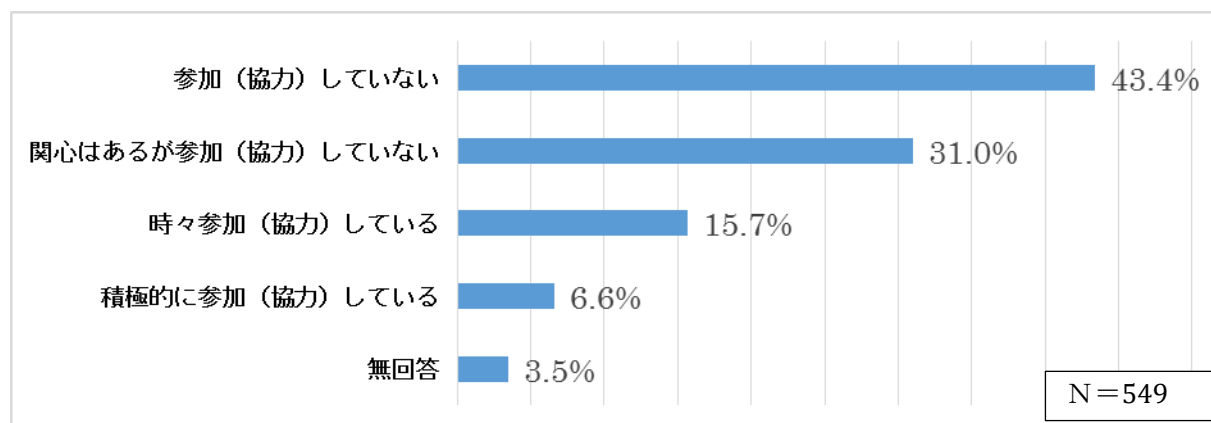
○「隣近所」が54.8%で最も多く、次いで「町内会」（26.2%）、「分からない」（8%）、「市全域」（4.4%）でした。



ボランティア活動について

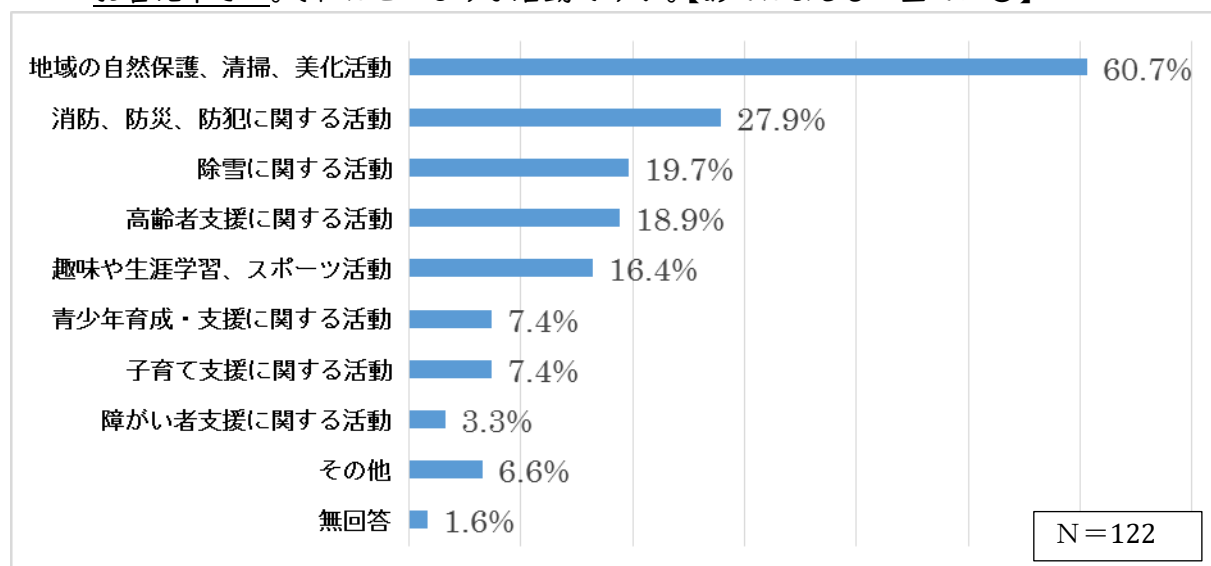
問21 あなたは、ボランティアなどの地域活動に参加（協力）していますか。

【○は1つ】



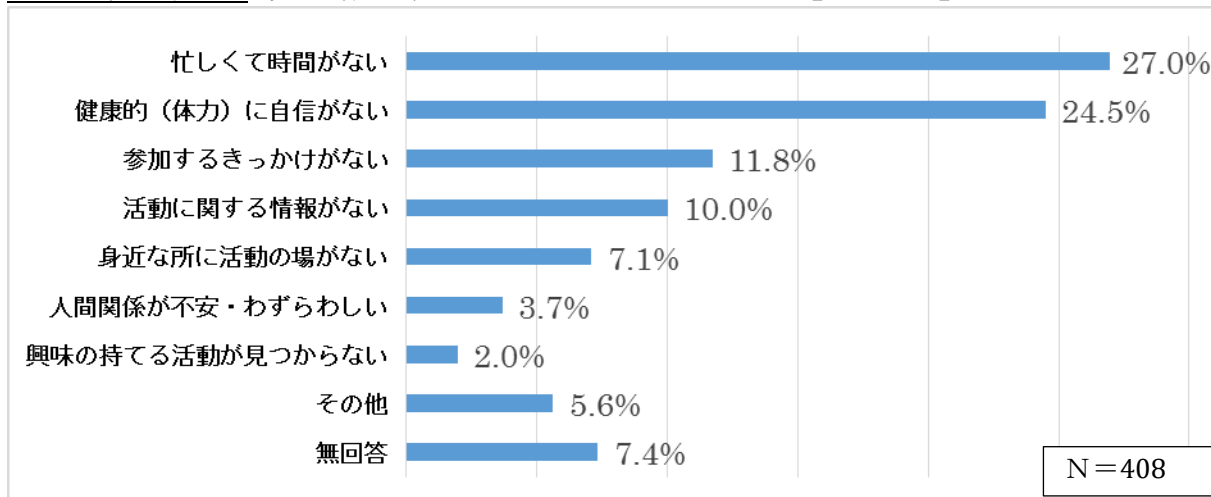
○「参加（協力）していない」が43.4%で最も多く、次いで「関心はあるが参加（協力）していない」（31.0%）でした。合わせて74.4%の方が、地域活動に参加（協力）していませんでした。

問22 問21で「1）積極的に参加（協力）している」「2）時々参加（協力）している」と答えた方がお答え下さい。それはどのような活動ですか。【あてはまるもの全てに○】



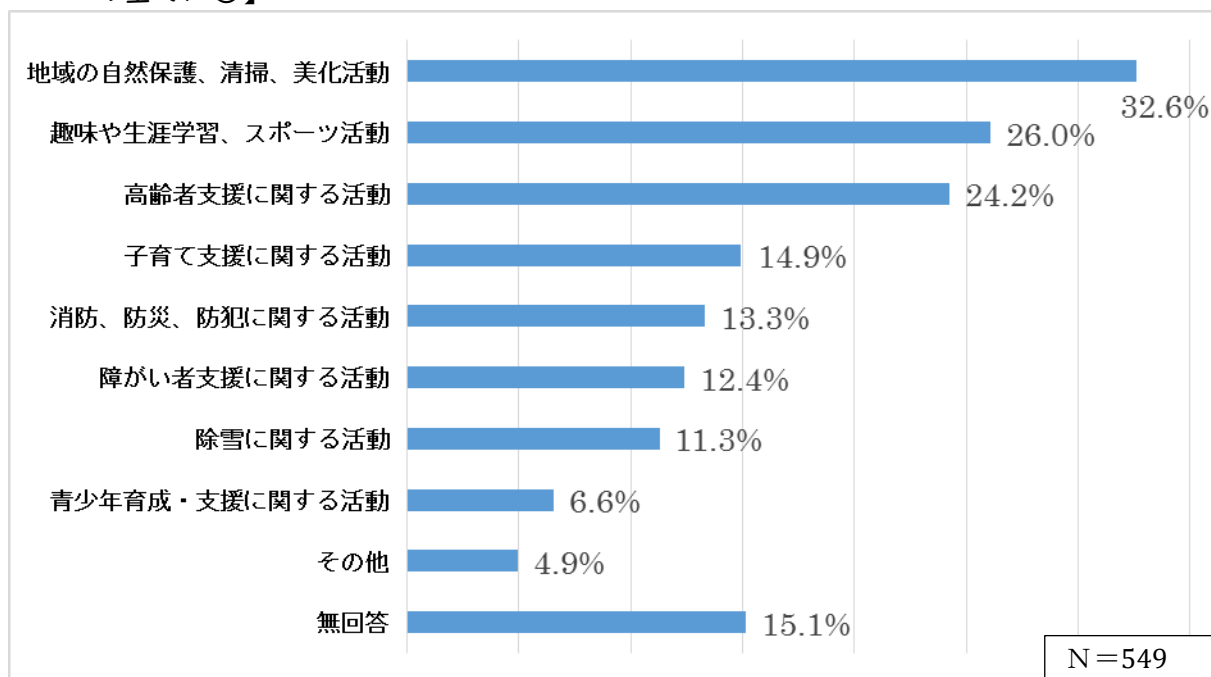
○「地域の自然保護、清掃、美化活動」が60.7%で最も多く、次いで「消防、防災、防犯に関する活動」（27.9%）、「除雪に関する活動」（19.7%）、「高齢者支援に関する活動」（18.9%）でした。

問23 問21で「3) 関心はあるが参加(協力)していない」「4) 参加(協力)していない」と答えた方がお答え下さい。参加(協力)していない理由は何ですか。【○は1つ】



○「忙しくて時間がない」が27%で最も多く、次いで「健康的(体力)に自信がない」(24.5%)、「参加するきっかけがない」(11.8%)、「活動に関する情報がない」(10%)、「身近な所に活動の場がない」(7.1%)でした。

問24 今後参加できる機会があれば、どのような活動に参加したいと思いますか。【あてはまるもの全てに○】



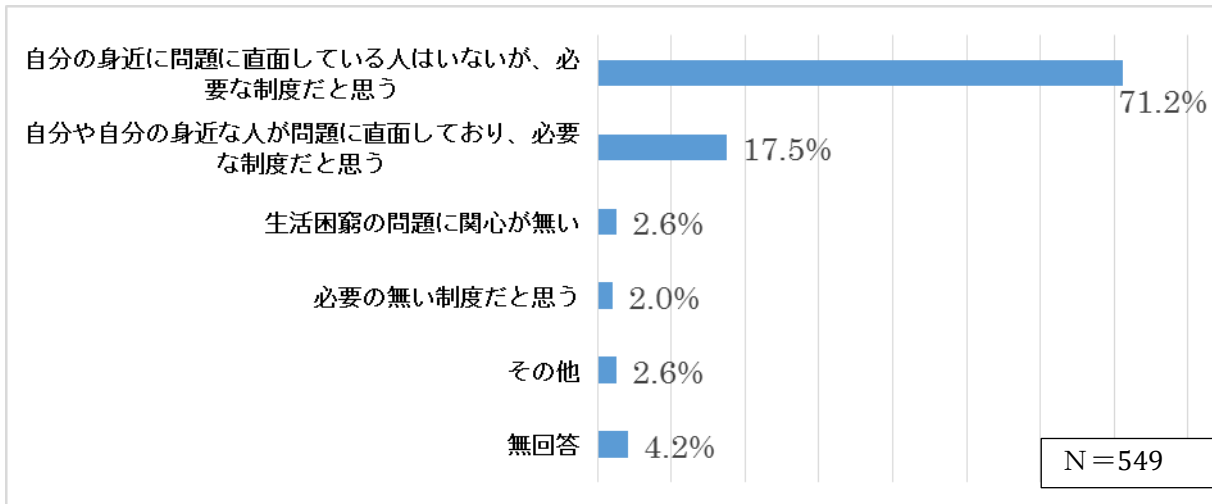
○「地域の自然保護、清掃、美化活動」が32.6%で最も多く、次いで「趣味や生涯学習、スポーツ活動」(26%)、「高齢者支援に関する活動」(24.2%)、「子育て支援に関する活動」(14.9%)でした。

## 生活困窮者自立支援制度について

**生活困窮者自立支援制度**：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（生活困窮者）の生活の自立に向けた支援をする制度です。

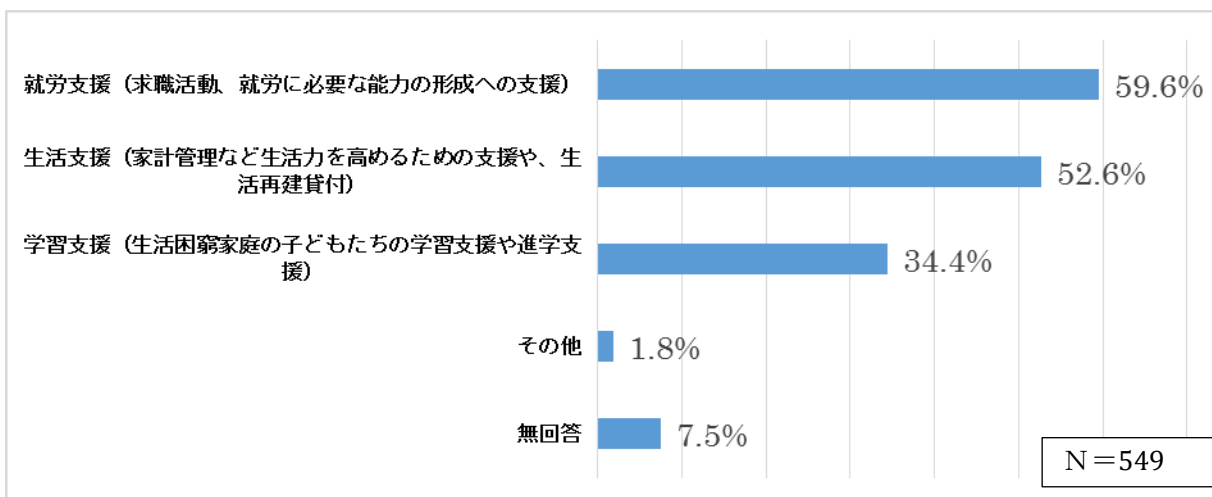
問25 あなたは生活困窮者支援制度について、どのように思われますか。

【○は1つ】



○「自分の身近に問題に直面している人はいないが、必要な制度だと思う」が71.2%で最も多く、次いで「自分や自分の身近な人が問題に直面しており、必要な制度だと思う」（17.5%）、「生活困窮の問題に関心が無い」（2.6%）でした。

問26 あなたは生活困窮の問題について、具体的にどのような支援が必要だと思いますか。【あてはまるもの全てに○】



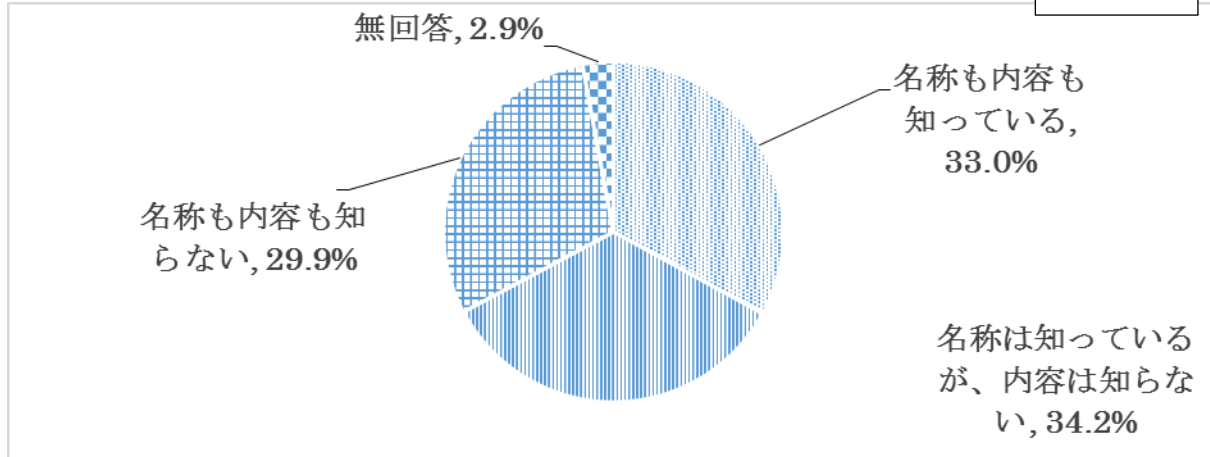
○「就労支援」が59.6%で最も多く、次いで「生活支援」（52.6%）、「学習支援」（34.4%）でした。

## 成年後見制度について

**成年後見制度**：認知症や知的障害、精神障害などで物事を判断する能力が十分でない方の権利や財産を守るとともに、その方の意思を尊重してその人らしい生活が送れるよう支援する制度です。

問27 成年後見制度について知っていますか。【○は1つ】

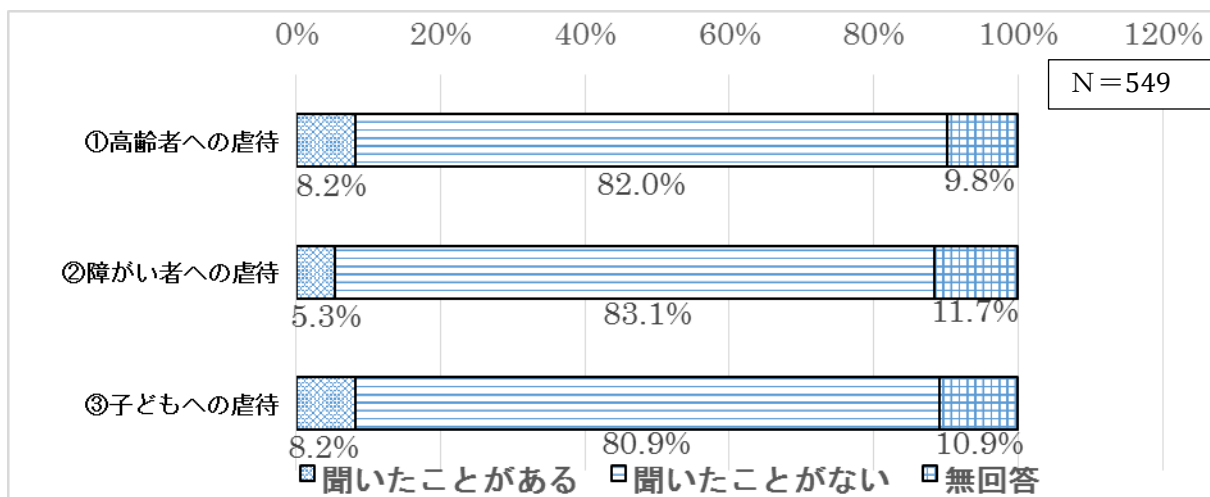
N=549



○「名称は知っているが、内容は知らない」が34.2%で最も多く、次いで「名称も内容も知らない」(29.9%)、「名称も内容も知っている」(33%)でした。

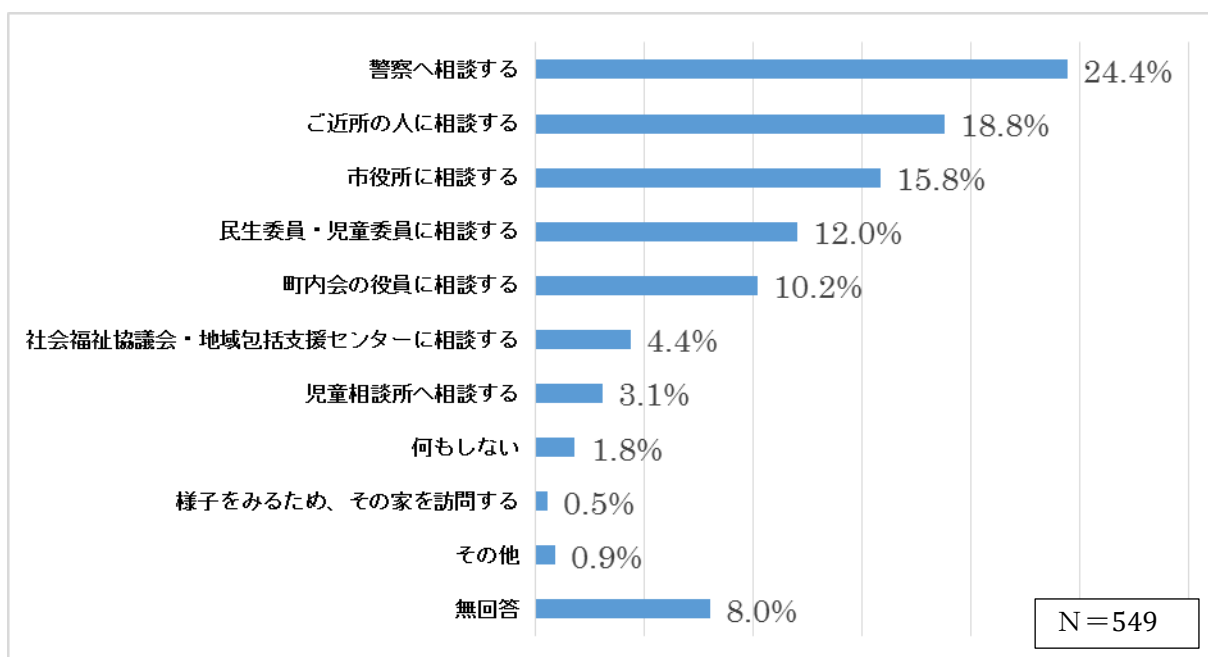
## 虐待について

問28 あなたは、地域の出来事として、この1年間に下記の①～③に示す虐待があったことを聞いたことがありますか。【項目ごとに○は1つずつ】



○すべての虐待において、「聞いたことがない」という回答が最も多くなっています。

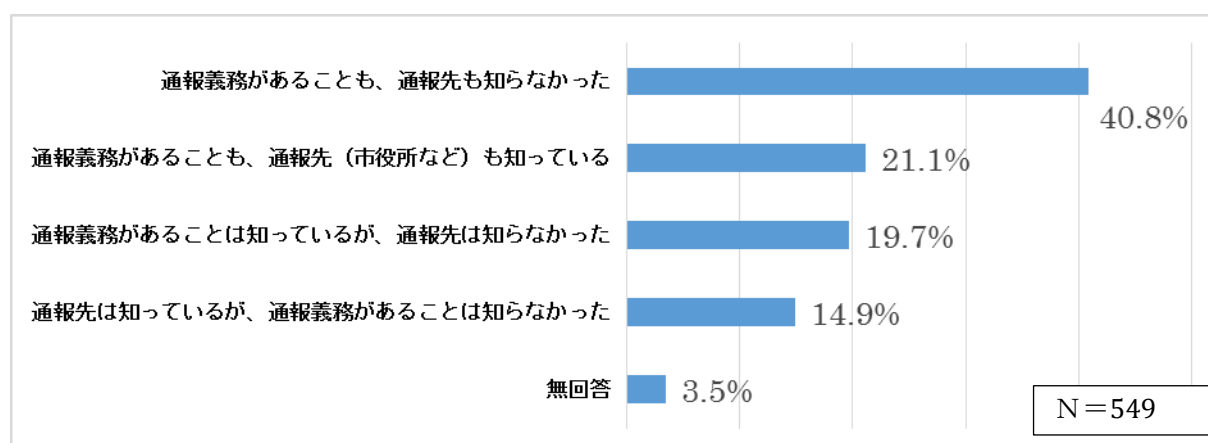
問29 あなたの周囲で虐待や暴力が発生していることがわかったら、最初にどのように対応しますか。【〇は1つ】



○「警察へ相談する」が24.4%で最も多く、次いで「ご近所の人に相談する」(18.8%)、「市役所に相談する」(15.8%)、「民生委員・児童委員に相談する」(12%)でした。

問30 あなたは、虐待を受けたと思われる高齢者、障がい者、児童を発見した者には市役所等への通報(通告)義務があることを知っていますか。

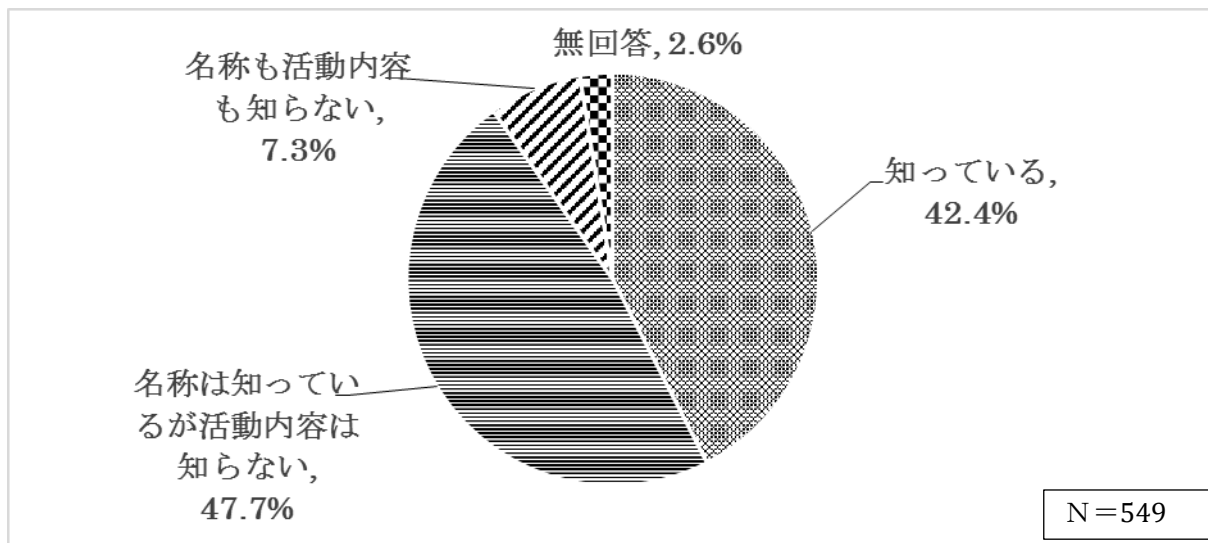
【〇は1つ】



○「通報義務があることも、通報先も知らなかった」が40.8%で最もなっています。  
 ○「通報義務があることも、通報先も知らなかった」(40.8%)、「通報義務があることは知っているが、通報先は知らなかった」(19.7%)を合わせて、60.5%の人が通報先を知らませんでした。

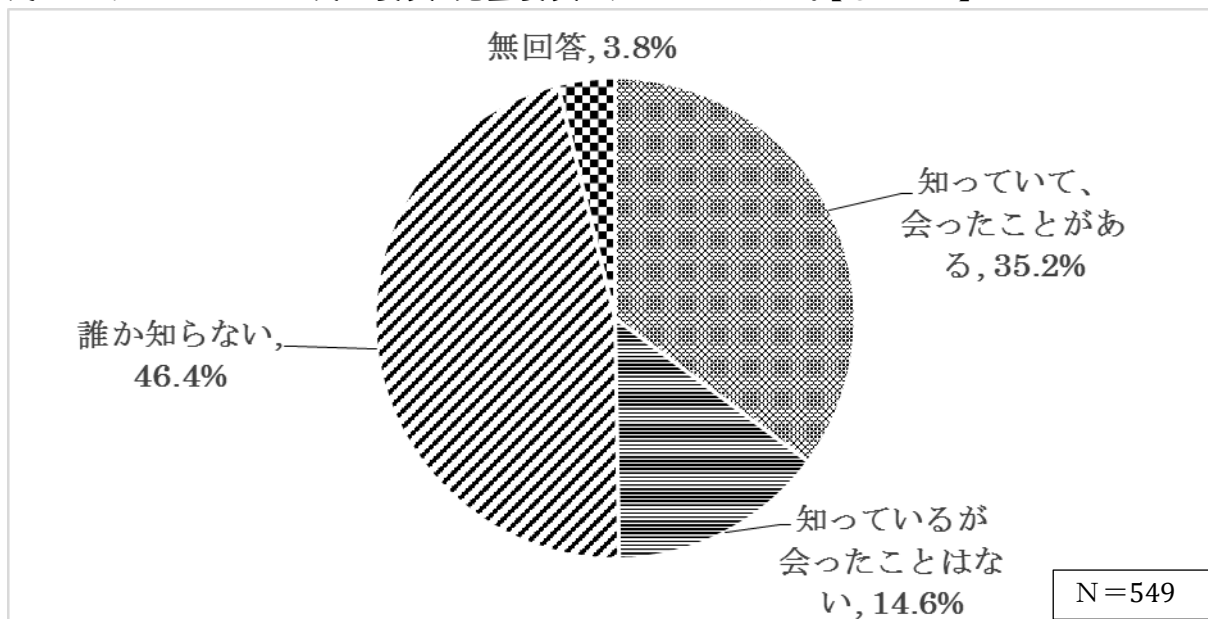
民生委員・児童委員について

問31 民生委員・児童委員の名称や活動内容を知っていますか。【○は1つ】



○「名称は知っているが活動内容は知らない」が47.7%で最も多く、次いで「知っている」(42.4%)、「名称も活動内容も知らない」(7.3%)でした。

問32 あなたの地区の民生委員・児童委員を知っていますか。【○は1つ】



○「誰か知らない」が46.6%で最も多く、次いで「知っている、会ったことがある」(35.3%)、「知っているが会ったことはない」(14.6%)でした。

地域福祉の相談窓口について

問33 あなたは、下記の①～④の相談窓口があることを知っていますか。

【項目ごとに○は1つずつ】

①生活自立支援センター

働きたくても働けない、住む所がない、家賃や公共料金を滞納しているなど、生活全般にわたる困りごとの相談窓口で、一人ひとりの状況に合わせた計画を作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、解決に向けた支援を行う機関（生活自立支援センターもがみ：旧友愛園）

②地域包括支援センター

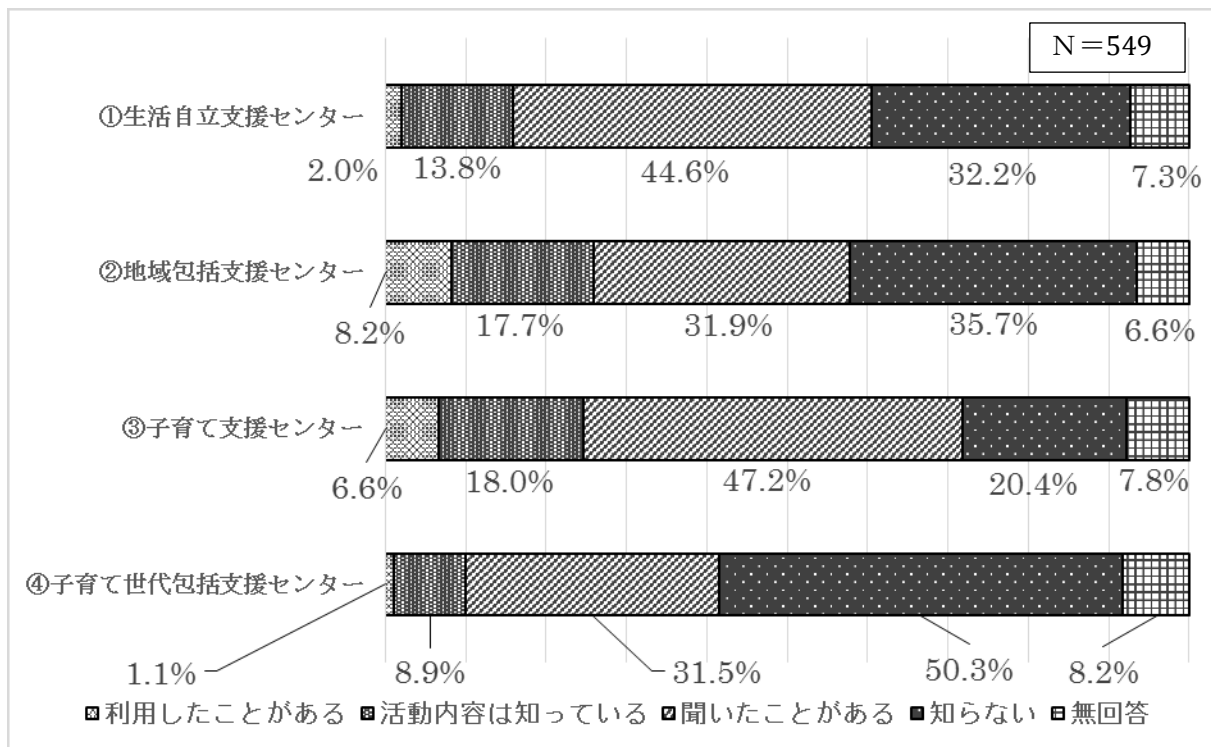
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職を配置し、様々な課題に対して相談支援を行う機関（新庄市地域包括支援センター：新庄市社会福祉協議会内）

③子育て支援センター

地域の子育て支援の拠点として、子育て等に関する相談への助言・指導、子育てサークル支援・育成、各種子育て講座の開催、地域の子育て関連情報の提供を行っている機関（新庄市地域子育て支援センター：こらっせ新庄内、パリス子育て支援センター：パリス保育園内、新庄保育園子育て支援センター：新庄保育園内）

④子育て世代包括支援センター

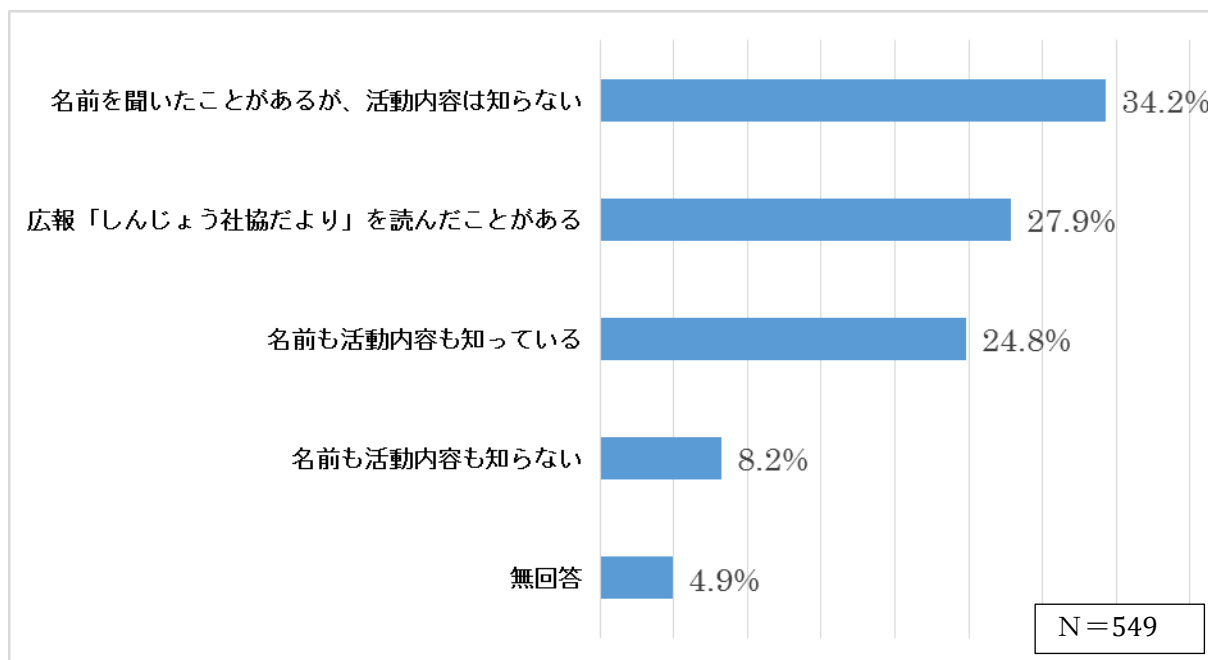
妊娠期から出産期、子育て期にわたり切れ目なく安心して子育てができるよう相談支援を行う機関（新庄市健康課内）



○全ての相談窓口で、「利用したことがある」という回答が最も少なく、「聞いたことがある」「知らない」の回答割合が多くなっています。

社会福祉協議会（地域福祉を推進する民間団体）について

問34 地域の福祉の推進を図るための活動を行なっている「社会福祉協議会」という組織を知っていましたか。【○は1つ】

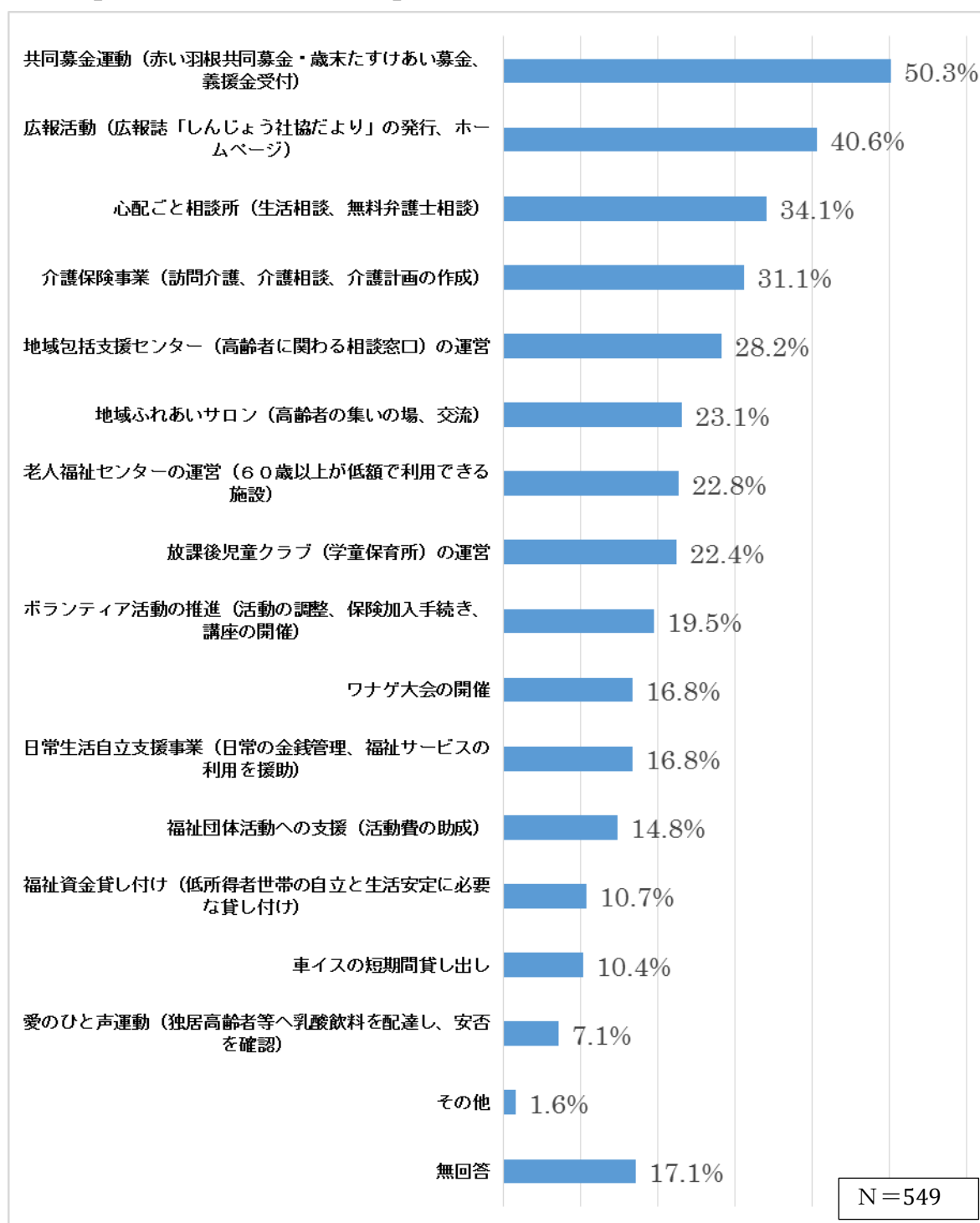


○「名前を聞いたことがあるが、活動内容は知らない」が34.2%で最も多く、次いで「広報「しんじょう社協だより」を読んだことがある」（27.9%）、「名前も活動内容も知っている」（24.8%）でした。



問35 社会福祉協議会の活動の中で知っているものは何ですか。

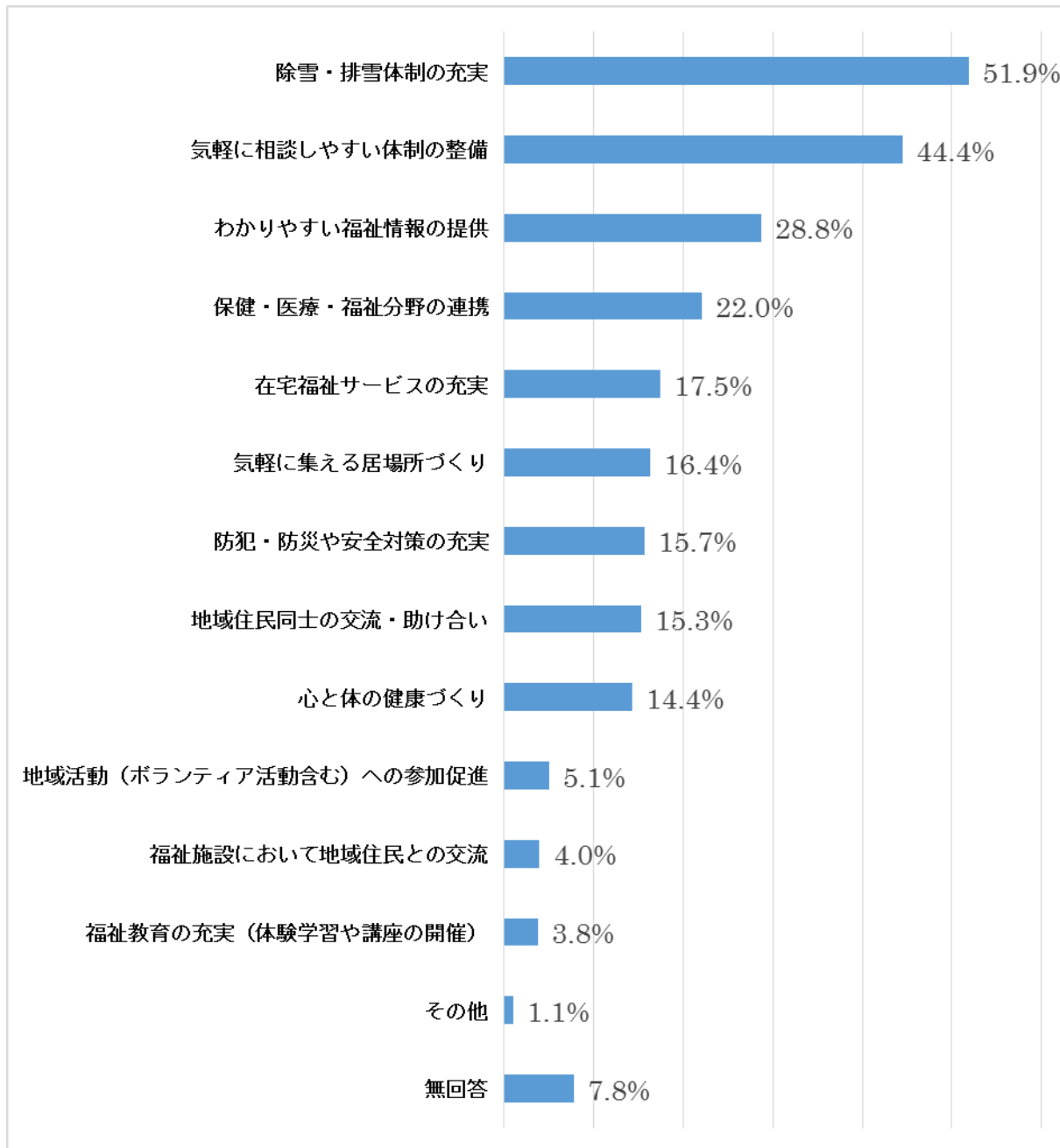
【あてはまるものすべてに○】



○「共同募金運動」が50.3%で最も多く、次いで「広報活動」（40.6%）、「心配ごと相談所」（34.1%）、「介護保険事業」（31.1%）、「地域包括支援センター」（28.2%）でした。

今後の「新庄市の福祉」のあり方について

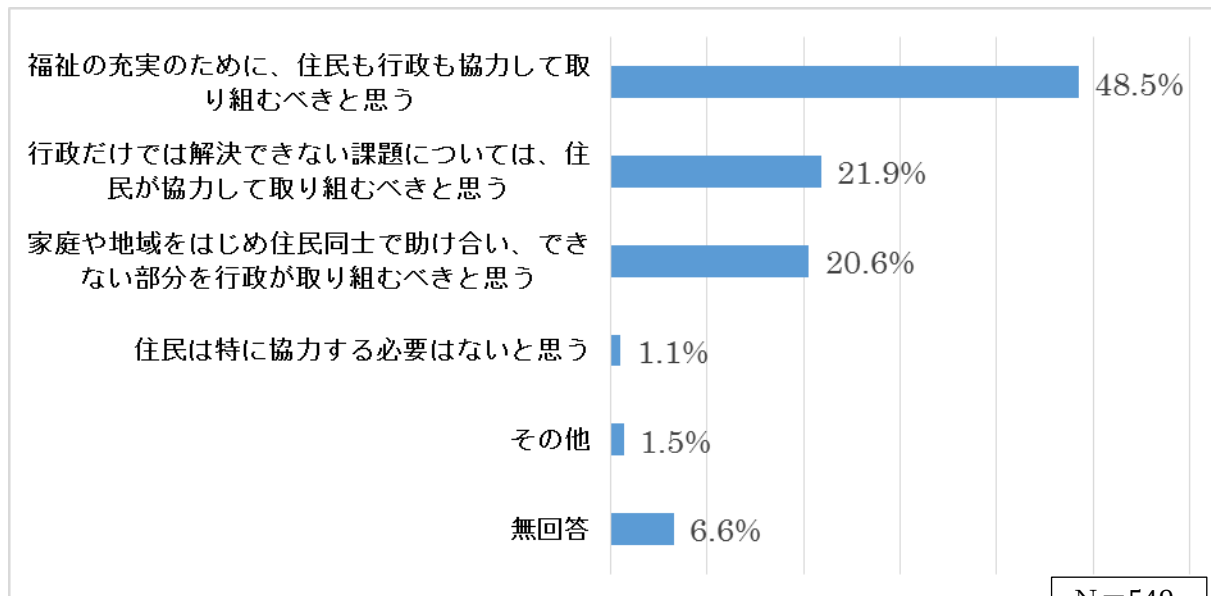
問36 誰もが住みなれた地域で安心して生活していくために、どのような福祉の取り組みが重要だと思いますか。あなたの考えに特に近いものを選んでください。【3つまで○】



N=549

○「除雪・排雪体制の充実」が51.9%で最も多く、次いで「気軽に相談しやすい体制の整備」(44.4%)、「わかりやすい福祉情報の提供」(28.8%)、「保健・医療・福祉分野の連携」(22%)、「在宅福祉サービスの充実」(17.5%)でした。

問37 地域福祉を推進していくうえで、行政と地域住民はどうあるべきと思いますか。【〇は1つ】



○「福祉の充実のために、住民も行政も協力して取り組むべきと思う」が48.5%で最も多く、次いで「行政だけでは解決できない課題については、住民が協力して取り組むべきと思う」(21.9%)、「家庭や地域をはじめ住民同士で助け合い、できない部分を行政が取り組むべきと思う」(20.6%)でした。

## (2) 新庄市民生委員・児童委員 座談会 抄録

日時 令和2年2月12日(水)午後3時30分～

会場 市役所 第2庁舎 2階会議室

参加者 新庄市民生委員・児童委員 13名 新庄市主任児童委員1名

### ◆介護について

老人ホームについて、介護職員が不足しているのでは？職員がいないから入所できずベットが余っているのは情けない。若い人が介護に長く勤められない。賃金が安いからではないか。

### ◆地域の希薄化について

日頃の見守り活動で、声掛けをしたいと思っても、どこまで家庭に入っていいのかわからず困っている。個人情報(プライバシー)が色々言われてから、なお難しくなった。町内に年末の助け合いの対象者がいるのかもわからない。以前、「お金を貸してほしい」と言われたことがあるが、その人が本当に生活苦なのか、たまたまなのか家族の人にも聞けない。昔のように地域のつながりがなくなり地域の希薄化を感じる。

### ◆ひきこもりについて

地域でひきこもりの人(1人暮らし)がいる。以前もひきこもりをしていた方が亡くなっていった事例があった。お母さんがいたころは高齢者なので訪問していたのだが…。近所の人から夜になると出かけていると聞くこともあるが、心配で訪問しても会ってもらえず困っている。

### ◆高齢者の地域での見守りについて

以前は、田んぼだった地域に家が集まった町内に住んでいる。現在は、空き家や1人暮らし、アパートが増えている。引っ越してきた当時は、若い人も子どもも多かったが、今は高齢者世帯、高齢者1人暮らしが多い。そういう方で、隣近所の付き合いが薄く、たとえば寝たきりになったとき、災害の時どうするか、要支援者の支援をどうするのか、今地域で課題になっている。要支援者として、自分が指定されているが、区長もしており実際かけつけるのは難しいと思っている。そういった場合どうしたらいいのか。

### ◆子どもの問題について

主任児童委員をしているが、子どもの支援として、支援を必要としている子どもがどこにいるのか、どう対応すればいいのか？がわからない。相談してもらえば、関係機関へつなげられるのに、訪問する対象者がいない。何が出来るのか？

いじめ、不登校、引きこもりなど子どもを取り巻く問題は増えている。その中で、主任児童委員として各施設訪問し勉強しているが、活かせる場がない。

以前は、学校の授業参観へ民生委員・児童委員が行って子どもの様子を見ていたこともある。就学援助を申請する場合にも、民生委員に相談があり学校と情報共有が出来ていた。以前は何度も集まりがあったが最近はなくなり、関わりが減ってきたため情報が入らない。希薄化につながっている。期待されていないのかと感じる。

登下校の見守り活動をしていると、スクールガードリーダーの方から情報をもらうこともある。子どもの登下校の仕方を見ていると、どういう家庭なのかと不安に感じることもある。

学校で問題を抱えている子どもは、家庭に問題がある場合が多い。

中学校までは学校や地域で子どもを見守る体制があるが、高校に入ると学校しかなくなる。その子どもが何か困りごとがあり、中学校でお世話になった先生に相談したいと訪ねても人事異動で先生がいなくなっている場合が多く、長い目で子どもを見守ってくれる人がいない。そういう体制が必要と思う。

### (3) 介護支援専門員(ケアマネジャー) 座談会 抄録

日時:令和2年2月14日(金) 午後14時~15時

会場:わくわく新庄 2階会議室【令和元年度第9回「介護支援専門員資質向上連絡会」において】

参加者:介護支援専門員15名 地域包括支援センター 3名 在宅医療・介護連携推進員 1名  
解決のアイデア

#### ■介護・医療、生活支援の問題

- ・ヘルパーさんは家政婦じゃない
- ・介護員の人材不足
- ・ゴミ出し手伝い(独居)
- ・認知症の方の運転免許を返納してほしい
- ・買い物や通院手段がなく困っている
- ・もっと利用者ニーズにあったバス経路
- ・予防サービス終了後運動する場所がない
- ・ひとり暮らしの男性の調理
- ・在宅診療や訪問看護が少ない
- ・看取りへの意識が地域によって差がある。
- ・アルコール依存症のある方等の支援

- ・夕方~夜にゴミを出す方法。
- ・鉄カゴ(ゴミステーションの整備)、個別回収。(自宅前に旗を立てて分かりやすく)。
- ・バス本数を増やす、手上げ式でバスが止まってくれたらいい。
- ・デイサービスの送迎バスの借り上げ&貸し出し。
- ・配食サービスや移動販売のサービスの拡充。
- ・独居高齢者が生活を続けるためにもご近所の理解。(一人一人のことを考えて、民生委員や区長に理解してもらいたい)

#### ■災害時の対応・感染症への対策

- ・災害時の避難場所、避難支援
- ・災害時要支援者名簿の上手な活用
- ・コロナウィルスが市内で発生したらパニック

- ・災害時の避難場所の日ごろからの確認。
- ・予め発生した時の感染症対策を市から周知する
- ・感染対策(各機関)でのシステム作り、早期情報発信  
防災無線の活用、エリアメール

#### ■除雪の問題

- ・玄関前の雪かき(独居)
- ・近所の方の協力が少ない理解がない
- ・除雪や雪下ろしの経済的負担が大きい
- ・シルバー人材センターの人員が不足している
- ・雪を捨てる場所がない
- ・雪下ろしをしてくれるところが少ない
- ・空き家

- ・除雪手伝い人を繋ぐ仕組みづくり。
- ・シルバー人材センターの人材確保。シルバー人材センター以外でしてくれる業者・ボランティア(有償・無償)の拡充。
- ・地域(隣組)ごとに助け合いが出来ればいい
- ・一斉に除雪日を決めて力を合わせて除雪ができるシステム(一斉除雪)。
- ・若い人が集まり行なう地域ボランティアを作る。

#### ■地域の希薄化・人口減少(少子高齢化対策)

- ・子ども会がなくなった。町内に若い人の減少
- ・隣近所との疎遠、町内行事へ参加しない
- ・個人情報を知ると警戒感
- ・民生委員が誰だか分からない方が多い
- ・生活困窮(低所得)世帯・者への支援
- ・経済的負担を考えるとサービス受け入れにくい

- ・高齢者と子どもがまじわる機会の創出
- ・回覧板で地域の民生委員の写真入りで紹介
- ・民生委員さんにケアマネジャーの集まりへ出席してもらう
- ・区長との連携
- ・個人情報を地域でどの位共有できるか(本人の了解がない場合)

#### ■駐車場の問題

- ・福祉の中核を担う社協(市役所も)バリアフリーが整っていない(駐車場から玄関が遠い)。

### 3 第2期新庄市地域福祉計画の取り組み内容と課題

基本理念	基本目標と重点施策	主な取組内容	次期計画へ向けての課題
安心して暮らせる未来 たすけあいのまち 新庄	<p><b>基本目標1 相談・サービスが利用しやすいまち</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①情報提供の充実</li> <li>②相談体制の充実</li> <li>③福祉サービスの利用促進</li> <li>④市民・事業者・行政との連携と協働</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種パンフレット・ハンドブックの作成 広報しんじょう・市HP、SNSを利用した情報発信</li> <li>●地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、相談支援事業所(障がい者、生活困窮者)など相談体制の充実</li> <li>●地域子育て支援センターを設置し、保護者が交流する場の提供及び子育てに関する情報提供、相談</li> <li>●ネットワークづくりの推進、連絡協議会等における情報共有、連携強化</li> <li>●ボランティアポイント制度への取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ICTを利用した情報発信</li> <li>○外国人への情報発信の充実</li> <li>○わかりやすい情報提供</li> <li>○相談しやすい体制整備</li> <li>○包括的相談体制(あらゆる相談を受ける、断らない相談体制)の構築</li> <li>○制度の狭間で支援が受けられない人がいないよう包括的支援体制を整える</li> <li>○助けを必要とする人への支援(アウトリーチ)</li> <li>○ボランティア活動の活性化</li> </ul>
	<p><b>基本目標2 安心・充実した暮らしを支えるまち</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域福祉活動の推進と支援</li> <li>②適切な福祉サービスの提供と充実</li> <li>③ネットワーク体制による連携強化</li> <li>④災害時の要援護者への支援体制づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者いきいきサロンの開催</li> <li>●関係機関と連携し、地域課題の把握</li> <li>●子育てに関わる市民団体による子育て支援体制の構築</li> <li>●苦情申し立てへの対応、事業所への助言指導</li> <li>●虐待防止連絡協議会におけるネットワーク構築</li> <li>●民生委員による平常時からの要援護者の把握と見守り</li> <li>●災害時要援護者名簿の更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉活動への参加意識の向上</li> <li>○地域福祉を支える人、リーダーの発掘、育成</li> <li>○すべての世代が交流できる場、居場所の提供</li> <li>○包括的支援体制の構築</li> <li>○人権擁護、差別解消への更なる取り組み</li> <li>○地域で支え助け合える仕組みづくり</li> <li>○災害時避難行動要支援者への更なる支援の充実</li> </ul>
	<p><b>基本目標3 市民活動が盛んなまち</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市民が活動しやすい環境づくり</li> <li>②地域における交流の場づくり</li> <li>③地域住民との連携と協働</li> <li>④福祉事業者との連携と協働</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●元気高齢者ボランティアポイント制度の創設</li> <li>●障がい者の自主的な活動への支援</li> <li>●百歳体操など高齢者の健康づくりの場の創設</li> <li>●出前講座による各施策の理解促進や相談</li> <li>●事業者との連携を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア活動の活性化</li> <li>○地域福祉を支える人、リーダーの発掘、育成</li> <li>○超高齢化社会に対応する仕組みづくり</li> <li>○地域課題を身近な地域で話せる体制づくり</li> <li>○制度の枠をこえた連携(包括的支援体制)の構築</li> </ul>

## 4 第3期新庄市地域福祉活動計画の取り組み内容と課題

### 基本理念

安心して暮らせる未来 たすけあいのまち 新庄

### 基本目標と重点施策

**基本目標 1**  
相談・サービスが利用しやすいまち  
① 情報提供の充実  
② 相談体制の充実  
③ 地域包括ケアシステムの推進

**基本目標 2**  
安心・充実した暮らしを支えるまち  
① 福祉サービスの充実  
② 権利擁護の充実  
③ 除雪支援の充実  
④ 災害時支援体制の充実

**基本目標 3**  
市民活動が盛んなまち  
① ボランティア活動の充実  
② 福祉を担う人材の育成  
③ 気軽に集える場の充実  
④ 社会福祉協議会の基盤強化

### 主な取組内容

○しんじょう社協だよりの発行      ○ホームページの充実  
○相談事業（心配ごと相談・弁護士相談）      ○出前講座の開催  
○職員の資質向上      ○生活困窮者自立支援制度との連携  
○連絡調整育成指導事業（福祉団体への助成金交付等）  
○高齢者健康対策振興事業      ○地域ケア会議の開催

○貸付事業      ○愛のひと声運動事業      ○介護予防体操  
○在宅介護支援事業（訪問介護・介護支援）  
○援護事業（歳末たすけあい配分、被災者への見舞等）  
○敬老会支援事業      ○学童保育所の運営      ○児童遊び場整備事業  
○日常生活自立支援事業      ○成年後見制度の相談支援  
○地域包括支援センター事業      ○高齢者虐待の予防と対応  
○高齢者世帯等除雪支援事業      ○除雪支援ネットワークの構築  
○災害ボランティアセンターの体制整備

○ボランティア活動の推進      ○ボランティアの育成  
○実習生の受入れ      ○福祉教育の推進  
○社会福祉協議会表彰等事業      ○地域ふれあいサロン事業  
○老人福祉センターの運営      ○文化教室の開催  
○補助金・委託費の効果的活用      ○自主財源の確保  
○赤い羽根共同募金活動の推進      ○各種助成・補助事業の活用  
○社会福祉協議会の組織体制整備

### 次期計画へ向けての主な課題

○平成30年度よりホームページをリニューアルした結果、必要な情報にアクセスしやすくなった。一方で、様々な福祉事業に取り組んでいる社会福祉協議会としての認知度が低い。  
○地域生活や個々の生活上の悩みの相談先として、社会福祉協議会を挙げる方は多くないため、より気軽に相談できる支援体制を構築する必要がある。

○高齢者虐待の相談先として、地域包括支援センターの認知度が低い。  
○成年後見制度について64.1%の方が「内容を知らない」ことから、今後、成年後見制度の普及啓発を計画的に取り組む必要がある。  
○既存のボランティア団体が災害時に災害ボランティアとして活動できるよう、ボランティア登録制度等の仕組みづくりを検討する必要がある。

○ボランティア活動の情報提供を充実させ、活動参加へのきっかけ作りが必要である。  
○地域共生社会を推進するため、若い世代から、地域での互助に関する意識を醸成させる必要がある。  
○地域住民が主体的にサロン活動に取り組めるよう、今後も支援を継続する必要がある。  
○社協会費や赤い羽根共同募金等の寄付が、地域福祉をより向上させるための取り組みであることについて、地域住民へより周知していく必要がある。

## 第3章 計画の基本理念と施策の体系

### 1. 基本理念

人口減少が続き、超高齢化（市の65歳以上人口は32.2%を占める：令和2年4月1日 住民基本台帳より）が進む中、介護や子育て、生活の困りごとを解決するためにも身近な地域のつながりが重要となりますが、年々地域のつながりの希薄化が懸念されています。地域の活動及び地域行事を活性化させ継続していくためにもさらなる地域のつながりづくりに取り組んでいく必要があります。また、地域の人口が減少していく中、地域福祉の担い手としてボランティアは重要な手段の一つであり、積極的に参加してもらおう方策を進めて行く必要があります。

地域を支えていくのは、地域に住んでいる住民であり、他人の困っていることを自分のことと捉え、住民が主体となって活動していくことが重要であり、地域で支え合う人、しくみづくりを更に進めて行かなければなりません。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって問題が表出した「不寛容な社会」にならないために、正しい情報を基に、共に学び、人権意識の高揚を図り、権利擁護を進めることが重要であり、すべての人が、自分の生き方を自己決定できる仕組みを共に創っていくことが必要となります。

住み慣れた環境で、住みたい場所で、一生健康で快適に住み続けられるように、身近な生活環境を整備していく必要があります。子育てがしやすい環境の整備をすすめるとともに、共働きの割合が高い当市においては、地域全体で子育て世帯を支援する取組が求められています。

近年多発する大規模災害への備え、また高齢者などを狙った犯罪への備えを地域全体で取り組んでいく必要があります。

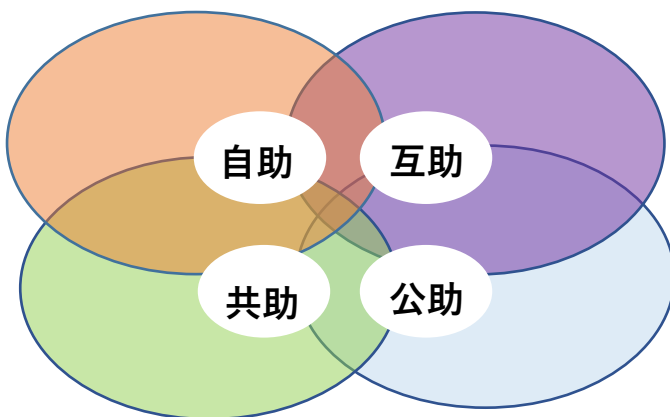
これらの課題解決のためには、関係する様々な分野の人達が横の連携を強め、包括支援体制を構築して、誰ひとり取り残さない取組を推進する必要があります。

地域共生社会を実現するために、①地域住民と行政の協力による福祉の充実 ②支え合い助け合いのまちを基本理念として定めます。

## 基本理念

### ①地域住民と行政の協力による福祉の充実

### ②支え合い 助け合いのまち



この4つの助が互いに補完しながら、地域共生社会の実現を目指します。

自助：一人ひとりの市民、家族が取り組んでいくこと。

互助：隣組や友人などの個人的な関係を持っている者同士が助け合いながらとりくんでいくこと

共助：地域やボランティア、NPOなどの市民活動により力を合わせて取り組んでいくこと

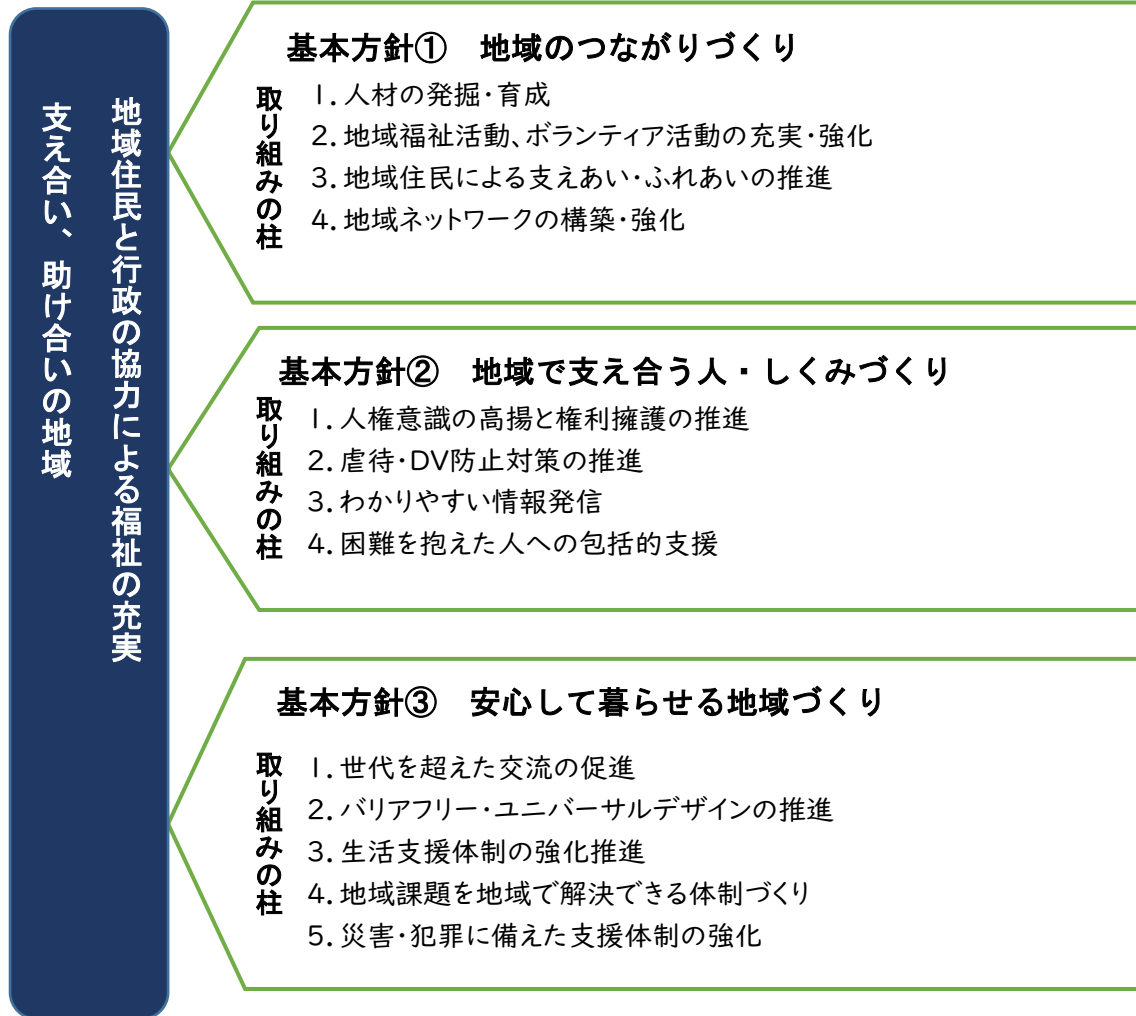
公助：行政（国・県・市）が取り組んでいくこと  
医療・保健・福祉などの公的なサービスの提供



## 2. 基本方針

### 基本理念

### 3つの基本方針と取り組みの柱



#### 基本方針① 地域のつながりづくり

##### (1) 人材の発掘・育成

・超高齢化社会の中で、地域活動のない手の発掘、育成を進めていく。

##### (2) 地域福祉活動、ボランティア活動の充実・強化

・市民の社会参加促進を進めるため、情報発信を強化していく。  
・ボランティアポイント制度の対象拡充、充実を図っていく。

##### (3) 地域住民による支えあい・ふれあいの推進

・地域での活動、地域の集いの場を積極的に支援していく。  
・民生委員・児童委員や健康福祉推進委員の活動支援の強化していく。

##### (4) 地域ネットワークの構築・強化

・既存の各ネットワークを強化し、各制度を縦断する包括的ネットワークの構築を進める。  
・地域と行政及び関係機関との相互連携を強化していく。

## **基本方針② 地域で支え合う人・しくみづくり**

### (1) 人権意識の高揚と権利擁護の推進

- ・人権意識の高揚を図り権利擁護を推進する。
- ・成年後見制度の周知を図り制度の理解を広め、利用の促進に努める。

### (2) 虐待・DV防止対策の推進

- ・すべての虐待に関する理解を進め、早期発見に努め適切な支援を迅速に行う。
- ・各相談員の専門性、スキルアップを支援していく。
- ・相談場所を選ばない「包括的相談体制」の整備を進める。

### (3) わかりやすい情報発信

- ・各種の申請書を「わかりやすい」「見やすい」ものに改善していく。
- ・日本語の理解が不十分な外国人への情報発信を強化していく。
- ・ICTを活用した情報発信を進めるとともに、ICTが利用しづらい人への発信の方法を継続して検討していく。

### (4) 困難を抱えた人への包括的支援

- ・相談場所を選ばない「包括的相談体制」の整備を進める。
- ・制度の狭間でサービスが受けられない人が出ないように、「包括的支援体制」の整備を進める。
- ・自分からは相談に行けない方、判断能力が低下している方への支援を強化し、待つのではなく、こちらから出向く「アウトリーチ」を強化していく。

## **基本方針③ 安心して暮らせる地域づくり**

### (1) 世代を超えた交流の促進

- ・子ども、親、祖父母などすべての世代、障がいの有無に関係なく交流し支え支えられる場、居場所づくりを進めていく。

### (2) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- ・すべての差別、偏見をなくすための取り組みを推進させていく。
- ・あらゆる施設のユニバーサルデザイン化を推進させるための啓発活動を進める。

### (3) 生活支援体制の強化推進

- ・既存の支援体制の充実強化を進める。
- ・住民同士の支え合いの体制を進め、支援を行っていく。

### (4) 地域課題を地域で解決できる体制づくり

- ・地域での人材発掘、育成を進め、地域の連携、活動を支援強化していく。
- ・超高齢化社会に向けた対策を、地域住民と共に作っていく。

### (5) 災害・犯罪に備えた支援体制の強化

- ・災害時要支援者名簿の電子化を進めるとともに、関係機関との連携強化を進めていく。
- ・日本語の理解が不十分な外国の方への情報発信を進めていく。

## 第4章 基本方針の実現に向けた取り組み



## 【基本方針① 地域のつながりづくり】

### 取り組みの柱Ⅰ 人材の発掘・育成

#### ■ 新庄市の現状と課題

- 地域のリーダー役である区長や民生委員・児童委員のなり手不足が深刻であり、メンバーの固定化・高齢化が課題として多く挙げられています。中高生などの若い世代も含め、担い手の発掘・育成をしていく必要があります。
- 新庄まつりを代表とする、地域が協力して作り上げる行事や伝統文化が数多くあります。子どもの頃からこれらに参加し、地域の一員として成長することで郷土愛を育むことが大切です
- ボランティア活動に対して 43.4%の人がボランティアに参加していないものの、その一方で 31.0%の人が関心を持っています。(※アンケートより)
- ボランティアに関心のある人が行動に移すことができるきっかけづくりを考えていく必要があります。

#### ■ 主な事業

- 高校生の自主的な活動の応援
- 地域リーダー育成事業
- ボランティア養成講座
- 福祉教育の推進
- 出前講座の実施
- 実習生の受け入れ(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員)

#### ■ 成果指標

※※まちづくり市民アンケート

---

※アンケート

令和元年12月に実施した「新庄市地域福祉計画・新庄市地域福祉活動計画に関するアンケート調査」を指します。

※※市民アンケート

新庄市まちづくり総合計画を推進するため、毎年行う「まちづくり市民アンケート」を指します

## ■ 具体的な取り組み

### 市民・地域の役割（できること、取り組み、お願いしたいこと）

- 子ども会や新庄まつりなど地域の行事に参加し、地域の活動を楽しみ、地域の一員であることの自覚を深めましょう
- 子どもが「おもしろそう」と思う、若者が「やってみたい」と思える地域の活動を企画しましょう
- リーダーや役員に負担が集中しないよう、組織や地域全体でフォローしましょう
- 地域の行事の企画や運営は、休日に短い時間で参加できるものなど、働いている人でも参加しやすいような工夫をしましょう

### 行政の取り組み

- 学校・家庭・地域が連携し、地域に根差した特色ある教育活動を行います。
- 高校生ボランティアなど、若い世代の自主的な企画・活動を支援します。
- 地域リーダー養成講座などで、地域活動を主体的に行動できるきっかけをつくれます。
- 各地域や団体の取り組みを広報などで紹介します。

### 社会福祉協議会の取り組み

- 福祉を担う人材を育成します。
- ボランティア養成講座を実施します。
- 学生に福祉に関する学びの場を提供し、福祉教育を推進します。
- 出前講座を実施します。

## 【基本方針① 地域のつながりづくり】

### 取り組みの柱2 地域福祉活動、ボランティア活動の充実・強化

#### ■ 新庄市の現状と課題

- 市社会福祉協議会ではボランティアセンターを運営しています。
- ボランティアなどの地域福祉活動で最も多く参加を得られているのが「地域の自然保護、清掃、美化活動」で60%を超えています(アンケート)
- ボランティアに参加していない理由として、「忙しくて時間がない」が27%で最も多いほか、「きっかけがない」「情報がない」「身近に活動の場がない」の3つを合わせると28.9%となっています。(アンケート)
- どんなボランティアがあるのか、どんな活動が行われているのか、広報等で周知することが必要です
- ボランティアポイント事業※の対象の拡大や周知が必要です。

#### ■ 主な事業

##### ※介護支援ボランティアポイント事業

- 日本赤十字社の事業への協力
- 高校生ボランティアの活動支援
- 市民活動交流ひろばぷらっと
- ボランティアセンターの運営
- ボランティアガイドブックの発行
- 連絡調整育成指導事業

#### ■ 成果目標

##### 介護支援ボランティアポイント事業

	R3年度	R4年度	R5年度
登録事業所数	25	30	35
登録者数	40人	50人	60人

#### ※介護ボランティアポイント事業

介護予防のひとつとして、高齢者がボランティア活動を通して社会参加や地域貢献をすることで、より元気になることを目的とした事業です。高齢者施設等でボランティア活動を行った場合1時間につき1ポイントを付し、1ポイントを100円として年度ごとに60ポイントを上限として奨励金を交付しています。

## ■ 具体的な取り組み

### 市民・地域の役割（できること、取り組み、お願いしたいこと）

- 地域の清掃活動や花植えなどの美化活動等、身近なボランティアに参加しましょう
- ボランティア活動での楽しい体験を周りの人にも伝えましょう
- 誘い合って参加し、ボランティアの輪を広げましょう

### 行政の取り組み

- 介護支援ボランティアポイント事業の対象者を拡大します。
- ボランティアに取り組む団体や個人の活躍を紹介します。
- 市職員が一市民として積極的に参加できるよう、ボランティア情報を発信していきます。

### 社会福祉協議会の取り組み

- 地域の福祉団体の活動を支援します。
- ボランティア情報を積極的に発信していきます。
- ボランティア登録を推進し、登録していただいた方への情報提供を行います。

## 【基本方針① 地域のつながりづくり】

### 取り組みの柱3 地域住民による支えあい・ふれあいの推進

#### ■ 新庄市の現状と課題

- 65歳以上の高齢者のうち 15.3%が在宅で一人暮らし。県内35市町村では2番目に多い割合となっており、地域での見守りが必要とされています。
- ひとり親世帯が増加しています。子育ての悩みを抱え込みがちのため、話を聴きアドバイスしてくれる身近な存在が求められます。
- 民生委員・児童委員の活動内容を「知らない」市民が55%、自分の地域の民生委員・児童委員が誰か「知らない」市民も約半数の 46.4%を占めました(アンケート)。

#### ■ 主な事業

- 地域食堂の推進
- 民生委員・児童委員
- 健康福祉推進員
- 地域組織育成支援事業(地域ふれあいサロン)
- 赤い羽根共同募金活動の推進
- 敬老会支援事業

#### ■ 成果目標

地域サロン数 令和7年度 45



## ■ 具体的な取り組み

### 市民・地域の役割（できること、取り組み、お願いしたいこと）

- 「おはようございます」「こんにちは」などのあいさつを積極的に行いましょう
- 地域の人に目を向け、孤立させないように見守りましょう
- 困ったことがあったら、身近な人に SOS を発信しましょう
- 人生や子育ての先輩としての経験を、若い世代に語ってみましょう

### 行政の取り組み

- 地域の相談役としての民生委員・児童委員の活動を一層充実させるため、支援体制を強化します。
- 健康福祉推進員への研修を充実させ、活動を周知し、より細やかな見守りの体制を構築します。
- 地域の集いの場、居場所づくりとして地域サロン、地域食堂等を積極的に支援するとともに、全ての世代が交流できる場となるよう進めていきます。

### 社会福祉協議会の取り組み

- 地域でのサロン活動を応援します。
- 赤い羽根共同募金活動を周知し、地域での支え合いの仕組みを推進します。
- フードバンクを活用して、地域食堂を支援していきます。

## 【基本方針① 地域のつながりづくり】

### 取り組みの柱4 地域ネットワークの構築・強化

#### ■ 新庄市の現状と課題

- 核家族の進行や地域のつながりの希薄化により、子育ての悩みを抱え込みがちのため、話を聴きアドバイスしてくれる身近な存在が求められます。
- 複雑化する問題に対応するため、介護、障がい、生活困窮、子育ての各制度を横断した包括的な連携が必要とされています。

#### ■ 主な事業

最上地区自立支援協議会

最上地域生活困窮者自立支援会議

地域子育て支援センター

地域食堂開設支援

民生委員・児童委員及び健康福祉推進員への支援充実

民生委員・児童委員協議会

健康福祉推進員

※ファミリー・サポート・センター

地域組織育成支援事業（地域ふれあいサロン）

総合相談事業（地域ネットワーク構築）

認知症地域支援推進事業（サポート医とのネットワーク形成）

認知症サポーター養成講座

地域ケア会議推進事業

---

※ファミリーサポート・センター

アドバイザーが会員（子育て世代への支援を行いたい協会員と支援を受けたい依頼会員）間のマッチングや援助活動の調整、支援を行います。保護者の急病や休養、子育て中のリフレッシュしたい時に利用できます。市委託事業。

## ■ 具体的な取り組み

### 市民・地域の役割（できること、取り組み、お願いしたいこと）

- 「おはようございます」「こんにちは」などのあいさつを積極的に行いましょう
- 地域の人に目を向け、孤立させないように見守りましょう
- 困ったことがあったら、身近な人に SOS を発信しましょう
- 子育て応援団のひとりとして、子育て支援者養成講座など受講してみましょう

### 行政の取り組み

- 既存の各協議会の更なる活性化を図り、それぞれの協議会を横断する包括的ネットワークの構築を推進していきます。
- 民生委員・児童委員活動の充実を図り、地域の相談役としての存在を周知します。
- 健康福祉推進員への研修を実施し、より細やかな見守りの体制を構築します。
- ファミリー・サポート・センターなど、子育て世代の応援に取り組みます。
- 地域に行政から必要な情報が届くよう、連携の強化を図ります。
- 他自治体の先進的な事例を学び、積極的に取り組んでいきます。

### 社会福祉協議会の取り組み

- 民生委員・児童委員及び健康福祉推進員等とのネットワークを構築します。
- 認知症サポーター養成講座を開催し、認知症を知り地域で支える取り組みを推進します。
- 地域へ、運動・栄養・薬剤・口腔などの専門職派遣の連絡調整をおこないます。
- フードバンクを活用して、地域食堂を支援していきます。

## 【基本方針② 地域で支え合う人・しくみづくり】

### 取り組みの柱 | 人権意識の高揚と権利擁護の推進

#### ■ 新庄市の現状と課題

- 社会の中に障がいのある人への偏見や差別、配慮のなさがあると思う人は、全体で 43.55%、障がいのある人では 56.74%となっています（市障がい福祉総合計画アンケート）
- 本市では、平成26年にいじめ防止対策等推進条例、いじめ防止基本方針を定め、他人を思いやる心の教育を実践しています。
- 高齢者の増加に伴い、認知症の人も増えています。要介護の認定を受けている人のうち、何らかの認知症状が認められる人は 87%、ひとり暮らしが難しい中重度の認知症状が認められる人は 28%となっています（認知症高齢者自立度調査より）。
- 成年後見制度※について、64.1%の人がその内容を知らない人と答えています。（アンケート）

#### ■ 主な事業

- いじめ防止基本方針に基づく取り組み
- 障がいの理解促進についての取り組み
- 成年後見制度利用支援事業
- 認知症サポーター養成講座
- 福祉サービス利用援助事業

#### ■ 成果目標

認知症サポーターの養成

サポーター年間新規登録数 毎年度	100人
------------------	------

---

#### ※成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々の財産と権利を守る制度です。成年後見人は家庭裁判所によって選任されます。

## ■ 具体的な取り組み

### 市民・地域の役割（できること、取り組み、お願いしたいこと）

- すべての人の人権は守られるべきとの強い意志を持ちましょう
- 地域で人権を学ぶ機会を設けましょう
- 認知症について理解し、正しい対応の仕方を学びましょう

### 行政の取り組み

- 教育の場において、差別やいじめを防止する取り組みを推進します。
- いじめや虐待に早期に対応し、原因について分析し再発防止への取り組みを行います。
- 国籍やジェンダー、障がいの有無など、すべての差別の解消に向け取り組みます。
- 認知症や成年後見制度についての出前講座を実施します。
- 成年後見制度利用支援事業により審判請求及び後見人等への報酬の支援を行いません。

### 社会福祉協議会の取り組み

- 判断能力が低下した方への福祉サービスの利用を支援します。
- 成年後見人制度の周知を図り、制度の理解を広めます。
- 成年後見制度に関する相談を受けるとともに、親族による申し立てについて支援を行います。

## 【基本方針② 地域で支え合う人・しくみづくり】

### 取り組みの柱2 虐待・DV防止対策の推進

#### ■ 新庄市の現状と課題

- 本市では、「障がい者・高齢者虐待防止連絡協議会」や「要保護児童対策地域協議会」を組織し、関係機関が連携して障がい者・高齢者・児童の虐待防止に取り組んでいます。
- 高齢者への虐待、子どもへの虐待では各 8.2%、障がい者への虐待では 5.3%の市民が聞いたことがあると答えています。(アンケート)
- 虐待の通報義務については、通報義務があり通報先も知っている市民は 21.1%にとどまっています。(アンケート)
- 虐待が疑われる場合の通報義務や通報先の周知など、虐待防止について啓発し、意識を高めることが必要です。

#### ■ 主な事業

- 子育て世代包括支援センター
- 子育てに関する相談
- 要保護児童対策地域協議会
- 家庭児童相談
- 高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会
- 民生委員・児童委員
- 権利擁護事業(高齢者虐待の予防と対応)

#### ■ 成果目標

- まちづくり市民アンケート

---

虐待… 身体的な暴力のほか、言葉の暴力、生活費を渡さない金銭的虐待、世話や介護を放棄する(ネグレクト)ことも虐待です

DV<ディーバイ>… ドメスティックバイオレンスの略。配偶者や恋人など、親密な関係にある(あった)人から振られる暴力

## ■ 具体的な取り組み

### 市民・地域の役割（できること、取り組み、お願いしたいこと）

- 被害にあったら、身近な人に助けを求めましょう
  - 育児や介護を一人で抱え込まず、周りに協力を求めましょう
  - 虐待やDVかなと思われる事例を見聞きした場合は、警察、市、包括支援センター、民生委員・児童委員などへの関係機関に連絡・相談しましょう
- 連絡・相談先は資料編を参照してください。

児童相談所虐待対応ダイヤル

いちはやく

☎ 1 8 9

### 行政の取り組み

- どんな行為が虐待にあたるか、また通報の義務について市民へ周知します。
- 通報・相談先について市民へ周知し、早期に対応する体制づくりに取り組みます。
  - 一時的な施設への保護など、被害者の安全を第一に関係機関と連携して対応します。
- 虐待に至った原因や経緯について分析し、再発を防止するために支援します。
  - 相談員の専門性、スキルアップを支援し、困りごととはどんなことでも相談できる、包括的相談体制の整備を進めていきます。

### 社会福祉協議会の取り組み

- 高齢者等虐待の早期発見に繋がるよう、民生委員・児童委員等の関係機関と連携を図ります。
- 高齢者虐待に至った原因を把握し、養護者への支援を行います。

## 【基本方針② 地域で支え合う人・しくみづくり】

### 取り組みの柱3 わかりやすい情報発信

#### ■ 新庄市の現状と課題

- 市政や福祉の情報を伝える広報として「広報しんじょう」「議会だより」「社協だより」を発行しています。
- 視覚障がいがある人向けに、広報しんじょう・おしらせ版、議会だよりをカセットテープに吹き込んだ「声の広報」をお届けしています。
- 福祉に関する情報の入手先は「市の広報誌・ホームページ」が 20%と最も多く、次いで「家族」「テレビ・新聞・インターネット」各 14.6%となっています。(アンケート)
- 市のホームページやSNSでも情報を発信していますが、高齢者などICTの操作に不慣れな人も多く、利用は若い世代が中心となっています。
- 市では外国籍の人が421名ほど暮らしています。ホームページは多言語での表示が可能となっています。
- 災害時の情報伝達を、速やかに確実に行われるよう、ICTの活用が課題となっています。

#### ■ 主な事業

- SNS を活用し、子育て中の保護者を対象にした講座や乳幼児健診などの情報を発信
- 広報しんじょうの発行、市ホームページの運営
- しんじょう社協だよりの発行
- ホームページ、フェイスブックの運営

---

※SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)…登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。友人同士や同じ趣味を持った人、近隣地域の住民が集まり、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接なコミュニケーションを可能にします。

※モバイル…移動性、携帯性、機動性などがあることを意味し、情報通信機器やコンピューターなどの小型・軽量化、高性能化されたものを形容する言葉として使われる。

※ICT(インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー)…通信技術を活用したコミュニケーションを指します。インターネットのようなネットワーク通信を利用した産業やサービスの総称です。様々なものがネットワークにつながり、手軽に情報の伝達、共有が行なうことができます。



## ■ 具体的な取り組み

### 市民・地域の役割(できること、取り組み、お願いしたいこと)

- 広報誌には必ず目を通しましょう
- 回覧板や集まりの場で、情報を共有しましょう
- モバイルの操作が苦手な人は、若い人に教えてもらいましょう
- モバイル教室に参加してみましょう

### 行政の取り組み

- より分かりやすい、見やすい広報紙・ホームページづくりに取り組みます。
- モバイル教室など、ICTに親しむ機会を創出します。
- 障がい配慮し、多様な情報の発信を行ないます。
- 外国から来て日本語の理解が難しい人へ配慮した情報発信を進めます。
- 申請書を「わかりやすい」「見やすい」ものに改善していきます。

### 社会福祉協議会の取り組み

- 年3回発行の「しんじょう社協だより」を見てわかりやすいものに改善していきます。
- ホームページ、フェイスブックを通じて、ボランティア募集等の最新情報を届けます。

## 【基本方針② 地域で支え合う人・しくみづくり】

### 取り組みの柱4 困難を抱えた人への包括的支援

#### ■ 新庄市の現状と課題

- 教育、子育て、高齢、障がい及び生活困窮者それぞれで相談支援事業を実施しています。
- ひきこもり等の、自ら声を上げられない人の実態がつかめていません。
- それぞれの相談支援事業所が市民から認知されている割合は、合計で 10%とほとんど理解が進んでいません。(アンケートより)

#### ■ 主な事業

- 子育て世代包括支援センター
- 子育てに関する相談
- 要保護児童対策地域協議会
- 家庭児童相談
- 相談支援事業(障がい関係)
- 生活困窮者自立支援相談事業
- 最上地区自立支援協議会
- 最上地域生活困窮者自立支援会議
- 障がい者・高齢者虐待防止連絡協議会
- 民生委員・児童委員
- 自立相談支援機能強化事業によるアウトリーチ※等の充実
- 重層的支援体制整備事業※による包括的相談体制の整備
- 市地域包括支援センター(高齢者に関する総合相談)
- 相談事業(心配ごと相談・弁護士相談)
- 援護事業(歳末たすけあい、フードバンク)
- 生活福祉資金貸付事業

#### ■ 成果目標

※包括的相談事業所数 | カ所(令和8年度)

---

※包括的相談事業所数

介護、障がい、子育て、生活困窮などのすべての困りごとが相談できる場所。

## ■ 具体的な取り組み

### 市民・地域の役割（できること、取り組み、お願いしたいこと）

- 認知症や障がいの有る人、引きこもりの人などの生きづらさを抱えている人への理解を深めましょう
- 困りごとがあったら身近な人に相談し、また相手の話を聴いてあげましょう

### 行政の取り組み

- 包括的相談・支援体制の整備を行い、切れ目のない支援を行います。
- 制度の狭間でサービスが受けられない人が出ないように、支援を行います。
- 包括的支援体制を整備するための手法として、※重層的支援体制整備事業※を推進していきます。
- ひきこもり等の自分から相談にいけない方、判断能力が低下している方への支援として、こちらから出向く※※アウトリーチを強化していきます。

### 社会福祉協議会の取り組み

- 地域住民が生活に関する心配ごとを気軽に相談できるよう、相談体制を整備します。
- 生活自立支援センターや関係機関と連携し、相談や自立に向けた支援を行います。

---

#### ※重層的支援体制整備事業

- ①相談支援②参加支援事業③地域づくり事業を一体的に行い、介護、障がい、子ども、困窮の分野毎に行われていた事業にかかる補助金を一体的に国から交付を受けることにより、市で柔軟な支援体制の構築が可能となる。

#### ※※アウトリーチ

- 積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。

## 【基本方針③ 安心して暮らせる地域づくり】

### 取り組みの柱Ⅰ 世代を超えた交流促進

#### ■ 新庄市の現状と課題

- 市の人口は減少していますが世帯数は逆に増えており、核家族化が進行しています。
- 住んでいる地域の課題だと思ふこととして、「世代間の交流が少ない」と答えた人が最も多く、26.2%を占めました。(アンケート)
- 敬老会を実施している地区は、令和元年度は14地区、2年度は5地区(新型コロナの影響)と年々減少しています。かつて敬老会を主催していた婦人会がなくなっていることが要因と考えられます。
- 全国で子どもの貧困対策として始まった子ども食堂の取り組みは、若者や高齢者など、広い世代を対象とした居場所づくりとして活動を広げています。

#### ■ 主な事業

- 重層的支援体制整備事業による地域づくり
- 地域食堂開設支援事業 ※再掲
- 敬老会、長寿の祝い
- 伝統行事・文化の継承
- 地域組織育成支援事業(地域ふれあいサロン)
- オレンジカフェ(認知症カフェ)

#### ■ 成果目標

- まちづくり市民アンケート

## ■ 具体的な取り組み

### 市民・地域の役割（できること、取り組み、お願いしたいこと）

- 新庄まつりやおさいどなど地区の行事には誘い合って参加しましょう
- 伝統文化を支える手仕事などの技術を伝え、また学びましょう
- 行事やイベントは全世代が参加できるよう、各世代にあった役割分担を工夫しましょう

### 行政の取り組み

- 重層的支援体制整備事業における地域づくり事業の中で、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりを検討します。
- 地域の集いの場、居場所づくりとして地域サロン、地域食堂を積極的に支援するとともに、全ての世代が交流できる場となるよう進めていきます。

### 社会福祉協議会の取り組み

- 地域でのサロン活動を応援します。
- オレンジカフェ（認知症カフェ）において、年齢や属性を問わずに参加を促し、世代をこえた交流を行います。
- フードバンクを活用して、地域食堂を支援していきます。

## 【基本方針③ 安心して暮らせる地域づくり】

### 取り組みの柱2 バリアフリー※・ユニバーサルデザイン※の推進

#### ■ 新庄市の現状と課題

- 本市では、令和3年3月に「新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」（以下障がい者差別解消条例という）を制定しました。障がいへの無理解や偏見、差別をなくし、また、障がいのある人にとって、何が社会的障壁となっているのかを考え、合理的配慮を行うことで社会的障壁をなくし、だれもが住みよいまちづくりを推進することが目的です。
- 新しい建物では車いすでも移動がしやすいよう、自動ドアやエレベーター、多目的トイレの設置が進んでいますが、障がいのある人からの指摘で初めて不便さを認識させられる場面も少なくありません。

---

※バリアフリー…多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくすことです。

#### 4つのバリア

##### (1) 物理的なバリア

例) 路上の放置自転車、狭い通路、建物までの段差、座ったままでは届かない位置にあるもの

##### (2) 制度的なバリア

例) 学校の入試、就職や資格試験など障がいがあることを理由に受験や免許などの付与を制限

##### (3) 文化・情報面でのバリア

例) 視覚に頼った操作盤、音声のみによるアナウンス。点字・手話通訳のいない講演会。わかりにくい案内。

##### (4) 意識上のバリア

例) 障がいに対する偏見、無理解、決めつけ。

※ユニバーサルデザイン…「ユニバーサル」とは「すべてに共通の」「普遍的な」という意味で、「すべての人のためのデザイン」「みんなにやさしいデザイン」という意味になります

#### 7つの原則

- ①誰でも公平に使用できること
- ②使う上で自由度が高いこと
- ③使い方が簡単ですぐわかること
- ④必要な情報がすぐに理解できること
- ⑤うっかりミスや危険につながらないデザインであること
- ⑥無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること
- ⑦アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

●バリアフリーはバリアを見つけるたびに、それを取り除くように取組むこと。

ユニバーサルデザインは、最初からみんなにやさしいデザインを考えることです。

## ■ 具体的な取り組み

### 市民・地域の役割（できること、取り組み、お願いしたいこと）

- バリアフリーについて学びましょう
- ユニバーサルデザイン等に関心を持ち、暮らしの中に取り入れましょう
- 暮らしの中で不便さを感じたら、地域で話し合ってみましょう

### 行政の取り組み

- 障がい者差別解消条例に基づき、合理的配慮の提供について市自ら推進し、事業者に対して啓発、周知を継続して行います。
- 市の各施設については順次バリアフリー、ユニバーサルデザインに対応したものへの検討をしていきます。
- 案内表示や情報伝達において、見やすい、わかりやすい表示・表現を使用します。
- ユニバーサルデザインの採用を促進させるための啓発活動を進めて行きます。

## 【基本方針③ 安心して暮らせる地域づくり】

### 取り組みの柱3 生活支援体制の強化推進

#### ■ 新庄市の現状と課題

- 日常生活が不自由になった時、手助けをしてほしいと思う項目では「除雪」が最も多く、59.5%を占めました。(アンケート)
- 住みなれた地域で安心して生活していくための取り組みとして、「除雪・排雪体制の充実」が重要であると51.9%が思っています。(アンケート)
- 市が助成する除雪サービスでは、約120世帯(令和2年度)が玄関前除雪サービスを利用しています。事業を受託しているシルバー人材センターの会員が伸び悩んでおり、新たな仕組みづくりが課題となっています。
- 生活に密着した「ゴミ出し」についても手助けが必要な人が多く、また、介護サービスで対応しきれない部分でもあり、解決策が求められています。

#### ■ 主な事業

- 互助共助による除雪
- 高齢世帯、障がい世帯への除雪支援
- 除雪ボランティア
- 重層的支援体制整備事業による地域づくり事業

#### ■ 成果目標

- まちづくり市民アンケート



## ■ 具体的な取り組み

### 市民・地域の役割（できること、取り組み、お願いしたいこと）

- 近くに玄関前の除雪やごみ出しが困難な人がいたら、出来る範囲で協力しましょう
- 自分一人では難しくとも、地区の協力で解決できないか話し合ってみましょう

### 行政の取り組み

- 有償ボランティアによる除雪など、新たな除雪支援体制を構築します。
- 既存の各種の助成、支援サービスを周知し、利用拡大に結び付けます。
- 重層的支援体制整備事業における地域づくり事業の中で、地域で支え合う観点から、ゴミ出しなど日常の小さなボランティアのあり方を話し合っていきます。
- 高校生などの若い世代へのボランティアの呼びかけをします。
- 市職員が一市民として積極的に参加できるよう、ボランティア情報を発信していきます。

### 社会福祉協議会の取り組み

- 他から援助を受けられない高齢者世帯等の玄関前と軒先の除雪について、除雪ボランティアによる支援が受けられるよう、連絡調整します。

## 【基本方針③ 安心して暮らせる地域づくり】

### 取り組みの柱4 地域課題を地域で解決できる体制づくり

#### ■ 新庄市の現状と課題

- 町内会、自治会活動は地域課題解決のためにも重要な活動であるが、超高齢化社会また定年延長の影響もあり後継者のなり手が少なくなっている現状である。
- 地域サロンは年々増加している一方、中心的に活動してくれる方がおらず、継続できないところも出ています。

#### ■ 主な事業

- 重層的支援体制整備事業による地域づくり事業
- 町内会、自治会活動
- 地域組織育成支援事業（地域ふれあいサロン）
- 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター事業）

#### ■ 成果目標

- まちづくり市民アンケート

## ■ 具体的な取り組み

### 市民・地域の役割（できること、取り組み、お願いしたいこと）

- ご近所の困りごとを他人事としないで、自分事として考えましょう
- 町内会活動に積極的に参加しましょう
- 困ったことがあったら、ひとりで抱え込まずに、周りの人に話しましょう

### 行政の取り組み

- 重層的支援体制整備事業による地域づくり事業を通して、地域のあらゆる世代の交流居場所の整備を検討していきます。
- 地域サロン、地域食堂を、すべての世代が交流できる場にしていきます。
- 地域の人材発掘を、地域と協力して進めていきます。
- 市職員自ら地域住民として積極的に参加できるよう、情報発信していきます。

### 社会福祉協議会の取り組み

- 地域住民主体による、通いの場の立ち上げ支援など、地域づくりに向けた支援を行います。
- 多様な関係主体間の定期的な情報共有、連携及び協働を推進します。
- フードバンクを活用して、地域食堂を支援していきます。

## 【基本方針③ 安心して暮らせる地域づくり】

### 取り組みの柱5 災害・犯罪に備えた支援体制の強化

#### ■ 新庄市の現状と課題

- 平成25年6月に「災害対策基本法」が一部改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられました。また、令和3年3月に策定した新庄市国土強靱化地域計画においても対策が記載されております。
- 市では令和2年12月末現在、高齢者を中心に482名が避難行動要支援者名簿に登録しています。登録は手挙げ方式となっており、在宅高齢者調査に併せて新たな登録を呼びかけています。
- オレオレ詐欺などの消費者をターゲットとした犯罪は巧妙化し、次々と新たな手法ですべての世代が被害にあっています。
- 子どもへの声かけ事案など、未然に防ぐために地域の見守り力を強化する必要があります。

#### ■ 主な事業

- 自主防災組織
- 消防団活動
- 避難行動要支援者登録制度
- 緊急通報システム(やすらぎ電話)
- 徘徊高齢者登録
- 消費生活センター
- 各小学校見守り隊
- かもしかクラブ
- こども110番
- 災害ボランティアセンターの設置
- 援護事業(被災者への見舞金)
- 地域包括支援センター事業(消費者被害の防止)
- 愛のひと声運動事業

#### ■ 成果目標

- <自主防災組織の組織率>  
90%(令和7年度)

## ■ 具体的な取り組み

### 市民・地域の役割（できること、取り組み、お願いしたいこと）

- 日頃からハザードマップや避難場所を確認し、各家庭で3日分の食料備蓄を行うなどの防災用品をそろえておきましょう
- 避難行動要支援者も含めて、地域の防災訓練に参加し、いざという時に正しい行動がとれるようにしましょう。
- 隣近所に気にかかる人がいたら、良い意味でおせっかいの気持ちを持ち、普段から見守り・助け合いの体制を築きましょう。
- 子どもたちの登下校の安全、不審者への対応、交通事故防止等、地域ぐるみで取り組みましょう。
- 悪質商法に騙されて大切な財産を失わないよう注意し、また情報を共有しましょう。

### 行政の取り組み

- 災害時避難行動要支援者名簿を利用しやすいものとし、また個別計画の見直しをおこない、その情報を関係機関と共有を図り、連携強化を進めていきます。
- 日本語の理解が不十分な外国の方への情報発信を改善していきます。
- 高齢者等を狙った悪徳商法及び特殊詐欺にあわないう、注意喚起を関係機関と連携し啓発を行います。

### 社会福祉協議会の取り組み

- 災害時において、市と協議しながら災害ボランティアセンターを設置します。
- 高齢者が悪徳商法及び特殊詐欺にあわないう、警察や消費者生活センター等関係機関と連携します。
- 地域での見守り活動を推進します。

## 第5章 計画の推進体制

### 1. 計画の普及・啓発

新庄市地域福祉計画・新庄市地域福祉活動計画については、計画書及び計画の概要版を市の広報紙やホームページに掲載し、この計画の知らない手たる市民や地域を始めとするすべて人々が理解してもらえるよう、様々な機会をとおして、普及・啓発を図っていきます。

### 2. 協働による計画の推進

基本理念である『地域住民と行政の協力による福祉の充実 支え合い 助け合いのまち』を実現するため、市民、地域、事業者、社会福祉協議会、行政が協働でまちづくりを進めて行かなければなりません。自助（一人ひとりが取り組むこと）、互助（家族や隣人、友達など身近な者同士の助け合い）、共助（地域ボランティア、NPO、地域コミュニティ、市民活動の取り組み）、公助（行政などの公的取り組み）が互いに連携し共生社会の実現を目指し計画を推進していきます。

#### 【庁内の推進体制】

計画の推進にあたり、関係各課と連携を図り、定期的に新庄市地域福祉計画・新庄市地域福祉活動計画検討会を開催し、推進状況の評価を行います。

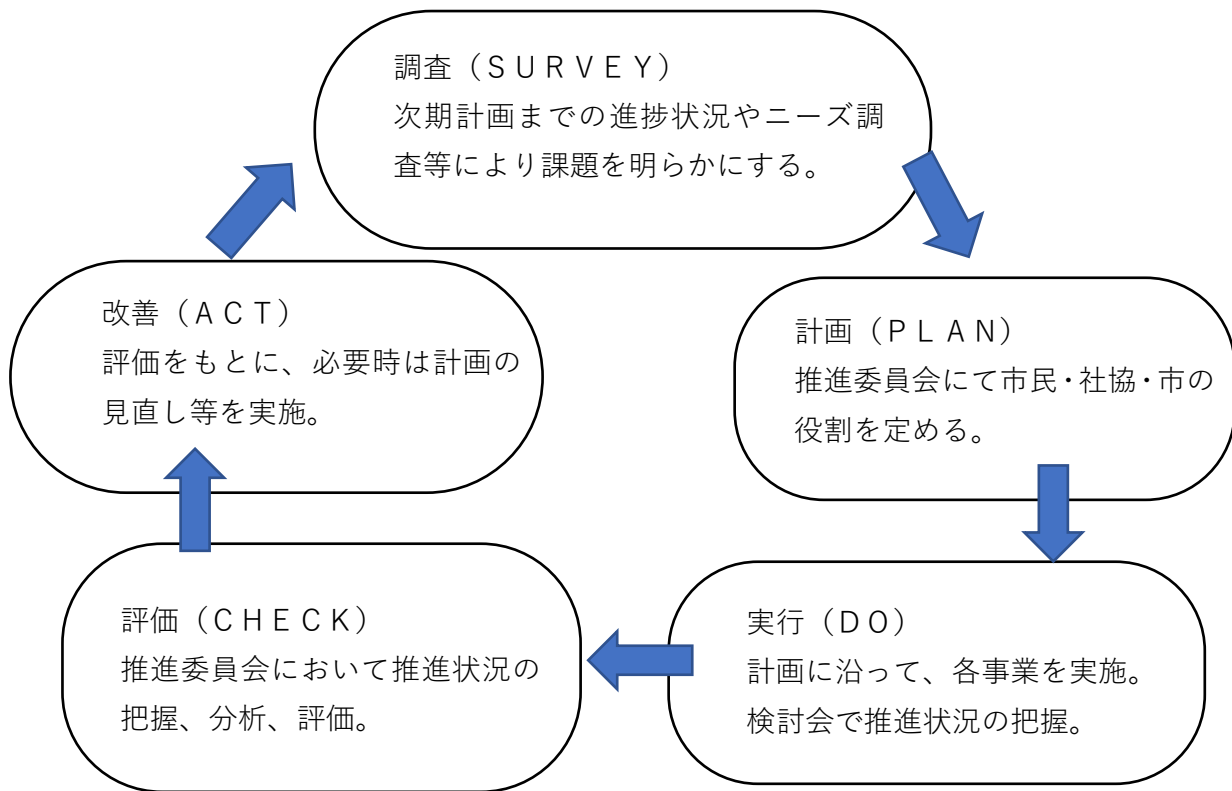
#### 【推進委員会】

計画の推進状況を推進委員会が把握・分析し、必要な提言、対策を検討します

### 3. 計画の評価手法

SPDCAサイクルに沿って実施します。

推進委員会において本計画を定め（PLAN）、計画に基づき事業を実施し（DO）推進委員会で推進状況を推進委員会が把握・分析・評価し（CHEK）、必要に応じて見直し・改善をし（ACT）、次期計画のための調査準備（SURVEY）を行っていきます。



# 資料編



資料I 主な事業一覧

			事業名	事業の内容	主担当
あ行	あい	1	愛のひと声運動事業	乳酸飲料配布により安否確認する。	社会福祉協議会
	あう	2	アウトリーチ	積極的に支援対象者のいる場所に出向いて働きかけること。 また、地域等の方から支援が必要と思われる方の情報を関係機関に届けていただくこと。 「アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業」 上記は、生活困窮者自立相談支援事業の任意事業であり、アウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり状態にある方などに、支援に時間が必要な方へ、より丁寧な支援を行なう。	成人福祉課、関係各課、事業所、市民
	えん	3	援護事業 (歳末たすけあい、フードバンク)	歳末たすけあい ○低所得世帯への歳末たすけあい募金を配分する。 フードバンク ○生活困窮者への食料提供	社会福祉協議会
	おれ	4	オレンジカフェ(認知症カフェ)	認知症の方やそのご家族、介護・医療の専門職、地域の方など誰でも気軽に参加でき、安心して過ごせる集いの場所。「メモリーカフェ」「ふれあいカフェ」など、親しみやすい名称を用いているところもある。	包括支援センター
か行	かい	5	介護支援ボランティアポイント事業	介護予防のひとつとして、高齢者がボランティア活動を通して社会参加や地域貢献をすることで、より元気になることを目的とした事業です。高齢者施設等でボランティア活動を行った場合1時間につき1ポイントを付し、1ポイントを100円として年度ごとに60ポイントを上限として奨励金を交付しています。	成人福祉課
	かて	6	家庭児童相談	家庭児童福祉に関する相談及び指導を行い、児童委員、保健所、学校等関係機関との連絡協調し児童養育、家庭児童福祉の向上を図ります。	子育て推進課
	かも	7	かもしかクラブ	幼児の交通事故死亡者が多かった年があり、危機感を覚えた母親たちが「かもしかクラブ」を発足。各保育所や幼稚園等で保護者と共に交通事故防止を教育している団体です。	市民
	きん	8	生活支援緊急通報システム (やすらぎ電話)	ひとり暮らし老人等の世帯に緊急通報システムを設置し、急病等の非常時に消防本部や協力員への通報をおこない速やかな救護活動を確保する。看護師・保健師が24時間体制で常駐する受信センターより、月1回の容態確認も行う。	成人福祉課
	けん	9	健康福祉推進委員	市内各区長より、地域の健康福祉活動に理解と関心のある方を推薦していただき、市長が委嘱します。活動内容は健康福祉に関する地域への啓発活動、支援を必要とする方の情報把握などです。	市民、成人福祉課
	けん	10	権利擁護事業 (高齢者虐待の予防と対応)	新庄市地域包括支援センターで行っている事業。高齢者の心身や財産を守るための支援を行う業務で、高齢者虐待、消費者被害、成年後見制度の相談を行う。	包括支援センター
	こう	11	(青少年)高校生ボランティアの活動支援	市内の高校に通う高校生、新庄市出身の高校生が地域社会のためや自分の楽しみとなるようなボランティアを行い、ボランティアサークル「しずく」を結成しているほか、中学生を対象にしたボランティア体験活動の「しずく Jr」なども実施している。	社会教育課
	こう	12	高齢世帯、障がい世帯への除雪サービス	65歳以上の1人暮らしの方、老人だけの世帯、または障がいをお持ちの世帯で自力または家族で除雪が困難な状態にあり、親戚や身近な人の援助も受けられない低所得の世帯に少ない自己負担で除雪のサービスが受けられます。	成人福祉課
	こそ	13	子育て支援センター	子育て等に関する相談者への助言、指導や子育てサークルへの支援、育成、子育て講座の開催、地域の子育て関連情報を提供し子育て家庭の支援を行なっている。現在「新庄市地域子育て支援センター」「パリス子育て支援センター」「新庄保育園子育て支援センター」の3カ所を開設している。	子育て推進課

		事業名	事業の内容	主担当
	こそ	14 子育てに関する相談	市子育て推進課に家庭環境、放任、不登校など児童をとりまく環境等に関する相談に対応する家庭児童相談員、ひとり親家庭の相談または、女性の抱える様々な問題については母子父子自立相談員兼婦人相談員を配置し相談に応じている。また、子育て支援センターにて子育て支援講座、LINE アプリを使用した悩み相談や子育て支援情報の発信等おこなっている。	子育て推進課
	こそ	15 子育て世代包括支援センター	妊娠、出産及び子育てに関する相談に応じ、必要な情報提供、助言及び保健指導を行います。また、関係機関とのネットワークを構築し情報の共有、連携強化を図っています。	健康課
	こど	16 こども110番	県警察は教育委員会、学校等と連携し、児童の通学路近くで日中在宅しているお宅や、商店、事業所の協力を得て、児童の緊急避難所となる「こども110番連絡所」を設置している。万が一の緊急事態時にステッカーが表示されている場所に助けを求め、犯罪から身を守るための場所。	市民、関係各機関
さ行	さい	17 災害ボランティアセンターの設置	新庄市地域防災計画に基づき、新庄市が市災害対策本部においてセンターの設置を必要と認めた時、新庄市と新庄市社会福祉協議会の協議により設置される。	社会福祉協議会
	じし	18 自主防災組織	災害発生時はもちろんのこと、平常時から防災活動に地域住民が防災活動に取り組むために、地域で自主的に取り組むための組織です。	市民、環境課
	じっ	19 実習生の受け入れ(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員)	地元(新庄市)で、社会福祉士、介護福祉士等の資格の取得を目指している実習生を受け入れている。	社会福祉協議会
	しみ	20 市民活動交流ひろばぷらっと	主に新庄市内を拠点とし、営利活動を除き、自主的に市民活動をしている個人や団体及び市民活動に関心のある個人が活動交流する場。	社会教育課
	じゅ	21 重層的支援体制整備事業	介護、障がい、子ども、困窮の分野毎に行われていた事業にかかる補助金を一体的に国から交付を受けることにより、市で柔軟な支援体制の構築が可能となる。①相談支援②参加支援事業③地域づくり事業を一体的に行う必要がある。	成人福祉課、子育て推進課、市地域包括支援センターその他関係各課、市民
	じゅ	22 重層的支援体制整備事業(相談支援)	例:既存会議を活用した相談支援包括化推進会議 〈高齢〉福祉サービス調整会議〈障がい〉地域自立支援協議会〈子ども〉子ども支援ネットワーク協議会 これらの協議体を相談支援包括化推進会議として活用。相談窓口でうけた相談を共有・分析し、課題や必要なサービスを提案する。	成人福祉課、子育て推進課、市地域包括支援センターその他関係各課、市民
	じゅ	23 重層的支援体制整備事業(参加支援事業)	既存の取組では対応できない「はざま」のニーズに地域資源をフル活用して支援する。 例:住まいに困窮している人の住居確保に、入所施設の空きスペースを利用する、一般就労が難しいが手帳を所持していない方を就労継続支援B型で支援を行なう等。	成人福祉課、子育て推進課、市地域包括支援センターその他関係各課、市民
	じゅ	24 重層的支援体制整備事業(地域づくり事業)	世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する。交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。地域のプラットフォーム(ネットワークを支える土台、基盤)の形成や地域における活動の活性化を図る。 例:子育て支援事業の子育て広場に高齢者が参加し、子育て世代との交流を行う。	成人福祉課、子育て推進課、市地域包括支援センターその他関係各課、市民
	しよ	25 消費生活センター	商品購入時の契約トラブル、多重債務、訪問販売などの消費生活に関する相談に応じています。	市民課

		事業名	事業の内容	主担当
	しよ	26 消防団	消防団は外に職業を持った一般市民の方が、火災や災害などの非常時に、市民の生命と財産を守るために活動します。市には1,000名余りの方が活躍しています。消防本部【常備消防】とは別の組織であり、区別するため【非常備消防】と言われることもあります。	市民、環境課
	しよ	27 高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会	高齢者及び障がい者への虐待防止、啓発活動、情報の共有を関係各機関と図るため設置されました。構成される委員は地域福祉関係、保健医療福祉及び権利擁護関係等になります。	成人福祉課、関係各機関
	じよ	28 除雪ボランティア	除雪ボランティア：自力での除雪が困難な高齢世帯等への除雪のボランティアのこと。○社会福祉協議会では、市内の学校や企業に除雪ボランティアを募り、親族等から協力を得られなかったり、経済的に困難な高齢者世帯等を対象に、除雪ボランティアとボランティアを必要としている方の連絡調整を行っている。	社会福祉協議会
	せい	29 成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々の財産と権利を守る制度です。成年後見人は家庭裁判所によって選任されます。	市民
	せい	30 生活困窮者自立相談支援事業	生活に困窮している方からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口となります。事業には市が必ず実施しなければならない必須事業と、地域の実情に合わせて実施する任意事業があります。事業については「生活自立支援センターもがみ」へ委託しています。	成人福祉課
	せい	31 成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な方に身寄りがない場合等、審判請求が困難な方に、審判請求に関する支援や、後見人等に対する報酬の支援を行ないます。	成人福祉課
	せい	32 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター事業）	新庄市からの委託事業で、地域包括支援センターが実施している。地域における生活支援・介護予防サービスの資源を開発し、サービスが提供されるような体制を整備する。	包括支援センター
	せい	33 生活自立支援センター	生活に困窮している方のさまざまな相談に応じ、他の関係機関とも連携しながら、解決に向けて支援を行ないます。現在「生活自立支援センターもがみ」へ市から委託している。	生活自立支援センター、成人福祉課
	せい	34 生活福祉資金貸付事業	他の貸付け制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目指し、民生委員や社会福祉協議会が窓口となって、生活支援を基に無利子または低利子で資金の貸付を行う事業。	社会福祉協議会
	そう	35 相談事業（心配ごと相談・弁護士相談）	○心配ごと相談 社協職員による、福祉の様々な悩みや困りごとに関する相談を受け付けている。 ○弁護士相談 月1回三週目の木曜日に、弁護士による相談を受け付けている。相談は無料。1人30分以内の相談。	社会福祉協議会
	そう	36 総合相談事業（地域ネットワーク構築）	新庄市地域包括支援センターで行っている事業で、民生委員・児童委員、区長、健康福祉推進員等と地域ネットワークを構築している。その他に、高齢者やその家族、地域住民等からのさまざまな相談を受け付けている。	社会福祉協議会
た	ちい	37 地域ケア会議推進事業	新庄市地域包括支援センターで行っている事業。高齢になっても、住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活が継続できる地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として、高齢者個人に対する支援の充実（在宅生活の限界点の引き上げ）と、それを支える社会基盤の整備（地域づくり）を同時に図っていくことを目的に開催される。	包括支援センター
	ちい	38 地域サロン	地域の高齢者等が身近なところで気軽に集まることができる、出会いの場、交流の場、仲間づくりの場。	社会福祉協議会
	ちい	39 地域リーダー養成講座	地域づくりに関わる課題や現状認識を共有しながら、課題解決策や手法を学ぶなど、地域の次世代を担うリーダー育成講座を実施する。	総合政策課

		事業名	事業の内容	主担当	
	ちい	40	地域子育て支援拠点事業	わらすこ広場に併設の子育て支援センターにて、専任保育士が子育てを通して親が抱える不安や負担等、何でも相談に対して助言等をおこなっている。わらすこ広場に併設の子育て支援センターを拠点とし、子育て中の親子をサポートする事業として、子育て中の保護者だけでなく子どもも気軽に交流の場となり子育ての悩みを気軽に相談することができる場としている。	子育て推進課
	ちい	41	地域食堂設置支援	地域の子ども達を対象に「食」の提供を通して安心して過ごせる子どもの居場所づくりに取り組まれる団体に対し、その新規開設にかかる費用の一部を助成し、様々な家庭環境で暮らす子供たちが地域とつながり、健やかに育つ環境作りを進めている。	子育て推進課、社会福祉協議会
	ちい	42	地域組織育成支援事業(地域ふれあいサロン)	市の委託を受けて、社会福祉協議会で実施している事業。地域ふれあいサロンに対し、会場借り上げ料、講師派遣料等の経費を助成している。	社会福祉協議会
	ちい	43	地域包括支援センター	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設である。社会福祉協議会が市からの委託を受けて実施している。(介護保険法第115条の46第1項)	地域包括支援センター
	ちよ	44	町内会、自治会活動	市内の一定の区域の住民による親睦、共通の利益の促進、地域住民のための任意団体。	市民
	でま	45	出前講座の実施	社会福祉協議会 職員が民生委員・児童委員、区長等が実施する研修会に出向き、社会福祉協議会の各事業や福祉の制度・サービス等を分かりやすく情報提供します。 市(しんじょう学出前講座) 職員が講師として地域に出向き、市の制度や施策、計画、事業について話させていただきます。10名以上の市民で構成するグループなら申し込みが可能です。	市・社会福祉協議会
な行	にっ	46	日本赤十字社の事業	災害救護、国際活動(災害、紛争、病気)、赤十字病院、血液事業等を実施しています。これらの事業は会費及び寄付金で支えられています。新庄市長は日本赤十字社山形県支部新庄分区長になっており、事務局は成人福祉課で行っております。	日本赤十字社
	にん	47	認知症サポーター養成講座	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成する講座。	包括支援センター
	にん	48	認知症地域支援推進事業(サポート医とのネットワーク形成)	地域包括支援センターの認知症地域支援推進員が、サポート医や認知症疾患医療センター等とのネットワークを構築し、地域における認知症医療・介護などがスムーズに連携するよう推進している。	包括支援センター
は行	はい	49	徘徊高齢者等支援事業	認知症などにより徘徊のおそれのある高齢者が行方不明な場合、早期に発見する体制を構築し、高齢者の安全確保及び家族への支援を行なっている。	成人福祉課
	ひな	50	避難行動要支援者登録制度	災害時に自ら避難することが困難な方を名簿に登録していただきます。名簿には、避難する際に支援していただける人、どのような支援が必要か等を記入していただき、災害時に円滑かつ迅速な避難支援に活用されます。また、ご本人から承諾いただければ、事前に関係機関と情報を共有させていただきます。	市民、成人福祉課、関係機関
	ふあ	51	ファミリーサポートセンター	アドバイザーが会員(子育て世代への支援を行いたい協力会員と支援を受けたい依頼会員)間のマッチングや援助活動の調整、支援を行います。保護者の急病や休養、子育て中のリフレッシュしたい時に利用できます。市委託事業。	市委託 NPO 法人で実施

			事業名	事業の内容	主担当
	ふく	52	福祉サービス利用援助事業	認知症・知的障がい・精神障がいなどのある方々が、できるだけ自立して地域で生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理などのお手伝いをする。	社会福祉協議会
	ふく	53	福祉教育の推進	除雪ボランティアや赤い羽根共同募金等を通じて、学校の生徒や地域住民へ福祉に関する学びの場を提供する	社会福祉協議会
	ぼら	54	ボランティアガイドブックの発行	ボランティア活動を始めのきっかけづくりとして、新庄市内 100 の福祉施設・公共施設に「ボランティアニーズ調査」を実施し、回答をいただいた施設のボランティアニーズ等を社会福祉協議会ホームページに掲載している。このガイドブックにはボランティア活動の心構えや活動の始め方、保険などの情報も掲載している。	社会福祉協議会
	ぼら	55	ボランティアセンターの運営	だれもが自分のできる範囲でボランティア活動に参加できるよう連絡調整すると共に、市内のボランティア活動場所の紹介、ボランティア保険の加入受付などを行っている。	社会福祉協議会
	ぼら	56	ボランティア養成講座	ボランティア活動を始めのきっかけ作り、ボランティアで役立つスキルの習得や活躍の幅を広げたりすることを目的として、ボランティアを養成する講座。	社会福祉協議会
ま行	みん	57	民生委員・児童委員	民生委員・児童委員はその職務が厚生労働大臣より委嘱され、社会福祉増進のために、地域住民の立場に立って相談・援助活動を行っています。住民と行政や専門機関とつなぐパイプ役を努めます。	市民
	みん	58	民生委員・児童委員協議会	市町村の一定区域ごとに地区民生委員・児童委員協議会（民児協）を設置され、民生委員・児童委員は協議会に所属し活動します。新庄市では 4 つの民児協があり、4 つの民児協が相協力するため、新庄市民生委員・児童委員協議会連合会を組織し活動しています。	市民、成人福祉課
	もが	59	最上地域生活困窮者自立支援会議	生活困窮者を早期発見し迅速な支援につなぎ、必要な人に必要な支援をつなぐために、関係各機関の連携強化、情報共有するために設置されました。	最上管内各市町村、最上総合支庁、地域包括支援センター、民生委員、保護司会、生活自立支援センター
	もが	60	最上地区自立支援協議会	最上地域全体の障がい福祉サービス及び相談支援等の事業を円滑かつ効率的に実施することに加え、権利擁護、情報共有等を行うため設置されました。当協議会にはメンバーとして障がいを持つ当事者や家族も入っております。	最上管内各市町村、障がい当事者、民生委員、事業所
や行	よう	61	要保護児童	児童福祉法に基づいた保護的支援を要する児童で、児童福祉法第6条の3第8項に定義される。	子育て推進課
	よう	62	要保護児童対策地域協議会	要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦への適切な支援を図るため必要な情報交換及び支援内容の協議を行います。	子育て推進課、関係機関
ら行	れん	63	連絡調整育成指導事業	市補助金や社会福祉協議会費で、福祉団体の活動費を助成している。	社会福祉協議会



## 新庄市 困りごと・悩みごと相談窓口一覧



	相談窓口	電話番号	受付時間など
こころの健康・悩	新庄市健康課「こころの健康相談」 《精神科医師または臨床心理士による相談》	0233-29-5791	月1回開催、受付：月～金 8：30～17：15 ※保健師による相談は随時
	最上保健所「こころの健康相談」 《精神科医師または臨床心理士による相談》	0233-29-1266	月3回開催、受付：月～金 8：30～17：15 ※保健師による相談は随時
	県精神保健福祉センター「心の健康相談ダイヤル」	023-631-7060	月～金 9：00～12：00/13：00～17：00
	山形いのちの電話	023-645-4343	13：00～22：00 年中無休
アルコール・ひきこもり	新庄市健康課 精神保健担当	0233-29-5791	月～金 8：30～17：15
	最上保健所 精神保健福祉担当	0233-29-1266	月～金 8：30～17：15
	自立支援センター巣立ち「ひきこもり相談支援窓口」(県精神保健福祉センター内)	023-631-7141	月火木金 9：00～12：00/13：00～17：00
子ども・若者	新庄市教育委員会 教育相談室「教育なんでも電話相談」《不登校や教育、子育てに関すること》	0233-23-7266	火木・・・9：00～12：00/13：00～17：00、月水金 13：00～17：00
	県教育センター「24時間子ども SOS ダイヤル」 《いじめなど子どもの SOS に関する悩み・相談》	023-654-8383	24時間
	フリースペースまちかどカフェたまりば 《不登校・ひきこもりなど若者に関する相談》	080-3144-3009	月～金 13：00～18：00 第1・3日曜日 9：00～18：00 (翌月曜日は休み)
	最上保健所「思春期心の健康相談」 《精神科医師による相談》	0233-29-1266	第3水曜日 受付：月～金 8：30～17：15
	山形地方法務局「子どもの人権 110 番」 《いじめ・体罰など子どもの人権相談》	0120-007-110	月～金 8：30～17：15
	県教育センター「教育相談ダイヤル」 《不登校、子育てなどに関する悩み相談》	023-654-8181	月～金 8：30～20：30、土日・祝祭日 8：30～17：30
	最上広域青少年指導センター《ひきこもりや社会参加の悩みを抱える青少年への個別相談》	0233-22-2111 (内線 463) 市役所内	要予約 受付：月火木金 8：30～17：15
	県警察本部少年課「ヤングテレホンコーナー」 《少年の非行や事件、その他の悩みに関する相談》	023-642-1777	月～金 8：30～17：15、 土日・祝祭日・夜間も対応
子育て	新庄市子育て推進課 家庭児童相談	0233-29-5811	月～金 8：30～17：15
	新庄市地域子育て支援センター(わらすこ広場内) 《育児に関する不安や悩みについて》	0233-22-5115	月火木金土日 10：00～18：00 (水曜日が祝日の場合翌日休み)
	新庄市子育て世代包括支援センター(市健康課内)《妊娠・出産・子育てに関する相談》	0233-29-5790	月～金 8：30～17：15
	県中央児童相談所《児童虐待など》	023-627-1195	月～金 8：30～17：15
	児童相談所全国共通3ヶタダイヤル 《児童虐待など緊急時》	1 8 9 (いちやく)	24時間、年中無休
高齢者	新庄市成人福祉課《介護など高齢者に関する相談》	0233-29-5809	月～金 8：30～17：15
	新庄市地域包括支援センター《介護や福祉などに関する高齢者と家族のための相談》	0233-28-0330	月～金 8：30～17：15

( 令和元年 6 月 新庄市健康課 作成 )

	相談窓口	電話番号	受付時間など
労働や雇用に関する相談	新庄労働基準監督署 総合労働相談コーナー 《労働問題全般》	0233-22-0227	月～金 8:30～17:15
	最上総合支庁地域産業経済課《労働問題全般》	0233-29-1309	月～金 8:30～17:15 木曜日は社会保険労務士から直接 相談を受けることができます
	山形労働局 総合労働相談コーナー《労働問題全般》	023-624-8226	月～金 8:30～17:15
	新庄公共職業安定所 《就職の相談》	0233-22-8609	月～金 8:30～17:15
	最上障害者就業・生活支援センター《障がい者の就 労や生活に関する相談》	0233-23-4528	月～金 8:15～17:00
生活や福祉に 関する困り	新庄市成人福祉課 《生活保護に関する相談》	0233-29-5808	月～金 8:30～17:15
	生活自立支援センターもがみ 《生活や仕事など困り事について》	0233-32-1585	月～金 8:30～17:00
	新庄市社会福祉協議会《心配ごと相談》	0233-22-5797	月～金 8:30～17:15
女性関連	新庄市子育て推進課 婦人相談《DVなど》	0233-29-5811	月～金 8:30～17:15
	最上保健所「女性の健康相談」《臨床心理士による 思春期から更年期までの心・体の悩み相談》	0233-29-1361	月1回開催 受付：月～金 8:30～17:15
	山形地方法務局「女性の人権ホットライン」 《セクハラ・DVなど》	0570-070-810	月～金 8:30～17:15
	県男女共同参画センター「チェリア相談室」 《女性を中心としての悩み・相談など》	023-629-8007	火～金 9:00～17:00、土日祝日 13: 00～17:00 (第3日曜日・年末年始 を除く)
	県婦人相談所 配偶者暴力相談支援センター	023-627-1196	月～金 8:30～17:15
	最上総合支庁 配偶者暴力相談支援センター	0233-29-1274	月～金 8:30～17:15
ひとり親	新庄市子育て推進課 ひとり親支援	0233-29-5811	月～金 8:30～17:15
	山形県ひとり親家庭応援センター 《ひとり親家庭の生活相談と就業相談》	023-633-1037	月～金 8:30～17:15
金融・経営 消費生活・	新庄市消費生活センター（市市民課内）	0233-22-2121	月～金 8:30～17:15
	県警察本部生活環境課「悪質商法相談」	023-642-4477	24時間
	日本貸金業協会山形県支部《貸金業務に関する相 談・苦情・紛争解決・貸付自粛申告の受付》	0570-051-051	月～金 9:00～17:30
	新庄商工会議所《経営の相談》	0233-22-6855	月～金 8:30～17:00
無料法律相談	新庄市社会福祉協議会「無料弁護士相談」	0233-22-5797	毎月第3週木曜日開催（要予約） 受付：月～金 8:30～17:15
	新庄市健康課「暮らしの悩み相談」 《司法書士による多重債務、家族問題などの相談》	0233-29-5791	予約により相談日設定（夜間対応可） 受付：月～金 8:30～17:15
	山形県司法書士会「司法書士無料相談所」	023-642-3434	毎月第3木曜日 18:00～20:00 相談日の3日前まで予約必要
	山形県弁護士会 法律相談センター 《法律相談全般》	023-635-3648	予約受付：月火木金 9:00～17:00、 水 9:00～18:30
	法テラス山形《法的トラブルに関する情報提供など》	050-3383-5544	予約受付：月～金 9:00～17:00

※ フリーダイヤル以外は通話料金がかかります。なお、電話相談は原則無料ですが、ご確認ください。

※ 受付時間欄に記載がない場合は、土日・祝祭日・年末年始は対応していません。

## 資料 3

新庄市地域福祉計画・新庄市地域福祉活動計画に関する

アンケート調査

自由意見



問38 地域の福祉活動に関して感じていること、地域で取り組みたい活動、市の福祉施策全般に関してのご意見を、ご自由にお書きください。

○120人の回答者から記入があり、その内容を項目別にまとめると、以下のようになります。

- ・包括的な相談支援体制の整備（13件）
- ・地域での支え合いの取り組み（12件）
- ・高齢福祉（10件）
- ・福祉情報の情報提供（9件）
- ・除雪（8件）
- ・お住まいの地域について（7件）
- ・子育て支援（7件）
- ・福祉施策（4件）
- ・介護保険サービス（4件）
- ・外出・移動（3件）
- ・防災（3件）
- ・地域の活動拠点づくり（3件）
- ・民生委員・児童委員（2件）
- ・アンケート調査自体（4件）
- ・その他（31件）

#### ○包括的な相談支援体制の整備（13件）

寒い中での歳末たすけあい募金活動御苦勞様です。活動内容はこのくらいしか、よくわかりませんが、市民の困りごとなんかは、どこへどのように相談したらよいかわからないので、詳しくわかりやすく事例を出しながら情報提供してほしい。

これからは高齢化が進み、高齢者が多くなることは、必至です。それぞれの悩み、事情があって一人ぐらしの世帯が多くなりますので、お互いの見守り業務の充実、相談しやすい雰囲気づくりが大切だと思います。家に閉じこもりや、孤立をなくすことが重要です。

今の処必要も無いことから接触する機会も無いが相談窓口を知っておくことが大事だと思っている。

必要になった時に必要な福祉を受けられる体制。必要な情報がわかるといいのかと思います。

老人に対する福祉に特化していて、子育てや障がい者は福祉サービスの内容や窓口の情報が少ない。老人には声掛け等があるのに、子供や障がい者の家庭へのフォローは少ないのが疑問に思う。

高齢者介護に関する窓口が地域包括支援センターだったり市の成人福祉課だったり、民間の介護団体だったりして複雑である。

包括センターを市内に何か所か置いてほしい。遠くて相談に行きにくい。・市役所と包括支援センターが個々の場所にあるので、相談しにくいと思う。・地域で除雪を支え合える仕組みを作ってほしいです。

地域包括支援センターをもう一か所と思います。

NHKやままるで医療的ケア児の現状ということを取り上げていました。新庄にお住まいの方でした。行政にも相談されているようでしたが、お困りのようでした。そのような少数派のことも見捨てることのない対応、必要な福祉支援をお願いします。項目からはずれた意見かもしれませんが、「地域福祉」ということで書かせて頂きました。

福祉施策についてなかなか一般市民は知らない事が多く有り、行政に相談した時にありきたりの対応をされたと聞いた事がある。困って相談する事なので適切な対応をしてもらいたい。

地域包括支援センターに相談してよいか迷う人も多いです。私もその一人でした。いろいろアドバイスいただきありがたかったです。「こんなことで行ってよいのか」と昔の人(年配)であればあるほど思うと思います。民生委員の方や地域のネットワークは本当に必要です。民生委員の方いつもありがとうございます。

いざ自分が地域福祉のお世話になる時に、まずは「どこに」「だれに」「どのように」に相談すれば良いのか定まっていないので、誰しも気軽にという観点から専用ダイヤルがあれば嬉しいです。#0123 のようなステッカー・マグネットで各家庭に周知するとなおグットかと。そのダイヤルに相談することで、的確に案内が出来るコンシェルジュがサポートしてくれると安心できます。(過去に、その内容は違う機関、部署なんです…との対応があり、とてもモヤモヤしたので)

自分が何らかの形で困った時、申請の方法、相談窓口への話の持ってゆき方等理解をしていないことが多くあります。勉強会、学びの場を提供して下さい。質問しやすいように、小規模の集いが良いと思われれます。

## ○地域での支え合いの取り組み(12件)

地域の福祉活動に関する活動は、若者はあまり知らないと思うし、広報も若者は読まないと思う。そのため、若者に福祉の情報を知ってもらい、自分たちの問題でもあるという問題意識を持ってもらえるような工夫をするべきなのでないかと考えている。

ますます高齢化時代になっていく。町内も空家・空地が増え、夫婦2人暮らしや独居老人が増えている状態です。日々の健康管理が非常に大事になってくるし、隣近所とのコミュニケーションも大事にしていかなければならない。ふれあいサロンなどを利用して体をきたえたり、脳トレなど、いきいき生活が出来ればと思います。

<p>高齢化社会が進み隣近所一人一人が身体不自由になる現実。若手の育成も含めて福祉で一番必要なことは何ですか。福祉ってなんですか。冬道は歩行できないから近所の若者にゴミを出して頂きたいと頼めば「なんで他の家のゴミ出さなければならぬんだ」と言われ二度と頼めず、他町内の知人に頼んで了承してもらってます。近所迷惑な世の中なことは事実です。年齢とわず、福祉って何か考えるのが必要だと思います。貴会でも議論沢山なされてますが、市報にも描かれていません。一人一人の住民目線で細やかな対応で住みやすい世の中になれば良いと思います。</p>
<p>世代問わず福祉や助け合いは本来関わっていかねばならない事ですが、私もそうですが、子育て世代だとまだまだ縁がない他人事のように受け取ってしまいがちです。若い世代からも関われる、関わらなければならないシステムがあれば、必然的に動けるのかもしれない。</p>
<p>私共の地域は近年ふえている住宅地で交流がなく、これからめんどろな事がきらいな若い世代にも地域とのかかわり方の必要性を理解してもらいたい。</p>
<p>高齢化が進んでいるので、理想と現実は違っていきような気がする。・自分の生活で精一杯で他の家族のことまでは手伝えないが、できる範囲内の声がけぐらいは、必要かと思っている。(隣近所)・設間に『除雪』の項目が見受けられるが、高齢化でなくとも捨てる場所がないとどうしようもないし、ささいな事で隣近所でもめるのも嫌だと思ふ季節になった。</p>
<p>障がいがあっても地域で暮らすためには、色んな人が地域の中で姿を見られ、自分の地域の中で存在感を示すことが必要と思う。しかしながら、そのためには家族だけではなく、地域の人が理解を深めて「我がまま」とかではなく、「出来ない困った人」というとらえ方ではない理解を広げていくことが大事だと思う。災害があり避難しなければいけなくなっても、安心して身をゆだねられる地域づくりが必要だと思う。</p>
<p>・町内のリーダーを育成することが大切・老人の買い物、病院への足の問題、バス路線以外は全然役に立っていない。・障害者宅前の除雪の配慮してもらいたい。除雪車の固い雪は除雪出来ない。</p>
<p>・町内のリーダーを育成することが大切・老人の買い物、病院への足の問題、バス路線以外は全然役に立っていない。・障害者宅前の除雪の配慮してもらいたい。除雪車の固い雪は除雪出来ない。</p>
<p>町内、子供どうしのあいさつ運動</p>
<p>1. 町内会(組の回覧板)の文書配布などの際は、不在でない時はポストに入れるのみでは無く、安否確認も含めて声がけをしてほしい。2. 通り掛かりの際は、挨拶を交わすよう運動してはどうか。</p>

子供や高齢者が弱い立場であり、守っていく理由や、障害があったり発達に遅れがある場合には理解が必要だとわかっているにもかかわらず、実際は、どのような生活を送っているのかわからない場合があると思います。プライバシーや個人情報を守る都合もあり、具体的に公開するのは難しいと思いますが、リアルな現実を見たり、学ぶことができる媒体や教育があると良いと思います。理解のあるやさしいまちであることが、住みやすい町になっていく事と思います。

## ○高齢福祉(10件)

一人ぐらしの老人がいる地域で個人々の協力はなかなかむずかしいので行政機関で、声かけや訪問などしてほしいと思います。

60歳以上でも動く事が出来る仕事場を考えてほしい。

医療従事者で有りながら、家族にも高齢者が居ながら、家族に任せて大切な事を忘れていたと考えさせられました。具体的なことは今は分かりませんが、今後は広報誌に目を通し福祉に少しでも関わりたいと思います。

○買い物難民が増えているので行政で移動販売車を出してほしい。○高齢者夫婦のみ世帯の除雪協力(労働や金銭援助を)を。○中高生の部活として、年1回、夫婦共に85才以上に全面的援助を。あとは行政で。

老人クラブをつくる。

70才と65才の夫婦で97才の姑さんを介護してます。農繁期には、ショートステイを利用してます。ケアマネさんには助けられています。子供からは母さんは85才で死んでくれと言われてます。(笑)

もう少し高齢者の方に援助をしてほしい。その人らしい、自立した生活を送れるよう、支えるべきである

高齢者の保険料金が高い。年金が年々減額され生活がきびしくなっている。

近い将来、新庄は間違いなく老々介護世帯が多くなると思われます。それに備えて役所の方で民生委員地区の役員達と連携して状況把握を早め早めに行い、出来るだけ訪問回数を増やしたり、直接対話を頻繁にして老々介護世帯の負担を少しでも減らして行ければ良いなあと思います。(あくまでも理想論です。)

高齢者の免許返納に伴い、具体的な支援がないことにより、高齢者ドライバーの危険性を減らすことができてないことに不満。

## ○福祉情報の情報提供(9件)

<p>地域の福祉活動について、ほとんど分かりません。広報しんじょう社協だよりをもっと分かりやすく、こまめに発行していただければ、もう少し福祉の活動など、広まると思います。</p>
<p>もっと福祉についてみんなに知ってもらう事が重要だと思う。</p>
<p>「しんじょう社協だより」の内容が活字だけ(文章)でもう少し目に入りやすい作り方をしてほしい。</p>
<p>今自分は、仕事の人間関係で悩んでおりいっばいいいっばいである。できれば新庄に住みつけたい思いもあるが、心がどんどん消耗する職場、若手がどんどんやめていく職場にこのまま身を置いて良いものかと非常に困っている。転職することになれば市外に出ていくと思う。セクハラ、パワハラ、昭和的・体育会的価値観ともとれる若手への無配慮さ、横暴さ、デリカシーのない年配職員からの「結婚」「子育て」等への口出し…愚痴をつらつらと書いてしまったが、令和の時代は多様性の時代だと思うから、田舎町にも多様な選択肢がほしい。生活相談を広報で見たいと思ったことがあるが、どのような流れになるのか、プライバシーはどの程度守られるのか、話を聞いてくれるのはどのような方なのか(資格を持っているかどうか、正職員かどうか)気になる点があり、結局利用できていない。広報やHPで詳細も書かれているとありがたい。</p>
<p>市の広報はたいてい読んでいます。知らないことが勉強になります。いろいろな事に目をむけていこうと思います。</p>
<p>福祉活動が見えるようにやってほしい。</p>
<p>私は老人の一人暮らしをしております。何とか自活はしておりますが次のステップの、例えば施設の情報とか負担金(どれくらいお金がかかるとか)の情報が欲しい。新聞等の記事には特に目を通してはおります。</p>
<p>情報提供体制の充実</p>
<p>地域の福祉活動に関しての情報が少なく、使えるサービスや制度など分かりづらいこともあるような気がします。自分自身も、今後の福祉活動に関して、興味を持って情報を得ていきたいと思いました。保健・医療・福祉分野の連携をとり、さまざまな職種場所でも(病院等)福祉に関する情報を提供できるようになればと思いました。</p>

## ○除雪(8件)

冬に道路の雪を、除雪車輛が路肩に盛り上げ、その除雪に多くの人が苦勞しております。足の不自由な人や年配の人はほんとうに大変だと思っており、まずこの問題を解決しないといけない。そのためにはまず行政が対応すべきです。新庄市市報では、この問題に対し、「できない」や「なんぎをおかけしますがよろしく御願います」のような回答が記載されており、取組が不十分です。

市の除雪において、ロータリー車とシャベルローダー、ブルドーザーといろいろな車両がありますが、特にシャベルローダー、ブルドーザーでの除雪は、道路横に必ず雪がよせられて、除雪車が来るたびよせられた残雪(かたくて重い)をスノーダンプでかたづけなくてはなりません。すべてロータリー車であれば解決ですが、今の除雪状況ではやはり新庄市から移転(転出)したい。

除雪、排雪体制を充実してもらいたいです。

自分の住んでいる所には流雪溝どころか小さな川さえない。農業用水路はあっても肝心の冬には止められる。水は流れていない。除雪機はあっても雪を捨てる場所はない。意味がない。近所の人達も除雪機をみな買ったが解決しない。自分の家では冬になるとリース会社からトラックを借りタイヤショベルを借り2~3回下田の市の排雪所に投げにっている。同じ新庄市民なのに不公平をととても感じる。

排雪用の側溝に水が全く流れてこない。・水が流れる所と流れない所が有るのは不平等である。

私は一人暮らしなので、高齢のためグループホームに入所しているので、自宅は留守宅になっています。なので、冬期間の雪払い(歩道の雪払い)を市の方でめんどう見て頂きたいです。

除雪・排雪体制、あきらめずに充実を。

除雪について、高齢者等市役所の支援対象外の世帯でも重労働の為困難な場合もある。シルバー人材センターにも頼めるが、忙しいと頼むのが難しい様。外部に困ったときに適正な価格で頼める所が多くあると、住みやすくなる。

## お住まいの地域について(7件)

近所では、ひとり暮らしの中高年が多く、今はまだ元気でも近い将来隣組がなくなってしまうのではないかと不安です。家の前の通りの除雪をする人がみんな年とって動けなくなったら、福祉のお世話になりたいと思います。

<p>・市へは協力しても、地区内では活動していない人がいる。・市への要望を区長に言うが、地区に必要なと思う内容は少なく個人的な希望が多い中、地域活動が、自分の生活につながっていると認識している住民が少ない。・地域福祉は、なんぞや？が、理解でない現状です。</p>
<p>地域は老人町内なので、一人なくなれば一人へる。ふえはしない。できるだけ見守り、活気をもつ地区にしてほしい。</p>
<p>アンケートにより改めて shouldn't 項目（内容）があるので、これから自分が何を学び生活・自立・安心して生活していけるか不安だ。地域活動やイベントの参加の声かけが住んで1回も無い。無関心なのか、近所付き合いもないのが日常的。</p>
<p>常日頃お世話になっていると思います。福祉に関しては余り意識していなかった。何がおこるかわからない時代になっている自分達の身近を地域の事を見ていこうと思いました。</p>
<p>隣とのつき合いも少ない現状。自分の家のマイナス要因は隠すこともあり、なかなか入りにくいです。</p>
<p>地域での生活をし、痛感することは、一人一人の意見、考えがちがうことを理解しなければ生活していくことは、むずかしいなと感じます。（考え方のみぞをうめられず、悩んでいる方が多いのでは）</p>

## 子育て支援（7件）

<p>私は新庄市へ移住して20年経ちました。来た時は子供達が多くにぎやかでした。今は子供達も激減し、さみしいかぎりです。若者が定住増するよう、市においても更に一層のご尽力を心より願っております。頑張ってください。</p>
<p>地域で子どもを育てるといった視点で、子どもにかかわれる活動のあり方を探っていきたい。他地区で行っている「こども食堂」のようなもの。子どもの居場所づくり。</p>
<p>子育て支援を充実してほしい。こらっせ新庄を無料にするとか。東根、尾花沢市の方が魅力を感じるので、引越ししようか考えてます。（子どもは1歳です。）</p>
<p>子どもの健診（以前は1歳半健診がなかったと聞いたので）まめにあり助かります。こらっせにあるわらすこ広場。たかが100円かもしれませんが子どもが産まれたばかりで自分が再就職するまではそれすら負担で行きたくてもいけませんでした。無料になると嬉しいです。</p>
<p>子育て支援について各学区にセンターを設置出来たらいいと思います。</p>

子育て世代の遊び場を増やしてほしい。路肩が危ない。段差に落ちて動けなくなった。(万場町の信金のところ)道路をちゃんと整備してほしい。

升形に学童がなくて困っている。他の地域に相談すると「この地域以外の人を受入れられない」と言われ、升形のみ孤立している。升形の親は働かずに家にいて子どもを見ろと言われていて、何か対策していただきたい。できないのであれば、大きな学校と統合してほしい。

### ○福祉施策(4件)

新庄市の福祉関係の予算・人材を充実させて欲しい。現状では、高齢になってから住みたい、住めるとは考えられず、移住を検討している。

新庄市の福祉の施策が見えない。防犯や災害への意識を高める活動も必要だと思います。

いくら地域福祉が充実しようとも、国政が低所得世帯や社会的弱者に対してこのような厳しい政策を出し続けている以上、安定した生活や自分らしい生活など送れるはずがない。経済的な安定なくして、地域住民の協力や支え合いなど絵に描いた餅ではないだろうか？特に、核家族で2児を育てているが、子育てするには新庄市はキツイ。

福祉活動というと高齢化に伴った事業等を充実させていくイメージ。確かに高齢者が増え、独居で生活を送る方も増えている現状サポートを色々と充実させていかねばなりません。しかし、若者離れも深刻化し、サポートするにあたってはまかないきれない部分があるのも現状かと。子育てしやすい環境を整えていく事がやはり大事ではないかと考えます。医療費も他の市町村は高校生も無料化になっています。そういう部分で充実していたりすると子育て世代も安心して過ごせるかと。市民が集える場というのも、すごく欠けているなあとつくづく思います。温泉がないのは大きいです。

### ○介護保険サービス(4件)

デイサービスを利用しています。職員さんは、親切で優しく助かっております。リーズナブルな料金でご飯やお茶、お風呂などのサービスはとても助かり、楽しみです。この料金がずっとこのままで続いてくださると助かります。

福祉施設入所、短期、デイなどを利用する高齢者の方から、スタッフがどなる、おこるなどで、「こわい」「気を使う」などということを知ることがあります。最近、複数の高齢者や家族からお話をきき、心配になりました。福祉に携わる方が急に増えておりますが、高齢者の特徴を理解し、接遇などへの学習がどのように行われているのか知りたいと思いました。新庄市の福祉に関する体制はとても充実してきたと思います。福祉は「優しい気持ち」が大切だと思います。人の育成に関しても、力を入れて頂くよう希望します。



福祉施設が少なく他の町村に回される様な事では、老後が心配です。

介護保険事業について、利用の必要性を感じても、ニーズに対応してくれる施設・事業所が少なく、又あったとしても、中には「これでよいのか」と感じることもあるのが実際だと思えます。

### ○外出・移動(3件)

福祉活動相談したいが足が動かず止まっています。交通が不便。駅からバスのりたいがお金がかかりない。働きたい人が多いが場所がない。家にとどまっている。そして老いて行く。新庄市まったんまでバス動いてください。動かして下さい。便利な町、住みよい町に。新庄市に生まれて育ってもうすぐ78年になろうとしています。嫁に来た所がバスも通らぬ所。本当の幸福って何ですか。健康で自由に遊びに行ける人生。若い子も老いても自由に羽ばたける人生。

高齢者の自動車の事故が多く、100円バスのルートを広げて、高齢者の足をかくほしてほしい。

日中、若い人は働きに行き、残っているのは高齢者。高齢者同士助け合うにも限度があるように思います。特に高齢者の移動手段・・・ハンドルにぎるのもまた高齢者。高齢ドライバーに対しての取り組みが必要。特に市の中心から離れた地域は心配です。

### ○防災(3件)

中心部と郊外では様々な支援に大きな差がある。例えば、公共交通。循環バスはあっても、そのバス停まで歩けない人もいる。災害に対しても避難所に入り切れるとは誰も考えていない。例えば近くの病院や企業などと協定を結んだりして、生きる上での不安となる災害対応ぐらいは確保しないないと、高速が通って人は集まっても定住する人は、いなくなってしまう。

私は民生児童委員をしていますが、地域住民の何事に関しても関心を示さない。住民同志の助け合いや、防災に対する考え方も地域性なのか、非常に稀薄で何かあった時、本当にこのままで良いのだろうか心配である。防災に関して申し上げると、支援の必要な人を、誰かがどのようにして助けるのか具体的な取り組みが早急に必要なのではないでしょうか？

情報の周知・・・回覧だけではなかなか伝わらない。緊急時も、防災無線等のツールがないので各自の判断で動くことになる。ハザードマップの詳細版が必要。

### ○地域の活動拠点づくり(3件)

私の町内でも半分以上が老人世帯です。でも公民館も老人クラブもなく、町内の老人達が気軽に集う所がありません。各町内に一つ老人クラブが作られて気軽に集まる場所があると、いろいろなサークルとか活動とかができて良いと思うのですが。

もっと気楽に幅広く参加できる活動が欲しいと思う。家に閉じこもっている人達がもっと集える機会があればと思う。

若い人と60歳以上の人々との希望者による交流があると良いと思います。交流するためのテーマをお互いが出し合い、小グループによる交流の場があると良いと思います。どうしても実現するためには、音頭をとって事務処理をしてくれる方が必要になります。

### ○民生委員・児童委員(2件)

民生委員の負担が大きくなっており、特に市のサポートをもっと充実すべきと考えます。

民生委員の活動についてですが、年に一度くらいは高齢の一人暮らしの家に訪問して、話を聞いてほしい。(状況を把握しておいてほしい)中には、かかわってほしくない人もいると思うが、民生委員の立場で顔を出してもらえば、相談しやすくなるのではと思います。他地区では、一度も訪問してもらえていない所があると聞いております。ちなみに私は、今年初めて民生委員の方を知りました。気軽に相談しやすい体制の整備が大切かなと思います。

### ○アンケート調査自体(4件)

新庄市は福祉に弱い!東根、天童、山形市の福祉をもっと知るべき。このようなアンケートをしても何か変わりますか?

今回のアンケートを取りまとめて、結果を広報して頂きたい。又、結果を元に、第2段・3段・・・のアンケートを違う課題で集約して、きめ細やかな地域の福祉を構築してもらいたい。

この活動のことをあまり良く知らない方が多くいるのではないかと思います。

認知症の私にアンケートが届いた。要介護2です。週3回新庄市のデイサービスを利用しています。無作為の発想は、アンケート効果があるのか疑問です。

### ○その他(28件)

個人情報やプライバシー等の取扱いから無関心の人が多くなっていると思います。よその子供でも悪いことすればしかってくれる世の中がこないものであろうか?

福祉とは何かとらえ方が難しいしわからないので、この共通概念をもてると答えやすいし、今後の活動についても考えやすくなるのではないか。

いじわるい人ばかりなので関わりたくない。表づらはいい人ぶってるが、悪人みたいな人ばかり。

<p>高齢者が増えるなか、はたらく世帯の経済負担、それに伴うはたらく時間の増により、福祉の時間等が取れない。又、高齢者の方々のほうが、時間も経済的な余裕もあるような気がする。</p>
<p>1. 市では子供から大人まで一括した施設なし。(他の市を参考) 2. 市営バス、大変便利。現在利用が少ない。PR不足。 3. 県内で温泉なしは新庄市関係者がヤル気が無いのでは。(子供～大人まで一番大切な事)</p>
<p>生活意欲の向上の為、趣味などの多様化の推進など。Etc…</p>
<p>社会福祉協議会、赤十字会費等々、税金と別に徴収されている。(強制的に)役所の支出項目に入れて個別負担なくすべきと思います。アパートに入っている方とか負担しない人もいる。</p>
<p>支援センターに小中学生の生徒の職場体験の受入れをすれば、子供達が家族とのコミュニケーションで支援センターの活動を話し広がると思います。</p>
<p>温泉が無くなり淋しいと思っています。温泉が出来ればよいなあと思っています。</p>
<p>冬期間の生活が幸でありますように!!</p>
<p>知ってる事なら参加したいです(ゴミ拾い等)</p>
<p>令和元年に米寿を迎えこれからの余生周囲に迷惑をかけない様に十分に気をつけて歩んで行きたいと思います。</p>
<p>道路のこわれがいっぱいある。すぐ直して下さい。早速工事して下さい。</p>
<p>役人は市民の中に(近くに)入り込むべき。</p>
<p>年だからめんどうな事は考えず、自分のことだけ考えています。</p>
<p>美しい町づくり特に河川</p>
<p>自分自身、もっと地域の福祉活動について、知らなければならぬと思います。</p>
<p>税金をムダに使う事をやめてほしい。</p>
<p>福祉の面で大変お世話になっており有りがたいと思っております。たまに冷たい目線で言われた時に、とても悲しくなって来ます。</p>
<p>新庄市は豪雪地帯なので雪下ろし除雪等の負担を軽減してほしい。新庄市は医療は最悪なので、医療を充実してほしい。山形市なみに開業医を多く医療機関も多く、病気した時の不安をないようにしてもらいたい。救急医療は現在最悪である。</p>
<p>特にありません。体が不自由なので取り組めない。</p>

<p>頭に入れてるようではっきりはわからないものだと反省しました。</p>
<p>福祉活動は、なかなか見えないので、地道に続ける事だと思う。広報だったり、ふれあいサロンなりは、目立たないけど続けるべきだと思う。</p>
<p>離婚して子供を育てるひとり親です。元夫の残した住宅ローンを支払っていく為、多くの残業をして必死に働いていますが、生活資金が不足していて借金が増えるばかりです。借金を支払うため働いているのに、就学援助も収入が多いからと打ち切られ、福祉資金の貸付けも住宅ローンの連帯債務者になっているからと断られました。パートで低収入のひとり親の方が、よほど裕福な生活をされていて不公平だなどいつも思っています。給付等の制度は収入だけを見るのではなく、その生活状況を見て頂けないと本当の生活弱者の救済にはならないのではないのでしょうか。</p>
<p>重度障害者、介護認定者以外には厳しい地域だと思います。完治（下肢障害3級2種、20歳前傷病）は確実に可能性は無く、短い期間での状態の変化もあり、治療費も多くなる事も多い。定期薬も高額となりますが状態を維持していく為には仕方ないとは思いますが、仕事が出来なくなった場合、その後の事を考えると不安です。冬の除雪に関しても不安です。現在は母親がやっていますが高齢ですのでいつまでできるかは？です。</p>
<p>障害をもった人が自宅にいた場合、親が亡くなればその人は独りになります。他の家族が面倒みるにしてもいろいろ大変です。独り暮らし老人、老々介護等々、地域の中でも助けを必要とする人はだんだん増えてきている現状だと思います。こうゆうところにお金を使ってほしいと思うのに、何故今、裕福な者たちも全て含めて、幼児教育が無償化になっているのかが理解できません。</p>
<p>住民台帳を参考に高齢者宅、母子・父子世帯への声掛け</p>
<p>○子育て支援活動（学童保育・一時預かり・保育園の向上取組み）、○老人福祉（サービス付高齢者向け住宅の一部補助金・助成）</p>

## 資料4

### ○新庄市地域福祉計画・新庄市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

令和元年9月

告示第40号

#### (設置)

第1条 新庄市地域福祉計画(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画をいう。)及び新庄市地域福祉活動計画(以下「地域福祉計画等」という。)を一体的に策定し、当該地域福祉計画等の推進及び評価を行うため、新庄市地域福祉計画・新庄市地域福祉活動計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画等の策定及び変更に関すること
- (2) 地域福祉計画等の策定に係る調査及び分析に関すること
- (3) その他地域福祉計画等の策定、推進及び評価に必要な事項に関すること

#### (組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民
- (3) 自治会関係者
- (4) 民生委員児童委員
- (5) 社会福祉法人
- (6) ボランティア団体、特定非営利活動法人
- (7) 保健・医療・福祉関係者
- (8) 行政機関関係者

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を

代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の人出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、成人福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

## 資料5

### 計画策定員会委員名簿及び計画策定の経過

新庄市地域福祉計画・新庄市地域福祉活動計画推進委員会委員（敬称略）

委員長 森 隆志      副委員長 早坂 智佳子

選出区分	職 名 等	氏 名
学識経験者	山形県司法書士会副会長	早坂 智佳子
公募委員	市民	奥山 洋子
	市民	阿部 まゆみ
自治会関係者	新庄市区長協議会 副会長	今田 雄三
民生委員児童委員	新庄市民生委員児童委員協議会連合会 会長	笹原 啓一
社会福祉法人	特別養護老人ホーム 新寿荘 荘長	伊東 淳一
	障害福祉サービス事業所 友愛園 園長	高橋 聖一
ボランティア・NPO	特定非営利活動法人 福祉サポートセンター山形 課長	伊藤 誠司
	一般社団法人 とらいあ 専務理事	高山 恵美子
保健・医療・福祉関係者	新庄市老人クラブ連合会 会長	矢口 實
	新庄・最上地域シルバー人材センター 常務理事兼事務局長	森 隆志
	新庄市身体障害者福祉協会 会長	中部 道子
	PFC HOSPITAL 地域医療連携室主任	土田 由美
	新庄市健康福祉推進協議会 会長	星 利佳
行政機関関係者	新庄市地域子育て支援センター 所長	菅 律子

### 計画策定までの主な経過

年月日	事 項	内 容
令和2年11月 9日	第1回計画推進委員会	計画の骨子 協議
令和2年12月10日	市産業厚生委員協議会	計画の骨子 説明
令和2年12月21日	第2回計画推進委員会	計画（素案）検討
令和3年 1月15日	第3回計画推進委員会	計画（素案）検討
令和3年2月12日	第4回計画推進委員会	計画（案）検討
令和3年2月24日	市産業厚生委員協議会	計画（案）説明
令和3年3月 1日	パブリックコメント実施	計画（案）意見聴取
令和3年3月26日	パブリックコメント結果公表	意見の発表

新庄市地域福祉計画・新庄市地域福祉活動計画

---

令和3年3月

編集・発行 新庄市成人福祉課

〒996-8501

山形県新庄市沖の町10番37号

電話 0233-22-2111

社会福祉法人 新庄市社会福祉協議会